

令和5年度 各部行政運営方針書

目 次

企画政策部	1
財務部	20
総務部	24
市民部	30
健康福祉部	44
観光商工部	67
農政部	81
建設部	90
議会事務局	103
教育委員会事務局	106
選挙管理委員会事務局	108
監査事務局	125
農業委員会事務局	127
上下水道局	129
	131

令和5年5月 会津若松市

各部行政運営方針は、第7次総合計画の推進を図るため、各部局が自らの権限と責任（部局の使命）を明確にするとともに、各部局自らのリーダーシップ、経営管理により、施政方針や行政評価等を踏まえた新年度における重点方針や課題解決に向けた重点的な取組等を明らかにし、効率的で効果的な行政運営を図るために毎年度作成しています。

また、本市における様々な取組は、SDGsと親和性が高く、第7次総合計画に掲げる5つの政策目標の実現に向けて取り組むことが、SDGsの基本理念に沿った取組となると考えており、本市の施策が、SDGsのどの目標と紐づくの分かりやすくするため、それぞれの施策ごとに関連するSDGsの目標のアイコンを記載しています。



あらゆる場所のあらゆる形態の
貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食料安全保障及
び栄養改善を実現し、持続可能な
農業を促進する



あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を
促進する



すべての人に包摂的かつ公正な質
の高い教育を確保し、生涯学習の
機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべて
の女性及び女児の能力強化を行う



すべての人々の水と衛生の利用
可能性と持続可能な管理を確保
する



すべての人々の、安価かつ信頼でき
る持続可能な近代的エネルギーへの
アクセスを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべ
ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがい
のある人間らしい雇用（ディーセント・
ワーク）を促進する



強靭（レジリエント）なインフラ構
築、包摂的かつ持続可能な産業化の促
進及びイノベーションの推進を図る



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）
で持続可能な都市及び人間居住を実現す
る



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するた
めの緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源
を保全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用
の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化へ
の対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復
及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社
会を促進し、すべての人々に司法へのアク
セスを提供し、あらゆるレベルにおいて効
果的で説明責任のある包摂的な制度を構築
する



持続可能な開発のための実施手段を強化
し、グローバル・パートナーシップを活
性化する

令和5年度 企画政策部 行政運営方針

I 企画政策部 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	1 子ども・子育て	1 子どもの育ちを支える取組の推進
2	8 男女共同参画	1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備
3	9 社会参画	1 市民活動・協働の推進
4	21 ユニバーサルデザイン	1 ユニバーサルデザインの推進
5	31 公共交通	1 公共交通ネットワークの活性化と再生
6	35 情報通信技術	1 ICTへの興味関心・リテラシーの向上
7		2 ICTを活用した地域活力の維持・発展
8	36 地域自治・コミュニティ	2 地域主体のまちづくりの推進
9	37 交流・移住	1 交流の促進
10		2 定住・二地域居住の推進
11	38 大学等との連携	1 大学等を活かした人口の流入・定着の促進
12		2 大学等と地域の連携促進
13	39 まちの拠点	1 新市建設計画の推進
14		2 市役所庁舎の整備
15		4 未利用地等の利活用検討
16	41 行政運営	1 市民と行政とのコミュニケーションの推進
17		2 社会の変化に対応していく行政運営
18		3 行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 1	子ども・子育て	施策 1	子どもの育ちを支える取組の推進 
	重点方針 – 施策の方向性 –	結婚希望者がその希望を叶えられるよう支援していくとともに、地域全体で婚活・結婚を応援する環境づくりに取り組みます。		
	【重点的取組】 ① 結婚支援 婚活セミナーの開催を通じて、結婚を希望する人が、自信をもって結婚に向かえるよう、コミュニケーションのあり方や結婚に関する不安の軽減を図るとともに、これまで養成してきた結婚希望者を支援する「現代版仲人」の研修会を開催するなど、結婚希望者のニーズに寄り添い、継続的に支援していきます。 また、結婚新生活支援事業により、結婚初期の経済的負担等を軽減し、本市での安定した生活を支援します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 結婚支援事業／協働・男女参画室／5,265万円 ・婚活セミナー ・婚活支援事業補助金 ふくしま結婚・子育て応援センター（県設置）が運営する結婚マッチングシステム「はぴ福なび」への入会登録料の半額を補助 ・結婚新生活支援事業補助金 結婚に伴う新生活にかかる費用（住宅費・引越費用）を補助 ・現代版仲人研修会 ・結婚支援員（会計年度任用職員・専門職）の配置 【部局間連携】 ① セミナーやイベントの開催、各種支援事業など広く市民の方々に情報が行き渡るように、庁内各課と連携し様々な場面や市民窓口からの広報に取り組みます。 ② 「ベビーファースト宣言」アクションプランについて、健康福祉部と連携し、若者が住みたいと思うまちづくりに向けて取り組みます。 【市民協働・官民連携】 ① 地域の様々な主体が集い、結婚支援についての意見交換や各種支援策等の立案や実施を検討する結婚応援地域連携会議を開催し、結婚支援に係る連携強化及び結婚希望者を地域全体で支援する機運を醸成します。	

重点方針 No. 2	政策分野 8	男女共同参画	施策 1	男女共同参画社会の実現に向けた 環境整備	    
	重点方針 －施策の方向性－	男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識づくりや社会環境づくりに取り組みます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 男女共同参画への理解促進 会津図書館内「男女共同参画コーナー」の充実や、市政だより、ホームページなどを通じて、男女共同参画に関する情報を広く発信します。 また、令和4年度に実施した男女共同参画に関する意識調査の結果を公表し、市民の皆様への周知と意識の高揚を図るとともに、特に事業所等における意識向上策（③ワーク・ライフ・バランスとも関連）など、今後の取組を構築（⑤男女共同参画推進プランと関係）します。 ② 男女共同参画に関する学習機会の充実 特に、子どもたちの意識の醸成を図るため、引き続き、「子ども人生講座」や「男女平等に関する作文コンクール」を行うとともに、出前講座などにより、市民の皆様とともに、男女共同参画を考えます。 ③ ワーク・ライフ・バランスの推進 「男女共同参画推進事業者表彰」による表彰事業者の取組紹介などにより、男女がともに働きやすい職場環境を広げていきます。 また、仕事と生活の両立や適切なワーク・ライフ・バランスに向けて、事業者への啓発や一人ひとりの意識の確立を促します。 ④ 政策方針決定過程への女性の参画拡大 エンパワーメント（本来持っている能力を引き出すための考え方や方法）講座等を通じて、女性が市政や地域などの様々な場へ積極的に参画できるよう支援します。 また、市の政策・方針決定過程においては、市政や地域貢献に関心のある「女性人材リスト」を積極的に活用し、女性の参画を図ります。 ⑤ 「（仮称）第6次市男女共同参画推進プラン」の策定 ワークショップやパブリックコメントなどを通じて、市民の皆様とともに、令和6年度からの新たなプランをつくりまします。		① 男女共同参画推進事業／協働・男女参画室／314万円 ・子ども人生講座、男女平等に関する作文コンクール ・男女共同参画に関する出前講座 ・男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金 ・男女共同参画推進活動ネットワークの充実 ・男女共同参画推進事業者表彰 ・ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画に関するセミナー ・エンパワーメント講座 ・（仮称）第6次市男女共同参画推進プランの策定 【部局間連携】 ① 「男女共同参画推進員」を全所属に配置し、各所属における男女共同参画の取組を推進します。また、研修会等により職員の意識啓発を図ります。 ② 「女性人材リスト」を活用し、各部局の委員会・審議会等において、女性委員の参画を図ります。 【市民協働・官民連携】 ① 市民団体で構成される「男女共同参画推進活動ネットワーク」の充実や「男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金」を活用した研修や啓発活動の促進を図り、男女共同参画の推進に向け地域で活動する市民団体や個人等を支援します。 ② 女性活躍推進法市町村推進計画に基づき、商工課や県の雇用労政担当、ハローワーク等と連携し、事業主等への啓発を進めます。			

重点方針 No. 3	政策分野 9	社会参画	施策 1	市民活動・協働の推進	
	重点方針 －施策の方向性－	地域の魅力づくりや課題解決に向けて、NPO・ボランティア等が活躍できる機会を創出していきます。また、多様な主体と行政が、相互に尊重しながら、ともに考え、活動し、実践していくための取組を推進します。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 市民活動への参加・参画の機運づくり 「提案型協働事業（市民提案型・行政提案型）」などを活用しながら、市民活動への参画の機運をつくります。 ② 市民活動活性化に向けた仕組みの構築 NPO法人や市民公益活動団体、市民等からの相談への対応や研修会の開催など、市の協働パートナーとなる市民活動団体の活動を支援する「市民活動団体支援事業」により、市民活動を活性化します。 ③ 多様な主体が連携、交流できるネットワークの拡大 NPO法人や市民公益活動団体の活動の継続や活性化に向けて、相互の連携・交流を支援します。 ④ 市民協働（市民協働推進指針）への理解促進 地域の課題解決や活性化に向けて、市民活動団体と行政による「協働」の実績や成果をホームページや報告会の開催等により広く周知しながら、市民の皆様の市政や市民活動への参画の機運、機会を拡大していきます。		① 市民協働推進事業／協働・男女参画室／512万円） ・提案型協働事業（市民提案型・行政提案型） ・市民活動団体支援事業（委託事業） 【部局間連携】 ① 「市民協働推進員」を全所属に配置し、市民協働の研修や実践事例の情報共有、意見交換等を通して、「市民協働推進指針」の考え方や協働と参画によるまちづくりへの職員意識を高め、市民協働によるまちづくりを進めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 「市民協働推進指針」に基づき、市民や市民公益活動団体、NPOをはじめとする法人等とともに、参画、協働による持続的なまちづくりを進めます。		

重点方針 No. 4	政策分野 21	ユニバーサルデザイン	施策 1	ユニバーサルデザインの推進	   
	重点方針 －施策の方向性－	「ユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、情報の提供や研修会の開催などにより、広くユニバーサルデザインの理念の普及促進を図ります。また、様々な分野においてユニバーサルデザインの導入を図ることにより、すべての人にとってやさしく暮らしやすいまちづくりを推進します。			
	【重点的取組】		【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① ユニバーサルデザインの理念の普及啓発 「第4次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、出前講座やセミナー、子ども向けの体験講座を行います。 また、ホームページや市政だより等を活用し、ユニバーサルデザインの理念および、特にユニバーサルデザインの基盤となる「こころのユニバーサルデザイン」（※）を普及啓発します。 ※ こころのユニバーサルデザイン すべての人に人権や尊厳があることを理解し、互いを一人の人として認め、尊重し合う意識とともに、社会に内在する様々な差別や不平等に目を向け、その原因と解決策をみんなで考え、改善するために行動すること。 ② 安全、安心、快適なまちづくりの推進 ユニバーサルデザインによって、ICTサービス等による快適性、利便性の向上や窓口環境・窓口サービスの改善など、ソフト施策や施設の建設・改修等のハード整備が図られるよう、意識の啓発を進めます。 また、市や事業者のユニバーサルデザインの取組事例の紹介等をおして、ユニバーサルデザインの理解促進と普及を図ります。		① ユニバーサルデザイン推進事業／協働・男女参画室／22 万円 【部局間連携】 ① 庁内横断的な組織「ユニバーサルデザイン推進チーム」において、市政モニターへのアンケート結果に基づく課題や庁内の取組状況を共有しながら、職員への意識付けを進めます。 また、全庁的な取組の指針とすることを目的とした「分かりやすい情報発信ガイドライン（仮）」の策定などに連携して取り組みます。 【市民協働・官民連携】 ① 県内でユニバーサルデザインの普及・啓発に積極的に取り組んでいるNPO法人と連携し、子ども向け体験講座や職員向け研修会などを開催します。		

重点方針 No.5	政策分野 31	公共交通	施策 1	公共交通ネットワークの活性化と再生	
	重点方針 －施策の方向性－	鉄道や路線バス、タクシーなど多様な交通形態の選択・連携による公共交通ネットワークの確保と活性化を図ります。さらに、観光振興や中心市街地活性化、健康増進などと連携を図り、まちづくりに資する公共交通の構築に取り組みます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 「市地域公共交通計画アクションプラン」に掲げた事業の推進 引き続き、広域バス路線の再編の検討や、令和4年度に策定した「市地域公共交通計画アクションプラン」の事業を進め、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの実現を目指します。 ② 住民主体コミュニティ交通やMaaSなどの交通手段・サービスの構築 引き続き、金川町・田園町や北会津、河東、湊地域における地域内交通を支援します。加えて、地域内交通の運営の検証・改善について、運営組織と協議しながら、各地域内交通への支援のあり方を検討します。また、キャッシュレスサービスの導入やAI オンデマンドバスの本格運行など、ICTを活用した新しい移動サービスを推進し、多様な交通手段を一つのサービスとして継ぎ目なく繋ぐMaaSの構築を進めます。 ③ 第三セクター鉄道への支援と利用促進 市が出資する会津鉄道と野岩鉄道について、経営改善計画に基づき財政支援を行い、施設・設備の維持・更新に努めます。さらに、会津・野岩鉄道利用促進協議会を中心に関係自治体や関係団体と連携して利用を促進します。 ④ 生活交通路線への支援 交通事業者が運行する生活交通路線の運行を支援し、市民生活にとって必要不可欠な生活交通を維持します。 ⑤ 只見線の利活用による地域振興 只見線利活用推進協議会が行う「只見線利活用計画」に基づいた利用促進策をはじめとする事業を推進し、只見線の利活用を契機とした会津17市町村全体の振興に繋がっていきます。		① 地域公共交通会議負担金／地域づくり課／140万円 ② 会津総合開発協議会特別負担金／地域づくり課／5,731万円 ③ 会津・野岩鉄道施設整備補助金／地域づくり課／2,813万円 ④ 生活交通路線運行維持対策事業補助金／地域づくり課／3,961万円 【部局間連携】 ① 北会津・河東支所、公民館をはじめ、関連部局と連携しながら、公共交通の維持、改善に取り組みます。 【市民協働・官民連携等】 ① 各地区の地域運営組織、庁内関連部局とともに、公共交通を守り・育てていきます。 ② まちなか周遊バスの運行や、路線バス利用者に対する地元スーパーのポイント付与、運転免許自主返納者への運賃割引及び商店等での特典付与、路線バスにおける高齢者フリーパス券の発行など、公共交通事業者や関係団体と連携した取組を進めます。 ③ 高齢者の移動の支援につながる新しいモビリティサービスについて、庁内及び民間企業と連携を図りながら取組を進めます。		

重点方針No. 6

政策分野 35	情報通信技術	施策 1	ICT への興味関心・リテラシーの向上	4 読書の楽しさや みんなに 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と観光振興の 両立を目指す
重点方針 －施策の方向性－	多くの市民が ICT の利便性を享受し、日々進歩する技術等を身近に感じることでできる機会を創出することにより、ICT への興味関心の向上を図ります。さらに、情報格差（デジタルデバイド）の解消及び情報を使いこなす力（情報リテラシー）の向上を図ります。 また、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業と連携しながら、会津若松+を通じた各種サービスの拡充に努め、利用者の拡大につなげていきます。			
【重点的取組】			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）	
① ICT を体感する機会の創出 周辺地図連動型の情報交流支援スマートフォンアプリ「ペコミン」について、「都市OS（会津若松+）」やオープンデータ等との連携により、防災、健康、観光、生活などの情報共有を進めます。 また、市民の皆様が ICT の利便性を実感し、利用促進が図れるよう、スマートフォン講習会などを通じて、「手続きナビシステム」など、行政サービスの体験機会を設けます。			① 地域情報化推進事業（ICT まちづくり推進事業）／情報統計課 ／1,220 万円	
② ICT の利活用に関する講習会等の開催 防災や健康増進、地域交流など様々な分野で ICT の活用による利便性の向上を促進し、誰もが ICT を活用し、生活の質を向上できるようにするため、「市情報化推進計画」に基づき、デジタル化を進めます。 また、市民の誰もが ICT の利便性を享受できるよう、利活用促進に関する広報の充実に加え、スマートフォンなどの講習会やデジタルに関する困りごとを解消するための個別相談会を拡充します。			② 地域情報化推進事業（市民 ICT リテラシー向上）／情報統計課 ／210 万円	
			【部局間連携】	
			① 令和2年度を初年度とする「会津若松市情報化推進計画」に基づく、積極的な「デジタルシフト(※)」を各部局と連携して進めます。 ※デジタルシフト 情報伝達媒体や各種手続きなどの社会の仕組みが電子的な手段に移行し、これまでよりデータやデジタル技術との接点が増えた状態のこと。	
			【市民協働・官民連携】	
			① AiCT 企業と連携したデジタル田園都市国家推進交付金に基づく事業の推進や AiCT 企業と地元企業の連携を進めます。	

重点方針 No.7	政策分野 35	情報通信技術	施策 2	ICT を活用した地域活力の維持・発展	  
	重点方針 －施策の方向性－	多種多様な公開できる情報やデータ（オープンデータ）の拡充を図ります。また、それらの解析等を行うアナリティクス人材（データサイエンティスト）の育成を図りながら、その解析結果をまちづくりや企業活動等に活用するなど、地域活力の維持・発展につなげていきます。 また、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業と連携しながら、会津若松＋を通じた各種サービスの拡充に努め、利用者の拡大につなげていきます。			
	【重点的取組】 ① アナリティクス・サイバーセキュリティ関連人材の育成 地域課題の解決や行政運営の効率化、生産性向上に向けて、データに基づき効率的かつ的確に施策立案と展開を図るため、実務データ分析活用研修等を通じて、職員のデータ分析、解析能力の育成を行います。 また、職員の ICT、デジタルスキル向上のための研修や、情報リテラシー及びセキュリティ対策スキルを備えた職員を登録する「情報化人材」制度などにより、意識の向上と人材の育成を進めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① データ利活用推進事業／情報統計課／1,475 万円 【部局間連携】 ① 庁内各課と連携し、市が保有するデータのオープンデータ化を進めます。 ② 全職員対象の ICT の基礎セミナーや庁内 IT・dX 推進リーダー研修などを通じて、ICT、デジタルに関するスキルの向上を図ります。 【市民協働・官民連携】 ① 市が公開するオープンデータを会津大学や地元企業、地域等と共有し、その活用を促します。 ② AiCT 企業と連携したデジタル田園都市国家推進交付金に基づく事業の推進や AiCT 企業と地元企業の連携を進めます。		

② オープンデータの蓄積、活用とアプリ・サービスの創出促進
 市が保有するデータのオープンデータ化の拡充と標準規格である NGSI 形式（※）への変換を進め、これらデータの活用により、地域の共助型サービスにつながる新たなアプリケーション開発やサービス創出を支援します。
 また、庁内、庁外を問わず、オープンデータや各種統計情報を用いた GIS（地理情報システム）の利活用を拡大していきます。

※NGSI 形式
 異なるシステム間のデータ連携を効率的に行うネットワーク情報技術の標準規格であり、今後も多くの都市におけるデータ連携基盤での利用が見込まれる次世代の通信技術（API、アプリケーション・プログラミング・インターフェース）である。

重点方針 No.8	政策分野 36	地域自治・コミュニティ	施策 2	地域主体のまちづくりの推進	 
	重点方針 －施策の方向性－	地域の活性化や個性あふれる地域づくりに向けて、地域の実情を踏まえ、地域のことを自ら考え、地域の活性化や課題解決に向けて取り組むことができるよう、地域運営組織や財政支援のあり方の検討など、より良い地域コミュニティの仕組みの構築を進めていきます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 地域おこし、地域づくり活動の支援 地域とともに、地域の身近な課題の洗い出しやその解決に向けての協議、取り組みの立案と実践、情報発信を行いながら、地域住民による地域づくり活動を支援していきます。		② 地域住民主体のまちづくりの仕組みづくり 地域住民が主体となって考え、実践するための地域運営組織づくりや地域ビジョン策定に係る支援を行います。		① 地域づくりビジョン推進事業補助金／地域づくり課／560 万円 ② 自治基本条例推進事業／企画調整課／32 万円 ③ 集落支援員事業／地域づくり課／593 万円 ④ 地域おこし協力隊事業／地域づくり課／826 万円	
③ 自治基本条例に基づく、自治による自主自立のまちづくりの推進 湊地区などの取組の経過や事例を踏まえながら、自治基本条例第 12 条第 5 項に掲げる、地域のことを地域の方々が自ら考えて実行できる仕組みや地域運営組織の活動拠点となる施設や財政支援などのあり方について検討を進めます。		【部局間連携】		① 地域運営組織の活動拠点や人的支援のあり方などについて、コミュニティセンターの活用をはじめ個別の課題を整理し、その方向性を検討するなど、本市の実情にあったコミュニティへの支援のあり方を総合的に検討していきます。 ② 湊地区における地域づくり活動においては、基幹集落センター管理運営事業（農政部）と連携し、基幹集落センターのより一層の利活用が図られるよう、指定管理者である「みんなと湊まちづくりネットワーク」を支援していきます。 ③ 各地区における地域住民主体の地域づくりの仕組みづくりでは、地域住民の活動の拠点となる公民館（教育委員会）やコミュニティセンター（市民部）、福祉分野（健康福祉部）・防災分野（市民部）と連携して進めていきます。	
		【市民協働・官民連携等】		① 地域の活動組織や地域の活動拠点となっている公民館等と連携しながら、地域内分権の仕組みづくりの検討を進めます。 ② 自主自立のまちの実現に向け、北会津・河東・湊・大戸・永和地域で策定した「地域づくりビジョン」に基づく実践活動の伴走支援を行うほか、組織体制の充実に向け集落支援員や地域おこし協力隊等による人的支援を推進します。 また、その他の地域においても、地域運営組織の立ち上げや「地域づくりビジョン」の策定に向けた住民意識の醸成に取り組めます。	

重点方針 No. 9	政策分野 37	交流・移住	施策 1	交流の促進	 
	重点方針 －施策の方向性－	国内外の姉妹都市や本市ゆかりの自治体等との交流を促進し、相互の理解と友好を深め、市民団体や企業、次世代を担う子ども等の人的、経済的、文化的交流を促進し、互いの地域の活性化につなげていきます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 多文化共生理解の促進 中華人民共和国湖北省荊州市との交流において、小中学生が制作した書画作品の交換展示や、医療技術研修生の受入支援により、相互の理解を有効を深めます。		② 国際的な感覚・視野をもった人材の育成 次代を担う人材の育成を図るため、中学生を対象に、これからの社会をどう生きるかなど、自身の将来ビジョンを考える機会を提供する人材育成事業を行います。 また、グローバルな視点を持った人材を育成するため、会津の高校生を対象に、グローバル人材との交流や、国際社会への興味関心及び異文化理解を深めるためのワークショップ、英会話講座等をパッケージ化したグローバル人材育成事業を行います。		① 友好都市交流事業／企画調整課／53 万円 ② 未来人財育成事業／企画調整課／650 万円	
		【部局間連携】		【市民協働・官民連携】	
				① 友好都市である荊州市などとの交流や、国際交流協会との連携により、多文化共生理解、グローバル人材の育成などに取り組みます。	
				② 市内外の中学校及び高等学校との連携により、中高生のキャリアデザインや本市の未来を築くグローバルな感覚・視野をもった人材を育成します。	

重点方針 No.10	政策分野 37	交流・移住	施策 2	定住・二地域居住の推進	
	重点方針 －施策の方向性－	若年層やUターン等に重点を置きながら幅広い年齢層に向けて、積極的・効果的に本市での暮らしに関する情報を発信します。また、各種相談に適切に対応しながら、交流体験や受入体制の充実を図ります。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 移住に関する情報の発信 会津若松市定住・二地域居住推進協議会の専用ホームページや SNS を活用し、本市での生活が具体的にイメージできる情報や、本市での暮らしの魅力を効果的に発信します。 また、首都圏での移住イベントやオンライン相談会等に積極的に参加し、本市の魅力を発信します。さらに、Uターン等を推進するプロモーションキャンペーンを実施し、各種移住支援制度等と合わせて取組を広くPRし、Uターン等の増加を図ります。 ② 移住相談体制の充実 移住希望者に対して、就業や住宅を含めた幅広い相談にワンストップサービスで対応していきます。 「定住コネクトスペース」においては、移住相談を中心にテレワークやワーケーション等に関する相談をワンストップで対応するとともに、コワーキングスペース等を提供し、地域と移住者等との交流を進め、二地域居住から定住へと繋がります。 ③ 移住支援制度の充実 移住実践者に対する移住支援金の対象を拡大し、東京圏以外からの「Uターン・孫ターン」移住者にも支援金を給付することにより、本市への移住・定住を促進します。 その他、家賃や住宅取得、奨学金返還の補助により移住支援制度を充実し、移住実践者の増加を図ります。 ④ 交流・移住体験の促進 移住希望者が本市での就職活動や住居探しを行う際の宿泊費やレンタカー等利用を支援し、本市での交流・体験を通じて、移住実践につなげていきます。 また、テレワークやオンライン会議など新たな働き方が浸透し、「Uターン」や「転職なき移住」、「移住婚」に関心が高まっていることから、新たな支援制度や交流機会、移住体験の創出に取り組みます。 ⑤ 移住受入体制の充実 協議会を中心として、各種団体・企業や地域住民などと連携しながら受入体制の充実を図るとともに、「定住コネクトスペース」において、地域と移住者等との交流の場を創出することにより、移住希望者の増加や移住実践者の定着を図ります。		① 市定住・二地域居住推進協議会負担金／地域づくり課／1,947 万円 ② 移住支援金／地域づくり課／1,580 万円 ③ Uターン等移住給付金／地域づくり課／580 万円 ④ 住宅取得支援事業補助金／地域づくり課／840 万円 ⑤ 奨学金返還支援事業補助金／地域づくり課／180 万円 ⑥ 未来ファーマースタート支援事業／農政課／387 万円			
		【部局間連携】			
		① 移住希望者の移住検討において、就業場所の確保は大きな課題であり、観光商工部やハローワーク、市内事業者等との連携を強化し、情報発信、受入体制を充実していきます。 ② 就農希望者に対しては、農政部との連携を図り、グリーンツーリズム等の交流体験や未来ファーマースタート支援事業などの新規就農者支援の取組を通して、本市への定住に繋がります。 ③ ICT オフィスやサテライトオフィスの入居企業等にとって従業員の生活環境が重要な要素となることから、子育てや医療、教育、不動産情報等、各所属との連携を図り、適切な移住情報を提供します。			
		【市民協働・官民連携等】			
		① 会津若松市定住・二地域居住推進協議会を中心に、民間団体や市民団体と連携し、本市の魅力発信や移住に向けた支援等に取り組み、移住等を拡大します。			

重点方針 No. 11	政策分野 38	大学等との連携	施策 1	大学等を活かした人口の流入・定着の促進	  
	重点方針 －施策の方向性－	地域内高等教育機関の魅力発信・誘致と、高等教育機関等と有効に連携を図ることのできる研究機関等の誘致を図り、知的資源の質の向上と活用を図ることで、人口流入を促進するとともに、卒業後の地域内定着を促進します。			
	【重点的取組】		【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 高等教育機関の魅力向上による学生の確保 地域内での進学・就職の事例に関する情報誌の発行や、「デジタル未来アート展」と連携した学校説明会を開催し、会津大学・短期大学部及び地元の各種専門学校等の特徴や学習内容を紹介することで、中高生の地元高等教育機関への進学を促進します。 また、会津大学の「コンピュータサイエンスサマーキャンプ」等の取組を支援し、大学及び会津地域の魅力の発信による入学希望者の増加につなげます。 ② 高等教育機関卒業後の地域内定着の推進 地元就職への興味関心や理解の醸成を図るため、地元高等教育機関卒業後から地元就職までを意識した学校説明会や、事例を紹介する情報誌を発行します。 また、本市から会津大学への寄附により、地域産業の振興に寄与する研究促進や起業意識の高い人材育成を推進し、地域内の雇用拡大と学生の卒業後の地域内定着を図ります。		① 地域内進学促進事業／企画調整課／148 万円 ② 会津大学地域教育研究等支援事業／地域づくり課／1,500 万円 【部局間連携】 ① 観光商工部が行う ICT 関連産業集積や起業支援・新産業創出の取組と連携して、高等教育機関の学生確保や卒業後の地域内定着の増加を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 会津地域への流入人口拡大と、地域内定着を図るため、大学及び各種学校、地元企業との連携強化により、各々の魅力や会津地域の魅力を一体的に発信します。 ② 高等教育機関卒業後の地元定着を図るためには、安定的な就業場所の確保が重要であることから、ICT オフィス入居企業を始めとする地元企業との情報共有や交流ができる場を設けるなど、雇用対策や企業誘致活動、起業支援等の取組と連携していきます。		

重点方針 No. 12	政策分野 38	大学等との連携	施策 2	大学等と地域の連携促進	  
	重点方針 －施策の方向性－	地域の重要な知的資源である会津大学をはじめとする高等教育機関と企業、行政などとの連携を促進し、地域課題の解決や地域の活性化、アナリティクス人材等の人材育成などへつなげます。			
	【重点的取組】			【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額）	
	① 高等教育機関との連携による地域課題解決の支援 本市から会津大学への寄附により、地域産業の振興に寄与する研究や会津大学の知的財産を活かした企業間連携等を促進します。 また、ベンチャー体験工房「会津 IT 日新館」の開催により、新産業創出につながる起業意識の高い人材の育成を行います。			① 会津大学地域教育研究等支援事業／地域づくり課／1,500 万円 【部局間連携】 ① 観光商工部が行う産学官連携推進事業と連携して、高等教育機関の研究や知的財産を活かした地域課題解決を推進します。 【市民協働・官民連携等】 ① 会津大学と地域企業との連携・共同研究の促進や新産業創出、ベンチャー起業を促進します。 ② 会津大学は、スマートシティ推進や地域課題解決の視点からも本市にとって重要な知的資源であり、令和4年4月に締結した「『スマートシティ会津若松』の推進に関する基本協定」を活かしながら、地域企業・事業者、市民等との連携を進めていきます。	

重点方針
No. 13

政策分野 39	まちの拠点	施策 1	新市建設計画の推進	
重点方針 －施策の方向性－	平成 16 年の旧北会津村及び平成 17 年度の旧河東町との合併に伴い策定した「新市建設計画」に基づく取組の着実な推進を図ります。			
【重点的取組】			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）	
① 新市建設計画の進捗管理 令和 12 年度までの計画の中で、合併特例債を活用する事業として位置づけた事業については、中期財政見通しや公債費負担適正化計画など、財政状況を踏まえながら、事業熟度や緊急性を見極め、条件の整ったものから順次実施していきます。			① 新市建設計画の進捗管理／地域づくり課／0 円	
			【部局間連携】	
			① 新市建設計画の着実な実施に向けて、関係部局と連携して取り組みます。	
			【市民協働・官民連携等】	
			① 北会津・河東地域の「地域連携会議」を通じて、両地域住民の意見を聞きながら事業を推進します。	

重点方針 No. 14	政策分野 39	まちの拠点	施策 2	市役所庁舎の整備	     
	重点方針 －施策の方向性－	情報や防災、市民サービスの拠点として、また、市民生活を支える中心施設として、現在の本庁舎を中心に庁舎を整備します。その際、市役所本庁舎旧館については、その活用に向けた検討を進めながら保存していきます。			
	【重点的取組】 ① 市役所庁舎の整備 「庁舎整備基本計画（平成31年4月）」、「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理（令和元年11月）」及び「庁舎整備事業基本設計（令和3年2月）・実施設計（令和4年10月）」に基づき、庁舎建設工事を進めます。 また、令和7年度の新庁舎供用開始に向けて、来庁者用駐車場（謹教小学校跡地）や庁舎周辺道路の整備設計、新庁舎における什器・備品調達計画等を取りまとめます。 さらに、本年の進捗状況について、「庁舎整備ニュース」を通じて、市民の皆様へ報告、周知します。				【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 庁舎整備事業／庁舎整備室／162,029万円 ※庁舎建設工事（令和4年度～令和6年度）157,854万円 【部局間連携】 ① 新庁舎での業務を見据えて、申請手続き等のデジタル化に対応した窓口等の仕様や、庁舎及び駐車場の管理運営方法等について関係部局との協議、検討を行います。 【市民協働・官民連携等】 ① 庁舎建設工事が円滑かつ安全に進むよう、地域の方々や、施工者、設計者及び関係機関との連携を図ります。 また、高い技術力と経験を有するCM ^{（※1）} 等の事業者の知見を活用し、円滑な事業の推進を図っていきます。（民間のマネジメント力の活用と発注者（市）内技術者の量的・質的補完を図ります。） ※1 CM（Construction Managerの略） 発注者の立場から主体的にプロジェクトのマネジメントや推進を行う

重点方針 No. 15	政策分野 39	まちの拠点	施策 4	未利用地等の利活用検討	  
	重点方針 －施策の方向性－	県立病院跡地など、市街地中心部にある大規模な未利用地等については、本市のまちづくりへの有効活用に向けた提案や協議を行っていきます。			
	【重点的取組】 ① 県立病院跡地の利活用検討 市民ワークショップや市場調査を経てとりまとめた「県立病院跡地利活用基本計画」を、パブリックコメントやタウンミーティングを行ったうえで、策定します。 また、法務・財務等の専門企業等を選定し、その支援のもと、民間活力を活用した事業の実施に向けて、整備等を行う事業者の公募・選定を進めます。		【主要事業の一覧】（事業名/担当課/当初予算額） ① まちの拠点整備事業／企画調整課／62 万円 ※県立病院跡地利活用事業アドバイザー業務委託料 3,724 万円 （契約期間は令和 5 年度～令和 6 年度 支払いは令和 6 年度の予定） 【部局間連携】 ① 関連部局と連携し、整備において求める公的機能や施設の要求水準について検討を進めます。 ② 関係部局と協議、連携しながら、民間のノウハウの活用や事業費の削減、事業期間の短縮が期待できる DBO 方式による整備を着実に進めていきます。 【市民協働・官民連携】 ① パブリックコメントやタウンミーティングを通じて、最終的な市民意見を徴取し、県立病院跡地利活用基本計画を策定します。 ※DBO 方式・・・設計、建設、運営・維持管理を一括して民間事業者へ委ねる方式。請負契約と長期委託契約の組み合わせにより実施するので、公共が資金調達を行う方式。		

重点方針 No. 17	政策分野 41	行政運営	施策 2	社会の変化に 対応していく 行政運営	       
	重点方針 －施策の方向性－	総合計画の政策目標の実現に向けて、行政評価による PDCA サイクルのマネジメントを通じて、社会や市民ニーズの変化に対応する事務事業の構築と、行政資源の適切な配分に努めます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 行政評価による PDCA サイクルの行政運営とマネジメント 第7次総合計画に掲げるビジョンや政策目的の実現に向けて、データ等により証拠を示し適切な評価を行い、真に効果のある政策・施策を展開するため、「ロジックモデル」（※ ¹ ）を一部の事務事業評価に活用します。		① 行政評価システム推進事業／企画調整課／61 万円 ② 地方創生推進事業／企画調整課、協働・男女参画室、スマートシティ推進室／7,148 万円 ③ スマートシティ会津若松推進事業／スマートシティ推進室／5,648 万円		
	② 「会津若松市まち・ひと・しごと総合戦略」の改訂による取り組み 人口減少社会にあって、将来にわたり地域活力を維持し発展し続ける地域社会の構築を目指す、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定等を踏まえ、「第2期会津若松市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、新たな視点を加えて改訂し、将来にわたって暮らしやすく、魅力的な「しごと」があり、住み続けることのできる「豊かな社会」の実現に向けた取組を展開します。		【部局間連携】 ① 行政評価システムの推進においては、各部局横断的課題について副部長会議等で協議・検討を行い、施策・事務事業の見直し・立案へとつなげていきます。		
③ 「スマートシティ会津若松」 情報通信技術や環境技術などを健康や福祉、教育、防災、エネルギー、交通、環境といった様々な分野で活用する「スマートシティ会津若松」の取組により、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と、安心して快適に暮らすことのできるまちを目指します。 この実現に向けて、令和4年度に会津大学、一般社団法人 AiCT コンソーシアムと締結した基本協定による連携のもと、デジタル田園都市国家構想交付金などを活用した取り組みを効率的に進めます。		【市民協働・官民連携】 ① 行政評価においては、客観性・信頼性・公平性の確保のために、学識経験者及び公募市民からなる外部評価委員会による評価を行います。 ② 総合戦略については、庁内の推進組織である「会津若松市地方創生・人口ビジョン対策本部会議」を中心として庁内連携を図るとともに、パブリックコメント等を通じ、広く市民や関係団体の皆様のご意見を伺いながら、改訂を進めていきます。 ③ 「スマートシティ会津若松」については、まちづくり全般に関わる多様かつ広範なものであることから、地方創生と連動しながら庁内連携を図るとともに、その推進にあたっては、地域の業界団体を構成員とするスマートシティ会津若松共創会議をはじめ、地域企業、関係団体等との連携を強化していきます。また、スマートシティサポーター制度やリビングラボを通じ、市民の皆様がデジタルサービスによる生活の利便性向上などを実感いただける場を増やしていくことで、スマートシティ会津若松への市民理解の促進を図ります。			
※ ¹ ロジックモデル 政策や施策が何を達成するために、どのような手段を使うのか、その成果をどのような方法で測定しているのかをフローチャートで描くことで、その事務事業が目指す目的、手段、測定指標などが適切に設定されているかを確認するもの。					

重点方針No.18

政策分野 41	行政運営	施策 3	行政サービスの最適化と利便性向上	4民の困りごとをみんなに 8働きがいも経済成長も 9産業と地域経済の連携をつくろう
重点方針－施策の方向性－	行政事務において ICT やデジタル技術を有効に活用し、庁内 d X アクションプランに基づく行政サービスの最適化を目指します。その際、必要な情報セキュリティ対策を講じます。 また、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業と連携しながら、会津若松＋を通じた共助型サービスの充実を図ります。			
【重点的取組】			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）	
① 効率的で最適な事務事業の構築と実施 「ビデオ会議システム」の活用により、会議、研修会、講座等における移動時間や事務経費の削減、在宅勤務環境の提供などを進め、新たな生活様式への対応や働き方改革につなげていきます。 また、基幹統計調査においては、業務効率の向上と経費削減が期待できるインターネットを活用したオンライン回答を進めます。 さらに、地域課題の解決や行政運営の効率化、生産性向上に向けて、効率化かつ的確に施策立案とその展開を図るため、統計データ等の分析・利活用を全庁的に促します。 ② 各種手続きにおける利便性・快適性の向上 市民の皆様の利便性の向上と事務処理の効率化を図るため、庁内 d X アクションプランに基づき、来庁予約システムの導入をはじめ、各種申請における手続きの電子化や行政保有の情報を連携するオンライン手続きの追加を進めます。 また、国が定めた令和 7 年度までの基幹業務システムの標準化（※）に向けた対応を円滑に進めます。 ※基幹業務システムの標準化 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民記録や税等にかかる全自治体が利用している 20 の基幹業務システムを令和 7 年度までに標準準拠システムへ移行することが義務づけられている。			① 情報管理費／情報統計課／673 万円 ② 庁内情報化推進事業／情報統計課／4,878 万円 ③ 基幹統計調査／情報統計課／594 万円 ④ 会津地方市町村電子計算機管理運営協議会負担金／情報統計課／28,384 万円 【部局間連携】 ① 各種申請手続きの電子化を各所属と連携して実施します。 ② 安全に情報へアクセスできるテレワーク環境を拡充し、在宅勤務等に対応します。 ③ 窓口を有する部局と連携し、手続きナビシステムの展開や基幹業務システムの標準化などを進めます。 【市民協働／官民連携】 ① 会津若松市統計調査員協議会と連携し、オンライン回答の普及促進を図ります。 ② AiCT 企業と連携したデジタル田園都市国家推進交付金に基づく事業の推進や AiCT 企業と地元企業の連携を進めます。	

【令和5年度 様式】

令和5年度 財務部 行政運営方針

I 財務部 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	40 公共施設	1 公共施設マネジメントの推進
2	42 財政基盤	1 健全な財政運営
3		2 税収の確保

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 40	公共施設	施策 1	公共施設マネジメントの推進	  
	重点方針 – 施策の方向性 –	すべての公共施設等を対象として、その現状、利用状況等について市民との情報共有を図り、それらの維持や有効活用などについて検討を進めます。また、安全で適切な施設の管理運営や財政負担の低減・平準化といった総合的かつ計画的なマネジメントを進め、社会状況の変化に応じた施設サービスを提供します。			
	【重点的取組】 ①公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントの推進 「公共施設等総合管理計画」、「公共施設保全計画」及び「公共施設再編プラン」に基づき、公共施設の適切なマネジメントを進めます。 予防型の維持保全の実施計画である「公共施設保全計画」及び各施設の整備方針を示した「公共施設再編プラン」に基づき、施設整備の優先順位を定め、計画的な保全を行います。 また、住民協働での地域課題の解決や活性化につながる公共施設等の利活用や、施設再編に向けた部局横断的な検討など、施設総量の最適化に向けた具体的な取組を進めます。 ②公共施設の適正な維持整備、安全性、利便性の向上 適切な設計及び工事監理を通じて、公共施設の維持整備の適正化や安全性、利便性の向上を図ります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ①公共施設マネジメント推進事業／公共施設管理課／132万円 ②公共施設の設計積算及び発注・工事監理事務／公共施設管理課／470万円 【部局間連携】 ① 全庁的組織である「公共施設等総合管理推進本部」を中心に、庁内の関係部局が連携して取組を推進します。 【市民協働・官民連携等】 ① 本市の公共施設マネジメントの取組に協力をいただいている関係機関、団体等との連携を継続し、「施設カルテ」の作成や、施設再編に向けた住民ワークショップなどの取組を進めます。 ② 民間事業者の資金やノウハウ等を活用する PPP／PFI 手法の導入を推進し、より効率的で効果的な施設整備や維持管理等を進めるとともに、財政負担の低減、平準化に取り組みます。		

重点方針 No. 2	政策分野 42	財政基盤	施策 1	健全な財政運営	 
	重点方針 －施策の方向性－	中期的な財政見通しに基づき、市債発行額の適正管理による実質公債費比率の低減、財政調整基金の安定的な確保、総人件費等の義務的経費の圧縮などをはじめとした行財政改革を継続し、将来にわたり住民福祉の増進を図っていくための健全で持続可能な財政基盤を確立します。			
	【重点的取組】 ① 中期財政見通しの策定及び公債費負担適正化計画の進行管理 本市を取り巻く環境を十分踏まえながら中期財政見通しを策定し、歳入歳出の基本的フレームを把握するとともに、適切な市債管理を行い、現在と同水準の行政サービスの継続が可能な範囲である実質公債費比率6%程度を維持しながら、将来に向けて必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図ります。 ② 市民ニーズや社会経済状況を踏まえた予算編成 第7次総合計画に基づくまちづくりの推進、さらに最重点課題である少子化・人口減少対策に取り組んでいくため、限られた財源の中で効果的な事務事業を構築し各種施策の実現に向けた予算編成を行います。また、物価高騰対策や必要に応じた感染症対策など、社会経済状況の変化等に対応した必要な財政措置を講じます。 ③ 財政調整基金の確実な積立て 標準財政規模の10%を安定的に確保することを目標としながら、物価高騰対策や必要に応じた感染症対策、災害等の不測の事態に対応できる財政状況を確保するとともに、年度間の財源調整としての機能を生かした市民サービス確保の財源として活用を図れるよう適正水準の確保に努めます。 ④ 行財政改革の推進 自主財源の確保に向け、未利用財産の有効活用やネーミングライツなどの広告事業の取組、使用料等の負担水準適正化の検討などによる持続可能な財政運営をはじめ、適切なマネジメントによる公共施設の管理運営の最適化、デジタル化の推進などによる行政サービスの質の向上と効率化に取り組めます。 ⑤ 公共施設維持整備等基金の有効活用 公共施設保全計画及び公共施設再編プランに基づく施設改修経費等の財源として、公共施設維持整備等基金の有効活用を図ります。また、前年度繰越金や財政調整基金の状況を踏まえた2億円程度の基金への積立に加え、未利用財産の利活用で生じる土地売却収入の積立により財源を確保し、公共施設マネジメントの一層の推進を図ります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 財政管理に要する経費／財政課／199万円 ② 財政調整基金積立金／財政課／27万円 ③ 「統一的な基準による地方公会計制度」に基づく財務書類作成／財政課／0万円 ④ 予算編成事務／財政課／0万円 【部局間連携】 ① 総枠配分方式による予算編成により、各部局のマネジメントを基本として、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できる各種施策の実現に向けた事務事業の構築を図ります。 ② 各部局との連携により、行財政改革の各種取組を推進し、歳入確保やデジタル化、働き方改革によるコストの削減を図り、市民サービスの向上に努めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 新型コロナウイルス感染症対策総合本部と連携し、各部局との情報共有を図りながら、感染症対策や物価高騰対策に係る必要に応じた事業の実施に努めます。		

重点方針 No. 3	政策分野 42	財政基盤	施策 2	10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを	10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを
	重点方針 －施策の方向性－	税に関する意識の向上と情報の発信を行いながら、適正な課税・徴税を行い、持続可能な行財政運営の基盤となる税収の確保を図ります。また、税務申告等の手続の簡素化、民間サービスやインターネットを活用した納税環境の整備・充実を進めます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 公平で公正な課税事務の推進 地方税法、市税条例等の規定に基づき、市の自主財源の基幹となる市税の課税事務を適正に行うとともに、市民の税制に対する理解促進を図ります。		① 市税課税事務／税務課／4,527万円			
② 納税者の利便性の向上 市税の課税事務において、市県民税電子申告システムを導入するなど、ICTを活用しながら、申告、申請などの手続の簡略化や時間の短縮化などを進め、納税者の利便性の向上を図るとともに、効率的な事務運営を行います。		② 課税事務電子化推進事務／税務課／2,992万円			
③ 納税環境の整備・充実 納期内納付・自主納付の促進と納税者の利便性向上を図るため、スマートフォン決済アプリや地方税共通納税システムの地方税統一QRコードによる電子納税の取組など、ICTを活用した納税環境の整備・充実を推進します。		③ 納税環境整備事業（自主納付促進事業・早期納付勧奨事業・納付方法拡充事業）／納税課／4,113万円			
④ 適正な徴税の推進 税負担の公平・公正の観点から関係機関の理解と協力のもと、財産調査や預貯金調査事務の電子化、遠隔地滞納者の実態調査の委託により、効率的で適正な徴税対策を推進します。		④ 徴収事務／納税課／1,077万円			
		【部局間連携】			
		① 市民の利便性の向上を図るため、市税に関する証明書発行、収納等の事務を行う支所及び市民センターとの連携を図ります。			
		② 税外収入の効率的な収納の観点から、所管部局（下水道施設課・こども保育課・高齢福祉課）との連携を図ります。			
		【市民協働・官民連携等】			

【令和5年度 様式】

令和5年度 総務部 行政運営方針

I 総務部 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	37 交流・移住	1 交流の促進
2	40 公共施設	2 市有財産の利活用
3	41 行政運営	2 社会の変化に対応していく行政運営
4		3 行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 37	交流・移住	施策 1	交流の促進	8 働きがいも 経済成長も 16 平和と防災を すべての人に
	重点方針 －施策の方向性－	国内の姉妹都市や本市ゆかりの自治体等との交流を促進し、相互の理解と友好を深め、市民団体や企業等の人的、経済的、文化的交流を促進し、互いの地域の活性化につなげていきます。また、被爆地などとの交流を通して、核兵器の廃絶と平和意識の醸成を図ります。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① ゆかりの自治体等との都市間、地域間の交流の促進		① 姉妹都市・親善交流都市事業／総務課／22万円			
・ 本市と各都市を結ぶ共通の歴史や人物の情報を発信しながら、都市間交流の窓口として民間交流を支援し、その活性化を図ります。また、節目の年には、記念事業へ積極的に取り組み、歴史の再認識を効果的に促します。		② 核兵器廃絶平和都市宣言事業／総務課／207万円			
・ 「会津まつり」に姉妹都市など本市ゆかりの自治体を招待し、交流を推進します。		【部局間連携】			
・ 会津まつり協会の市民親善交流事業において、令和4年度に「郡長正ゆかりの地交流都市宣言」を締結した福岡県みやこ町等を訪問し、市民レベルでのゆかりの地との交流を促進します。		① 観光商工部、農政部などと連携を図りながら、ゆかりの自治体において、物産品等の販売を促進します。			
② 被爆地との交流などによる平和意識の醸成		② 教育委員会と連携を図りながら、ゆかりの地との教育・スポーツ交流を推進します。			
・ 広島市から被爆体験伝承者を招き、第一中学校・第二中学校・第三中学校に加え、生涯学習総合センターにおいて被爆体験講話を開催し、核兵器がもたらす悲惨さや平和の尊さを次代へ継承するとともに、市民の平和意識の更なる醸成を図ります。		【市民協働・官民連携】			
・ 令和2年度から被爆地である広島市と長崎市を交互に訪問することとしたものであり、本年度は広島市において、中学校の代表13名が平和記念式典への参列やヒロシマ青少年平和の集いへの参加を通じて、広島市及び全国の中高校生等との交流を行うとともに、平和学習の成果を広く発表することにより、中学生はもとより広く市民の平和意識の醸成を図ります。		① 市民団体とゆかりの地との文化交流を促進します。			
・ 平和首長会議国内加盟都市会議総会に出席し、平和首長会議の取組についての協議・意見交換、加盟都市の取組についての情報交換等を行ってまいります。		② 各部局と連携を図りながら、ゆかりの地に関する情報発信や情報共有を図り、相互交流の推進と地域の活性化、市民の理解促進につなげます。			
・ 市ホームページや市政だより等を通し、核兵器廃絶平和都市宣言事業の取組を発信し、市民の平和意識の更なる醸成を図ります。		③ 市民団体等が主催する平和イベントと連携し、市民の平和意識の醸成に努めます。			

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No.2	政策分野40	公共施設	施策2	市有財産の利活用	 
	重点方針 – 施策の方向性 –	土地や建物などの市有財産が持つ経済性を最大限発揮するよう、適正管理と有効活用を進めます。			
	【重点的取組】 ① 市有財産の適正な管理と未利用財産の有効活用 ・ 会津若松市市有財産利活用基本方針に沿って、市有財産の適正管理と有効活用を図ります。 ・ 未利用財産の現況を調査し、利活用上の課題等について整理したうえで、会津若松市市有財産利活用検討委員会において、個別財産ごとに利活用方針を検討します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 市有財産管理事務／総務課／741万円 【部局間連携】 ① 各所属と連携し、未利用財産の把握に努めるとともに、財産管理事務担当者説明会において「公有財産管理の手引き」による研修を行い、市有財産の適正管理と有効活用に努めます。 ② 会津若松市市有財産利活用検討委員会において、行政財産についての現状や課題を共有しながら、部局横断的な視点のもと、個別財産ごとに利活用方針を検討します。 ③ 施設の再配置や複合化を検討する公共施設マネジメント推進会議と会津若松市市有財産利活用検討委員会との連携により、その資産価値を最大限に活かす利活用方針を検討します。 【市民協働・官民連携】 ① 個別財産の利活用方針及びその後の進捗状況について、市ホームページ等で公表し情報提供を図ります。また、未利用財産の現状や利活用上の課題についても、市ホームページ等での公表を通じて市民との情報共有を図り、未利用財産の更なる利活用を推進します。		

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 3	政策分野 4 1	行政運営	施策 2	社会の変化に対応していく行政運営	5 ジェンダー平等を 実現しよう 8 働きがいも 経済成長も 11 日本版バウチャー を創ろう
	重点方針 －施策の方向性－	高度化及び多様化する市民ニーズや社会情勢に柔軟に対応できる体制を整えるため、市民に信頼される高い意欲と能力を持った人材を採用、育成するとともに、行政機構の最適化に向けた組織編成に努めます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 不祥事の再発防止と職員の倫理意識・コンプライアンス意識の向上		① 未来の働き方創造事業費／人事課／860 万円			
・ 今般の不祥事を踏まえ、内部統制を高める組織体制づくりに取り組むため、各所属の事務処理におけるリスクチェックを行い、不正行為や事務ミスを未然に防止するための事務処理手順の確立を目指します。		② 行政機構の整備／人事課／0 円			
・ 再発防止の観点も踏まえて、職員の倫理意識やコンプライアンス意識の向上を図るとともに、職場内のコミュニケーションを密にして組織力を強化します。		③ 職員採用／人事課／290 万円			
② 計画的な職員採用		④ 職員研修事業／人事課／986 万円			
・ 職員採用を取り巻く環境が厳しくなる中、第 4 次定員管理計画を踏まえて有為な人材を計画的に採用していきます。		⑤ 職員管理／人事課／2, 315 万円			
・ より有為な社会人経験者を確保する一環として、今年度は、従前の行政経験者採用枠及び氷河期世代採用枠を包含する形で、新たに社会人経験者採用枠を設けます。		⑥ 安全衛生管理事業（福利厚生費）／人事課／2, 141 万円			
・ 法定雇用率を安定的に達成し、多様な人材が活躍できる職場づくりを行うため、障がい者特別枠を継続します。		【部局間連携】			
③ 人材育成の推進		① 人材育成については、人材育成推進委員会において部局横断的な視点の下、人材育成推進プランの進行管理、調査研究等を行いながら推進していきます。			
・ 令和 4 年度に一部改定した第 3 次会津若松市人材育成基本方針及び人材育成推進プラン（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき職員研修の充実や学習的な職場風土づくりなどを計画的・効果的に進めます。		② 働き方改革については、働き方改革推進本部会議において庁内の情報共有や連携を図りながら推進していきます。			
・ 職員の人材育成を推進し、組織力を高め、市民サービスの向上につなげていくため、人事評価制度を適切に運用していきます。		③ 行政機構の見直しについては、関係部長会議の開催などを通して庁内の情報共有を図り、課題を共有しながら検討していきます。			
④ 健康管理・メンタルヘルス対策の強化		【市民協働・官民連携等】			
・ 従業員支援プログラム（EAP）やストレスチェックの結果を積極的に活用しながら、職員のメンタル不調に対する「未然防止、早期発見、早期対応、復職支援」の強化を図ります。		① 地元の大学、高校、専門学校等と連携、協力しながら市役所への就職、受験に関する情報発信やインターンシップの受入れなどを積極的に行い、地元就職することについて若者の意識醸成を図りながら受験生の確保に努めます。			
・ 新型コロナウイルス感染防止対策を継続することにより職員が安心して働くことのできる職場環境の整備に努めます。					

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

- ① 未来の働き方創造事業費／人事課／860万円
- ② 行政機構の整備／人事課／0円
- ③ 職員採用／人事課／290万円
- ④ 職員研修事業／人事課／986万円
- ⑤ 職員管理／人事課／2,315万円
- ⑥ 安全衛生管理事業（福利厚生費）／人事課／2,141万円

【部局間連携】

- ① 人材育成については、人材育成推進委員会において部局横断的な視点の下、人材育成推進プランの進行管理、調査研究等を行いながら推進していきます。
- ② 働き方改革については、働き方改革推進本部会議において庁内の情報共有や連携を図りながら推進していきます。
- ③ 行政機構の見直しについては、関係部長会議の開催などを通して庁内の情報共有を図り、課題を共有しながら検討していきます。

【市民協働・官民連携等】

- ① 地元の大学、高校、専門学校等と連携、協力しながら市役所への就職、受験に関する情報発信やインターンシップの受入れなどを積極的に行い、地元で就職することについて若者の意識醸成を図りながら受験生の確保に努めます。

	⑤ 働き方改革の推進 ・ 持続的な行政サービスの提供を目指し、職員一人ひとりが生産性の高い働き方を実現するため働き方改革を推進し、得られた成果については全庁的に水平展開します。 ・ 働き方改革の取組を通して改めて既存の事務事業の意義、必要性を問い直す機会を設けることにより、全庁的に所期の目的を達成したと考えられる事務事業の廃止、統合の検討を促します。 ⑥ 行政機構の見直し ・ 限られた職員数でより効果的かつ効率的に業務遂行ができる簡素で大括りな組織体制を構築するため、令和7年度の新庁舎の供用開始を目途に行政機構の見直しについて、関係部局と連携を図りながら検討を進めていきます。	
--	--	--

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 4	政策分野 4 1	行政運営	施策 3	行政サービスの最適化と利便性向上	   
	重点方針 －施策の方向性－	行政事務について、ICTを有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行に努め、行政サービスの最適化を目指します。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 新たな個人情報保護制度の適切な運用 令和5年4月からの改正個人情報保護法の施行後においても、従前の本市における個人情報の保護水準が低下することのないよう、市のガイドライン等に基づき、適切に個人情報を取り扱ってまいります。 ② 仮庁舎での円滑な業務遂行 仮庁舎期間中において、来庁者駐車場の確保や追手町及び栄町エリアの庁舎間の文書送達等を行いながら、市民サービスを低下させることなく行政事務の円滑な業務遂行を図ってまいります。 ③ 文書事務の電子化・適正化の推進 新庁舎の供用開始に向け、電子決裁の拡大によるペーパーレス化や、文書管理ガイドラインに基づく文書事務の適切な運用に取り組んでまいります。 ④ 入札・契約制度の適正な運用及び履行の確保 - 入札・契約における競争性、透明性、公平性のより一層の確保を図るため、関係法令等に基づく入札・契約制度の適正な運用を推進します。 - ゼロ市債（※1）や余裕期間制度（※2）の活用等により、工事の発注・施工時期の平準化や工事の適正な履行の確保を図ります。 - 入札契約手続の透明性の向上及び入札制度の客観性の確保を図るため、引き続き、「入札等に関する有識者会議」を開催します。 - 庁内各課執行の入札・契約事務が適正に行われるよう必要な対策に取り組んでいきます。 ⑤ ふるさと納税（ふるさと寄附金制度）の取組推進 ふるさと納税について、制度の趣旨を踏まえた上で、本市の更なるPRや地域活性化の観点から、返礼品の更なる拡充を図るため返礼品提供事業者の選定方法を登録制度とし、また、幅広い返礼品の提供やプロモーションの推進を図るため民間委託による体制強化を図ります。 ⑥ 新庁舎供用開始に向けた取組 - 新庁舎における効果的・効率的な管理運営を行うため、包括的な管理委託のあり方について検討を進めていきます。 - 公用車については、適正な保有台数、駐車場の確保のあり方及び民間委託も含めた維持管理の手法について検討を行い、基本的事項を定めま		① 新たな個人情報保護制度の適切な運用／総務課／21万円 ② 仮庁舎での円滑な業務遂行／総務課／1億5,289万円 ③ 電子決裁の拡大／総務課／0円 ④ 文書管理ガイドラインの適切な運用／総務課／0円 ⑤ 市入札・契約事務／契約検査課／635万円 ⑥ 工事検査業務／契約検査課／36万円 ⑦ 寄附事務（ふるさと納税等）／総務課／4,985万円 ⑧ 新庁舎供用開始に向けた取組／総務課／0円 【部局間連携】 ① 個人情報保護については、本年4月以降の対応について、適宜庁内周知や職員研修等を行いながら、適切に対応していきます。 ② 仮庁舎期間中においても、市民サービスを低下させることなく行政事務を円滑に遂行するため、庁内連携の強化を図っていきます。 ③ 電子決裁については、マニュアルの充実を図りながら、庁内各課と連携し拡大を図っていきます。 また、文書管理ガイドラインについては、庁内各課の取組状況を確認しながら、より適切な運用を図っていきます。 ④ 財務部、工事主管部局との連携により、工事の発注・施工時期の平準化を推進します。 ⑤ 観光商工部、農政部などと連携し、返礼品の更なる拡充を図り、本市ふるさと納税の魅力を広く発信します。 ⑥ 新庁舎の包括的な管理委託のあり方については、財務部と連携しながら検討していきます。 【市民協働・官民連携】 ① ふるさと納税返礼品について、より多くの事業者が参加できる体制に変更し、地元の民間事業者による幅広い提案を活用していきます。 ※1 ゼロ市債 公共工事の早期発注を目的とした初年度予算零の債務負担行為の設定 ※2 余裕期間制度 契約期間内に準備行為のみを行うことが可能な期間（技術者配置不要）を設定することで、受注者による効率的な施工が可能となる制度			

【令和5年度 様式】

令和5年度 市民部 行政運営方針

I 市民部 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	22 低炭素・循環型社会	1 環境負荷の低減
2		2 ごみの減量化
3		3 廃棄物の適正な処理
4	23 自然環境・生活環境	1 豊かな自然環境の保全
5		2 快適な生活環境の保全
6	25 生活・安全	1 交通・防犯体制の充実
7		2 市民相談・消費者保護の充実
8	26 地域防災	1 災害に強いまちづくりの推進
9		2 消防力の充実・強化
10	29 都市づくり	1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
11	33 住宅・住環境	1 空家等対策の推進
12	36 地域自治・コミュニティ	1 地域コミュニティへの支援
13	41 行政運営	3 行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 22	低炭素・循環型社会	施策 1	環境負荷の低減	7 エネルギーの 有効利用	11 自然環境の 保全	12 資源の 有効利用	13 気候変動に 対応
	重点方針 – 施策の方向性 –	快適で豊かなくらしと「ゼロカーボンシティ会津若松」を実現できるよう、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする環境施策を推進し、自然・生活・経済の調和のとれたライフスタイルを実現します。						
	【重点的取組】	① 市域における省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進 ゼロカーボンシティ会津若松の実現を目指し、市民・事業者と一体となり地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に取り組みます。 また、地域の脱炭素化を積極的に進めていくため、国の環境施策の一つである「脱炭素先行地域」に取り組んでいくとともに、事業者等と連携しながら水素利活用の普及拡大にも取り組みます。 再生可能エネルギー発電施設設置に伴う開発については、自然環境や生活環境の保全に配慮し、市民理解を得ながら進めていくよう、事業者への助言等を行います。 ② 市役所での省エネルギーや再生可能エネルギーの導入 ゼロカーボンシティ会津若松宣言及び、国が定めた政府実行計画に準じて策定した「第4期地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)」に基づき、市が率先して脱炭素化に取り組むため、燃料電池自動車を導入し、各種イベントにおける啓発等で活用していくとともに、「脱炭素先行地域」への取組とあわせて、電気エネルギーを用いた設備・車への転換、より高効率な設備への転換、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を進めます。 ③ 地球温暖化防止に向けた環境意識の高揚 ゼロカーボンシティ会津若松宣言に基づき、地域全体で温室効果ガスの排出量削減に取り組むなど、環境への負荷低減を推進するため、第3期環境基本計画の策定に向けた取組の中で、家庭版、事業所版、学校版などの環境マネジメントシステムのあり方や実施方法などについて検討し、計画へ反映していくとともに、環境教室、環境フェスタ、環境大賞などの環境啓発事業の展開や、少子化対策等の視点を取り入れた住宅用太陽光発電システムや電気自動車等への補助金交付をとおして、環境意識の高揚を図ります。			【主要事業の一覧】(事業名/担当課/当初予算額) ① 環境基本計画推進事業/環境生活課/135万円 ② 再生可能エネルギー推進事業/環境生活課/171万円 ③ 地球温暖化対策推進事業/環境生活課/1,009万円 【部局間連携】 ① 市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの2030年度までの半減目標の達成に向け、環境管理委員会の管理の下、環境マネジメントシステムにより全庁的に省エネルギーや資源循環等に取り組めます。 ② 第3期環境基本計画の策定について、全庁的に検討を進めていくとともに、ごみの減量を担当する廃棄物対策課や森林行政を担当する農林課などの関係所属との連携に努めます。 ③ 地球温暖化防止対策や災害対策として、公共施設の新規建設・改修にあたっては、施設所管課及び公共施設管理課と連携しながら、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー型の設備導入を図るとともに、新庁舎建設を担う企画調整課、庁舎や公用車の管理を行う総務課、防災を所管する危機管理課などと、電気自動車や充電設備の導入・活用を検討します。 ④ 再生可能エネルギー事業に伴う開発については、庁内連携を強化し、規制の周知や市民の皆様の安全・安心の確保など、事業者への助言等を行います。 【市民協働・官民連携等】 ① 事業者等の温室効果ガス排出量削減に向け、「脱炭素先行地域」等への取組の中で、区長会や関係団体、市内の各種事業者と情報・意見交換を行い、連携しながら再生可能エネルギーの利用や電気自動車等のさらなる普及促進を図ります。 ② 会津若松商工会議所や市内エネルギー事業者等と連携しながら、水素の導入及び利活用について検討していきます。 ③ 環境フェスティバルの開催により市民団体等と協働で環境活動の発表等を行い、環境意識の高揚を図ります。			

政策分野 22	低炭素・循環型社会	施策 2	ごみの減量化	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくばる資源を大切に 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
重点方針 －施策の方向性－	循環型社会の実現に向けた 3 R の取組の中で、そもそもごみが発生しないライフスタイルを目指し、2 R（リデュース、リユース）を重点的に推進していきます。また、リサイクルを継続して行うことにより、資源の有効利用とごみの最終処分量の減量化を図ります。			
重点方針 No. 2	【重点的取組】 ① 令和 7 年度に向けた燃やせるごみ減量のための取組 会津若松地方広域市町村圏整備組合の新ごみ焼却施設の整備に合わせて設定した令和 7 年度燃やせるごみ排出量の目標「年間 29,983 トン（1 日あたり 82.1 トン）」の達成に向け、緊急減量化対策として「全市一斉ごみ減量運動」等を実施することにより、分別による資源化促進と燃やせるごみの減量に取り組めます。また、本市の生活系・事業系可燃ごみの実態を把握する組成分析や団体等と連携した事業系ごみの適正排出に取り組むとともに、ごみ減量施策の 1 つとして、ごみ処理の有料化についても検討し、低炭素・循環型社会の実現を目指します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 緊急減量化対策事業／廃棄物対策課／540 万円 ② 分別資源物回収事業／廃棄物対策課／2 億 9,391 万円 ③ ごみ減量化推進事業／廃棄物対策課／1,838 万円 ④ 学校給食生ごみリサイクル事業／廃棄物対策課／887 万円	
	② 3 R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再資源化）の推進と、ごみの出ないライフスタイルの実現 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、令和 7 年度の基本目標「1 人 1 日あたりのごみ排出量 970g」の達成に向け、ごみ総排出量の削減効果が期待できる「生ごみ類」について、生ごみ処理容器等の購入を支援するごみ減量事業補助金を継続するとともに、家庭での 3 キリ運動（食材の使い切り、食品の食べきり、生ごみの水きり）等の周知や、自作できる消滅型生ごみ処理容器「キエーロ」の普及活動を行うことで、生活系ごみの減量を図ります。加えて、「3010 運動」への協力要請や「エコ料理教室」の開催などにより、無駄のない生活への意識啓発を、市民の皆様、事業者の方々と、市が一体となって取り組んでいきます。 また、ごみの出ないライフスタイルの実現に向けて、資源物集団回収を行う町内会や子ども会、3 R に取り組む民間事業者や市民団体、個人の方々と連携していきます。		【部局間連携】 ① 教育委員会と連携し、学校給食等で発生する生ごみを堆肥として再資源化します。また、希望する小中学校に堆肥を無償提供することで、環境や循環型社会の実践教材として活用します。 【市民協働・官民連携等】 ① ごみ情報紙の発行や 18 地区区長会におけるごみ分別・減量説明会の開催、ごみステーションでの立会い・排出説明等の活動を行う「全市一斉ごみ減量運動」を通して、市民の理解と協力を得ながら、燃やせるごみ削減に取り組めます。 ② 「事業系ごみガイドブック」を活用した事業系ごみの適正排出について、団体や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携しながら取り組めます。 ③ 生ごみ、紙くず、木くず等を原料としたバイオガス発電を計画している事業者の課題検討に協力していくことで、本市の燃やせるごみの減量につながる可能性を把握していきます。 ④ ごみ見える化や分別意識の向上に向けて AiCT 入居企業との協業、連携を進めます。 ⑤ 市民・消費者団体・事業者が連携してリデュース、リユース、リサイクルに取り組む 3 R 運動推進会議を通じ、官民が連携したごみ減量化を推進します。 ⑥ 奨励金の交付や無理のない活動方法などの助言により、資源物回収実施団体の活動継続を支援するとともに、新たな実施団体の創出に向けて、集団回収の意義や利点などを幅広く広報します。	

重点方針 No. 3	政策分野 22	低炭素・循環型社会	施策 3	廃棄物の適正な処理	6 資源ごみとリサイクル を資源にする 11 廃棄物削減される まちづくり 12 つくる責任 つかう責任
	重点方針 －施策の方向性－	廃棄物の収集運搬の充実、広域的な廃棄物処理及び廃棄物処理施設の高度化などの取組により、効率的な廃棄物処理を推進します。			
	【重点的取組】 ① 廃棄物収集運搬体制の充実 良好な生活環境の維持のため、生活系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）や、し尿の安定的な収集運搬体制を維持するとともに、市内の一斉清掃により排出される川ざらい土砂について、適正に処分します。 し尿くみ取りについて、事業者への支援や適正な清掃手数料の検討など、安定的な運営を図る取組を進めていきます。 ② 災害廃棄物の適正、円滑、迅速な処理に備えた取組 災害廃棄物処理計画や初動対応手順書に基づき、市民の皆様や事業者の方々への周知、職員をはじめとした関係者の訓練など、迅速な初動対応のための平時の取組を進めていきます。 ③ プラスチック使用製品廃棄物への対応の検討 プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の再商品化について、軟質プラスチックは、会津若松地方広域市町村圏整備組合と開始時期や対象品目等の詳細について協議するとともに、委託業者との調整や市民の皆様へのわかりやすい周知により、円滑に導入できるよう準備してまいります。 ④ 新たな廃棄物処理施設の建設計画への参画 令和 12 年度に稼働予定のマテリアルリサイクル推進施設など、会津若松地方広域市町村圏整備組合が整備する新たな廃棄物処理施設の検討に参加し、施設のあり方や規模、財政負担等について協議してまいります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 廃棄物収集運搬処理事業／廃棄物対策課／ 3 億 8,070 万円 ② し尿くみ取り事業／廃棄物対策課／1 億 7,169 万円 ③ 会津若松地方広域市町村圏整備組合衛生事業負担金／廃棄物対策課／11 億 6,032 万円 【部局間連携】 ① 毎年度、災害廃棄物処理に関する業務分担表や緊急連絡網、仮置場候補地リストなどを更新することで、庁内の連携体制を更新し、発災時の迅速な対応に備えます。 【市民協働・官民連携等】 ① 災害廃棄物処理について、市の総合防災訓練の機会を通して、協定締結団体や社会福祉協議会等と連携し、仮置場設置やボランティアとの連携などを訓練します。		

- 【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）**
 ① 廃棄物収集運搬処理事業／廃棄物対策課／ 3 億 8,070 万円
 ② し尿くみ取り事業／廃棄物対策課／1 億 7,169 万円
 ③ 会津若松地方広域市町村圏整備組合衛生事業負担金／廃棄物対策課／11 億 6,032 万円
- 【部局間連携】**
 ① 毎年度、災害廃棄物処理に関する業務分担表や緊急連絡網、仮置場候補地リストなどを更新することで、庁内の連携体制を更新し、発災時の迅速な対応に備えます。
- 【市民協働・官民連携等】**
 ① 災害廃棄物処理について、市の総合防災訓練の機会を通して、協定締結団体や社会福祉協議会等と連携し、仮置場設置やボランティアとの連携などを訓練します。

重点方針 No. 4	政策分野 23	自然環境・生活環境	施策 1	豊かな自然環境の保全	 
	重点方針 －施策の方向性－	自然環境の保全に関する意識啓発を行うとともに、様々な主体と環境保全につながる取組を推進します。			
	【重点的取組】				【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）
	① 野生生物生息環境の保全 野生生物の生息環境調査や生息情報の把握に努め、自然環境教室の開催や市政だより・ホームページ等による身近な生き物の紹介により、生物多様性保全の啓発を行うとともに、野生生物の生息状況調査について、野生生物等に関連する各種団体や学校等と連携し、GISを活用した効率的な調査方法等について検討します。 また、近年増加している再生可能エネルギー事業に伴う環境影響評価の手続きにおいては、事業者へ生息環境等への配慮を要請するなど、野生生物生息環境の保全に努めます。 ② 猪苗代湖等の環境保全の推進 pHの上昇により水質悪化が懸念されている猪苗代湖において、県や流域市町村をはじめ、関係団体で構成される猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会や猪苗代湖岸の3市町で構成される猪苗代湖環境保全推進連絡会を中心に、市民ボランティアや民間団体等の参加をいただきながら、湖岸清掃や砂浜清掃等を継続して実施するとともに、水環境保全フォーラム、写真コンテスト、子ども交流会の開催、広報紙「湖美来通信」の発行、猪苗代湖環境保全イベントの実施などにより環境保全意識の高揚と活動への参加を呼びかけていきます。 また、猪苗代湖の水質向上に向け、生活排水対策として、農業集落排水処理施設の整備や、窒素・りん除去型浄化槽の設置について、庁内で連携し促進を図るとともに、家庭から水質悪化につながる物を排出しないようにすることなどを、出前講座等により啓発していきます。				① 野生生物生息環境保全事業／環境生活課／10万円 ② 猪苗代湖環境保全推進事業／環境生活課／156万円 【部局間連携】 ① 工事や除草等を行う農林課やまちづくり整備課などの所属と、絶滅危惧種をはじめとした希少な野生生物の生息地等の情報を共有し、生息環境の保全を図ります。 ② 再生可能エネルギー事業に伴う開発については、自然環境や生活環境を保全できるよう、関係各課や関係機関等と連携して、事業者との協議、あるいは助言・指導を行います。 ③ 猪苗代湖水環境保全関係課長会議により、取組の進捗確認と関係各課との連携強化を図ります。 ④ 下水道施設課と連携し、環境保全意識を高めていくことにより、農業集落排水処理施設や、高度処理浄化槽の推進を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 野生生物の生息状況調査について、野生生物等に関連する各種団体や学校等と連携し、調査方法について検討します。 ② 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会等における清掃活動等では、市民ボランティアの参加を呼びかけ、猪苗代湖の環境保全に努めていきます。

	政策分野 23	自然環境・生活環境	施策 2	快適な生活環境の保全	6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	重点方針 －施策の方向性－	良好な環境の中で快適に生活ができるよう、市民の参画のもと公害防止と生活環境の保全、まちの美化を推進します。			
重点方針 No. 5	【重点的取組】	【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 生活環境対策事業／環境生活課／388 万円 ② ごみステーション美化事業補助金／廃棄物対策課／200 万円 【部局間連携】 ① 大気汚染の注意報や水質事故等の発生時には、県、消防本部の他、関係施設を所管する各所属などと連携し、必要に応じて市民に注意喚起の広報を行うほか、影響拡大防止の措置を行います。 また、環境調査等についても、飲用地下水を所管する健康増進課や上水道を所管する上水道施設課、廃棄物処理を行う廃棄物対策課などから情報を集め、市の環境の状況を整理し、「会津若松市の環境」にまとめ、ホームページ等で情報提供します。 ② 公共施設における鳥害について、施設管理所属への物品貸し出しや職員派遣等のサポートを行います。 【市民協働・官民連携等】 ① 市街地における鳥害対策については、追い払いのための物品貸し出しや職員派遣のサポートを行うほか、習性を踏まえた効果的な追い払いの方法等について整理し、ホームページや市政だよりなどで周知しながら、町内会等と連携して対応していきます。また、会津大学等と連携し、新たな追い払いの方法等について調査・研究をしていきます。 ② 各地区の環境美化推進協議会への支援を通して、協議会を構成する町内会をはじめとする地域の各種団体と連携し、清掃活動、ごみの分別と減量、花いっぱいなどの環境美化に取り組みます。 また、生活環境保全推進員の協力による地域の巡回を通じて、犬ふん・自転車の放置、ポイ捨て、野焼きを行わないマナー意識の向上に連携して取り組みます。 さらに、不法投棄対策について、市と不法投棄監視員が連携してパトロールすることで、不法投棄の早期発見と解決を図り、未然防止へと繋げていきます。			
	① 公害の未然防止に向けた各種環境調査等の実施	騒音や悪臭、地下水の水質等の調査を継続的に実施するとともに、事業所等への周知やパトロールにより、公害の発生を未然に防止します。また、環境放射線調査の結果を公表することで、市民の皆様の不安払拭に努めます。			
	② 都市型・生活型公害対策の推進	野焼きや近隣騒音、生活排水による河川の汚濁等、生活様式の変化等により増加した都市型・生活型公害については、個人や事業者が発生源にも被害者にもなる可能性があることから、環境に配慮した生活を心がけるよう啓発を行います。			
	③ 市街地における鳥害対策の実施	カラスやムクドリ等の鳥害に苦慮する町内会や市民団体等に対して、追払いのための物品貸し出しや職員派遣のサポートを行います。 また、習性を踏まえた効果的な追い払いの方法等について、ホームページや市政だよりなどで周知していくとともに、会津大学等と連携し、鳥害の発生予測手法を含め、より効果的で新たな追い払いの方法等について調査・研究を行っていきます。			
	④ ポイ捨てや不法投棄対策等のまちの美化推進	各地区の環境美化推進協議会や生活環境保全推進員、不法投棄監視員と連携した清掃美化活動や見回り、市民への啓発などを通して、犬ふんや自転車の放置、ポイ捨て、不法投棄のない快適な生活環境づくりに取り組みます。 また、町内会による衛生的で機能的なごみステーションの整備・改修への支援を通して、カラスや猫による被害や飛散がない衛生的なごみの集積環境づくりを推進します。特に、ごみステーションを常設できない地域での折り畳み式ごみステーションの普及に取り組みます。			

重点方針 No. 6	政策分野 25	生活・安全	施策 1	交通・防犯体制の充実	3すべての人に健康と福祉を 11住み続けられるまちづくりを 16平和な社会をすべての人に
	重点方針 －施策の方向性－	警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。			
	【重点的取組】 ① 交通安全対策の推進 「第11次会津若松市交通安全計画」に基づき、関係機関・団体等との連携のもと、児童・生徒、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や「高齢者を交通事故から守る日（偶数月15日）」における啓発活動、自転車・自動車利用者への啓発活動等の実施により、市民への交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図ります。 交通教育専門員を交通安全教室に派遣し、交通安全思想の普及を図るとともに、立しよ活動等を通じて、児童・生徒等の安全を守り交通事故防止に努めます。 特に、信号機のない横断歩道における「歩行者優先等の徹底」の周知及び「手上げ横断」の推進や「会津ナンバーマナーアップ五か条」を活用した効果的な交通安全対策に取り組みます。 さらには、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、ホームページや市政だより等の広報媒体の活用及び啓発活動等の実施により、ヘルメット着用による交通事故被害の軽減に努めます。 ② 防犯対策の推進 地域防犯団体等で組織される防犯協会連合会の活動を、負担金の交付等により支援するとともに、警察や関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施及びホームページや市政だより等を活用して防犯対策の周知を図ります。 さらに、自転車の盗難防止対策として、自転車マナーアップ街頭指導等の際に、チラシの配布や呼びかけによるツーロック啓発活動を実施します。 また、防犯灯設置補助金により、町内会が設置・管理する防犯灯のLED化を支援することで、夜間における犯罪発生の抑制と安全確保を図るとともに、消費電力の削減に努めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 交通安全対策事業／危機管理課／12万円 ② 交通安全推進事業／危機管理課／104万円 ③ 交通教育専門員事業／危機管理課／520万円 ④ 防犯灯設置等補助事業／危機管理課／2,369万円 【部局間連携】 ① 建設部・教育委員会と連携し、町内会等からの交通環境改善要望への対応及び通学路の交通・防犯対策に努めます。 ② 建設部、観光商工部と連携し、駅前駐輪場や駅前広場・交差点において、年2回の放置自転車一斉撤去を行い、利便性の向上及び環境美化に努めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 警察や交通安全協会及び道路管理者と連携し、町内会等からの交通環境改善要望への対応及び通学路の交通・防犯対策に努めます。 ② 警察や防犯協会と連携し、駅前駐輪場における防犯設備の設置及び巡回強化等による防犯対策に努めます。 ③ 警察と連携し、市内の大型小売店にて、高齢者を対象とした「交通安全」及び「なりすまし詐欺防止」の街頭啓発を実施します。		

	政策分野 25	生活・安全	施策 2	市民相談・消費者保護の充実 
	重点方針 －施策の方向性－	市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。		
重点方針 No. 7	【重点的取組】 ① 消費者保護の推進 消費者トラブルの未然防止や複雑多様化する相談に的確に対応するため、健康福祉部や警察署とのなりすまし詐欺防止ふくしまネットワークでの情報共有を行うとともに、窓口研修会の開催などにより、相談体制の強化を図っていきます。消費の知識、意識の向上に向けて、消費生活講座や出前講座等を実施することで、市民の皆様の安全で安心な消費活動につなげていきます。併せて、人や社会、環境に配慮した消費行動「エシカル消費」の啓発についても積極的に取り組んでいきます。 また、若年者の契約トラブルや悪質商法の被害防止のための周知を行い、トラブルの防止・相談につなげます。県と連携しながら、学校に対しチラシの配布や出前講座の活用を依頼します。併せて、相談窓口となる消費生活センター及び消費者ホットラインの周知を行い、トラブルの防止・相談につなげます。 特に消費者被害にあいやすいひとり暮らしの高齢者については、高齢福祉課や共生福祉相談員等と連携し、消費生活センターにおいて気軽に相談できる体制を維持していきます。 さらに、消費生活相談員の専門的知識の習得や相手方との交渉力等の向上に努め、対応力のある消費生活相談体制を整えていきます。 ② 市民相談体制の充実 毎月開催している弁護士による無料法律相談会については、市民の皆様が専門家に相談できる身近な窓口であるため、司法書士会や行政書士会等関係機関とも連携しながら相談体制の充実に努めるとともに、引き続き周知に努めます。 ③ 人権が侵害されることのない社会づくり 不当な差別、偏見等の相談については、人権相談の窓口である法務局が無料相談会や電話相談を実施しており、市の広報を活用し周知を行います。また、犯罪被害者等が置かれている状況に理解を深め、犯罪被害者等支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関とも連携を図り、必要な支援を行います。また、令和5年4月から犯罪被害者等見舞金等の支給に取り組み、広く周知を行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 消費者保護／環境生活課／719 万円 ② 市民相談[無料法律相談・一般相談]／環境生活課／66 万円 ③ 犯罪被害者等支援事業／環境生活課／130 万円 【部局間連携】 ① 地域福祉課などとともに設置している多重債務者対策庁内連絡会議により、多重債務者に関する諸問題について情報共有を図ります。また、庁内の連携によって、債務契約の内容の相談を消費生活センターが行い、さらに、債務整理等に関し無料法律相談会につなぐなどの対応が図られており、対策を引き続き推進します。 ② 市民の皆様と接する機会が多い地域福祉課や高齢福祉課など庁内 30 箇所に、なりすまし詐欺相談窓口を設置しており、相談しやすい環境づくりを推進するとともに、知識や対応力向上を図るための研修会を引き続き開催します。あわせて、庁内の情報集約・共有、警察等との連携による街頭啓発やホームページ等を活用した注意喚起により、被害防止に向けた取組を行います。 ③ 犯罪被害者の方やそのご家族を支援する窓口、制度内容や見舞金の支給等について、庁内関係課長会議の開催や職員研修を行い、情報共有を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 複雑多様化する相談に適切に対応するため、専門的な各種無料相談会の開催が継続できるよう、司法書士会や行政書士会、また無料法律相談会を開催している社会福祉協議会等との連携を図ります。 ② 不当な差別、偏見等の相談については、人権相談の窓口である法務局が実施する無料相談会や電話相談の連絡先を市の広報を活用し、周知を行います。	

重点方針 No.8	政策分野 26	地域防災	施策 1	災害に強いまちづくりの推進	
	重点方針 －施策の方向性－	地域防災計画に基づき、自然災害に備えた住民意識の高揚、自主防災組織の充実及び高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に対する支援体制づくりを進めます。また、避難所となる小中学校や防災倉庫等への災害備蓄の推進、ICTを活用した情報連絡網の整備、多様な民間事業所等との災害時応援協定の締結などに取り組みます。			
	【重点的取組】 ① 防災体制の構築 地域防災計画、水防計画、国民保護計画、国土強靱化地域計画などの各種計画について、国、県の計画変更を踏まえて適宜、補正・修正するなど、的確な防災体制の維持、構築に取り組みます。 市の総合防災訓練や国の阿賀川水防演習の実施により、関係機関と防災や災害時の連携を確認し、対応を強化していきます。 ② 自助・共助の促進への取組 地域における自助・共助の促進のために、新たに防災士と連携して地域の防災リーダーの育成に取り組みます。 市の防災対策普及員により、防災にかかる出前講座や地区説明会などを通じて防災知識の普及と防災意識の醸成を図るとともに、町内会等における自助・共助の体制づくりに繋げられるよう、自主防災組織の設立支援を行ってまいります。 発災時に配慮や支援が必要となる高齢者や障がいのある人などの個別避難計画の策定を進めるとともに、各地区との対話を通じながら、避難行動支援の実効性を高めてまいります。 ICTを活用した重層的な情報発信サービスの充実を図るとともに、AiCTコンソーシアムと連携した、位置情報を活用したデジタル防災サービスの実装に向け取り組んでまいります。 ③ 公助に関する取組 避難所となる小中学校や防災倉庫等へ毛布や簡易トイレなどの災害備蓄を計画的に進めます。 また、福祉避難所や避難場所の確保などをはじめとした多様な民間事業所等との災害時応援協定の締結に取り組むとともに、福祉避難所への直接避難のあり方について検討を進めてまいります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 防災訓練事業／危機管理課／238 万円 ② 防災対策事業／危機管理課／1,702 万円 【部局間連携】 ① 各種計画の変更・修正や市総合防災訓練の実施について、全庁的に取り組みます。 ② 健康福祉部と連携し、個別避難計画の策定と実効性の向上に取り組めます。 ③ 企画政策部、健康福祉部と連携し、デジタル防災サービスの実装に向け取り組みます。 ④ 健康福祉部との連携により福祉避難所の確保に取り組めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 出前講座などによる防災意識啓発や自主防災組織の設立支援などを通して、市民や町内会とともに自助、共助の促進に取り組めます。 ② 地域包括支援センターが行う防災ミニケア会議等を通じ、町内会、民生・児童委員、共生福祉相談員等との対話により、地域における要配慮者対策の課題解決等に取り組めます。 ③ 民間事業者・団体等の協力を得ながら、災害時応援協定の締結に取り組むとともに、平時からの情報共有や訓練等を通じ、相互の連携強化を図り、発災時においても相互に即応できる体制づくりに取り組みます。		

重点方針 No. 9	政策分野 26	地域防災	施策 2	消防力の充実・強化	
	重点方針 －施策の方向性－	市民等を火災・自然災害から守るため、広域的な常備消防体制と緊急搬送体制の維持・強化を図ります。 また、火災発生の予防に努めるとともに、消防団活動や消防施設・設備の充実、消防水利の確保等による消防力の充 実・強化を図ります。			
	【重点的取組】 ① 消防署との連携強化 消防団と消防署とが連携した消火活動等を行うことができるよう林 野火災防ぎょ訓練や文化財防ぎょ訓練などを通じて消防体制の連携強 化に取り組みます。 ② 消防団の機能強化 地域防災力の中核となる消防団が将来にわたりその役割を担うこと ができるよう、「消防団のあり方に関する検討委員会（構成員：消防 団、消防署、消防協力会、市）」報告書に基づき、消防団員の定数に ついて各分団や地区との協議を進めます。 また、準中型自動車免許が必要となる団員に対し、当該免許の取得 支援を行うことにより、消防団員の確保と各分団の消防活動の安定的 な運営に取り組みます。 ③ 消防団の消防施設・設備などの充実 消防屯所の修繕や消防ポンプ自動車等の更新、消火栓の新設など、 消防施設・設備の整備とともに、消防団の装備の充実に向けて計画的 に取り組みます。 ④ 火災予防活動の充実 消防団による夜間警戒活動や広報活動に加え、消防署や消防協力会 などと連携し、ホームページやリーフレット等を通じた住宅用火災警 報器の設置促進に取り組みます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 消防団管理運営事業／危機管理課／1 億 3, 914 万円 ② 消防施設整備事業／危機管理課／8, 977 万円 【部局間連携】 ① 上下水道局と連携し、消火栓の新設・修繕など適切な維持管理 と計画的な更新に取り組みます。 【市民協働／官民連携】 ① 常備消防の消防施設・設備の老朽化が進む中、整備組合が策定 した「第 2 次消防施設整備計画」に基づく施設更新や統廃合・長 寿命化に向けて、本市の公共施設マネジメントのノウハウ等を活 かし、「構成市町村」と連携して財政負担に配慮した施設のマネ ジメントを実施します。 ② 福島県消防協会会津若松支部や会津若松市消防協力会と連携 し、教育訓練や活動支援による消防団の機能強化に取り組みま す。 ③ 消防協力会や会津若松商工会議所をはじめとする経営者団体と 連携し、消防団活動を支援する消防団協力事業所の表示制度や 「がんばれ！消防団員」サポート事業等を市内の事業所に対し周 知し、消防団活動への理解と団員確保を図ります。		

重点方針 No. 10	政策分野 29	都市づくり	施策 1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進	
	重点方針 －施策の方向性－	適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。			
	【重点的取組】 ① 分かりやすい住居表示の推進 令和6年度実施予定の第26次住居表示整備に向け、調査委託、予定区域（門田町大字飯寺地区等 約0.70km ² ）にある町内会との協議、新町名にかかる地元アンケート等を実施し、実施区域及び新町名を定めます。 これまでの取組 ・第25次 令和2年10月19日 実施（飯寺北一・二・三丁目） ・第26次 令和4年10月14日 地元町内会より要望書提出		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 住居表示整備事業／市民課／1,020万円 【部局間連携】 ① 多数の市民の住所が変更となることから、整備スケジュールの周知や庁内業務への影響等を調査し、庁内の各業務や市民生活に支障が生じることが無いよう連携を図りながら事業を進めます。 【市民協働／官民連携】 ① 新町名等については、町内会を通じてアンケートを実施するなど、その意見を考慮したうえで定めます。 また、法務局や郵便局等の関係機関と事前に十分な協議と調整を行い、市民生活に支障が生じることが無いよう事業を進めます。		

重点方針 No. 11	政策分野 33	住宅・住環境	施策 1	空家等対策の推進	
	重点方針 －施策の方向性－	第2期空家対策計画に基づき、防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生の未然防止に取り組みます。			
	【重点的取組】 ① 空家等対策の推進 ○適正な管理の推進 第2期空家等対策計画に基づき、関係団体や区長等との連携のもと、適正に管理されていない空家の状況把握に努め、相談・調査、所有者等への改善依頼など、空家等の適正な管理に取り組みます。 ○発生抑制対策 所有者等に対し、空家の未然防止に関する啓発や各種相談窓口に関するチラシによる広報、民間団体等が開催する高齢者等を対象とした終活期におけるセミナー等に合わせた周知啓発、金融機関と連携したリバースモーゲージや家族信託等の制度の周知などによる、空家の未然発生防止の取組を推進します。 ○利活用対策 空家等所有者の個別意向に応じた情報提供や利活用の働きかけを進めるとともに、不動産業界等と連携した流通・利用を促進します。 また、利活用対策において、解体撤去補助金の新設と改修支援補助金の拡充を行うことで、空家解消の取組を強化します。 ○特定空家及び所有者不存在の対応について 周辺に著しい影響を及ぼしている空家等について、空家特措法に基づく特定空家に指定し、同法に基づく段階的な行政処分を行うとともに、町内会等と対応策を協議・検討してまいります。 また、所有者不存在の空家については、空家特措法の改正をふまえながら、財産管理人選任申立の制度の活用や、略式代執行等、具体的な手段について検討を進めてまいります。 ○危険空家等の応急対策について 危険空家等の応急対策について、条例の整備を含めた応急措置制度の構築に向けて検討していきます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 空家対策事業／危機管理課／1,406万円 【部局間連携】 ① 企画政策部（地域づくり課）と連携し、子育て世代等の移住促進と合わせた空家等の解消に取り組みます。 ② 建設部と連携し、危険空家等の応急措置に対応してまいります。 ③ 財務部と連携し、所有者不存在の空家等について、その解消に向けて相続財産管理人制度の活用について検討してまいります。 【市民協働・官民連携等】 ① 区長会や警察、消防、県関係機関、建築・不動産関係者等から構成される空家等対策協議会において、特定空家の認定や危険空家等の応急措置制度など、空家対策に係る情報の共有と専門的知見からの意見聴取を行い、空家等の解消に向けた各種対策を推進してまいります。 ② 町内会と連携し、空家等の実態把握や、所有者等への適正管理に向けた意識啓発を継続して取り組みます。		

重点方針 No. 12	政策分野 36	地域自治・コミュニティ	施策 1	地域コミュニティへの支援	11 住み続けられる まちづくりを 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	重点方針 －施策の方向性－	地域コミュニティ活動を活発にするため、市民の地域コミュニティ活動への参加意識を醸成し、自治による自主自立のまちづくりを進めます。また、町内会をはじめとした地域の団体の活動の活性化及び組織力の強化を支援していきます。			
	【重点的取組】 ① 区長会や関係団体との連携強化 区長会と連携し、地域コミュニティの基礎である町内会の活動の促進に向けて、区長会が実施する町内会一斉清掃などの区長会活動・事業の運営を継続して支援していきます。 また、町内会の加入促進に向け、県宅地建物取引業協会会津若松支部に転入者等への町内会加入案内チラシを配布いただくなど、連携・協力していきます。 また、町内会交付金については、町内会に交付され町内会の様々な活動に活用されていることから、交付金の受領は町内会が管理する公的口座とするよう、区長会の協力を得ながら、町内会に働きかけていきます。 市が区長に依頼している各種事項を把握し、区長の事務負担軽減に繋がる方策を検討します。 加えて、市民の皆様自らが住みよいまちづくりを行う意識醸成につながる役割を持つ「市民憲章」に対する市民の理解を深めるため、市民憲章推進委員会とともに、啓発運動や事業に取組みます。また事業内容について検討し、環境に配慮した事業を進めていきます。 ② コミュニティ活動拠点の活用促進 コミュニティセンターの機能を適切に維持していくため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設の改修等に努めます。さらに、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の取組を推進するため、コミュニティセンターの照明のLED化に向けて、指定管理者と協議し、整備計画の作成を行います。 また、地域コミュニティの育成、発展及び活性化に係る事業の企画・実施等により、コミュニティセンターが地域活動の拠点としてより多くの地域の方々に利用していただけるよう、事業の実現にむけ、指定管理者と意見交換を行いながら地域の活性化につなげていきます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 町内会活動事業／環境生活課／4,347万円 ② 区長会補助事業／環境生活課／651万円 ③ 市民憲章推進事業／環境生活課／84万円 ④ コミュニティセンター運営事業／環境生活課／5,600万円 【部局間連携】 ① 町内会活動の支援の一つとして、町内会活動に関連する市の事業等の情報を取りまとめた冊子「町内会活動ガイドブック」を作成し、区長等に送付し、情報提供を行っています。さらに、町内会からの各種補助制度等についての相談や問い合わせに対して、円滑に対応できるよう、関係部局、各支所、市民センターと連携し、情報共有を図ります。 ② 地域づくり課などの関係部局と連携し、コミュニティセンターを核とした地域コミュニティの育成、発展及び活性化につながる施設のあり方について意見交換を行い、検討していきます。 【市民協働・官民連携等】 ① 町内会活動の活性化に結びつけるため、区長会、県宅地建物取引業協会会津若松支部及び市が連携・協力し、町内会への加入促進を図る取組を継続します。 ② 市民憲章に対する市民の皆様との理解と関心を高めるため、市民憲章推進委員会が主催する清掃活動や花いっぱい運動などの事業を、建設部等、関係部局の協力を得ながら実施し、市民憲章の理念である市民の皆様自らがまちづくりに取り組む意識の醸成を図ります。 ③ コミュニティセンターが地域のコミュニティ活動の拠点として活発に利用されるよう、指定管理者や地域、コミュニティセンター連絡協議会と情報交換を行いながら取り組むことで、地域コミュニティの発展や活性化につなげていきます。		

重点方針 No.13	政策分野 41	行政運営	施策 3	行政サービスの最適化と利便性向上	   
	重点方針 －施策の方向性－	行政事務に I C T の有効活用を図るとともに、事務の透明性を確保しながら、行政サービスの最適化を目指します。また、窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、I C T の利活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。			
	【重点的取組】 ① 行政サービスのデジタル化の推進等 ○ 令和 6 年秋に、マイナンバーカード（以下、カード）と健康保険証の一体化が予定されていることから、カードの安全性や利便性を周知しながら、新たに導入した窓口予約システムも活用し、窓口での交付申請の支援を継続していくとともに、出張申請サービス等にも取組み、カードのさらなる交付率向上に努めます。 また、タブレット等での受付による書かない窓口やインターネットを利用したオンライン転出など、窓口サービスのデジタル化を進めていきます。 ○ 国の「戸籍情報連携システム」から提供される戸籍データを利用し、本籍地以外の市町村での戸籍謄抄本の発行が可能になるなどの新たな戸籍事務の運用や、戸籍への振り仮名記載の法制化に伴う対応を順次進めていきます。 ② 各種手続きにおける利便性・快適性の向上 コンビニでの各種証明書等の交付（自動交付サービス事業）や、市役所窓口における「タッチパネル端末による受付」・「タブレット端末による申請書記載不要の受付」（簡単ゆびナビ窓口事業）、繁忙期（3～4月）の休日開庁・窓口時間延長などを継続し、市民課窓口業務の更なる利便性向上を目指します。 ③ 斎場の長寿命化と整備に向けた取り組み 斎場火葬炉設備長寿命化方針に基づく斎場火葬炉の長寿命化対策と、火葬・収骨業務のアウトソーシングによって、引き続き安定的な施設運営と市民サービスの提供に努めます。 老朽化が進む斎場の整備に向け、関係課長会議等の庁内協議を通じて、スケジュールや候補地、手法等について検討を進めます。				【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① マイナンバーカード交付事業／市民課／6,613 万円 ② 自動交付サービス事業／市民課／1,210 万円 ③ 簡単ゆびナビ窓口事業／市民課／901 万円 ④ 戸籍事務費／市民課／2,212 万円 ⑤ 斎場運営費／市民課／7,612 万円 【部局間連携】 ① 市民の利便性向上のため、支所・市民センター、健康福祉部等と連携を図っていきます。 ② 斎場整備について、関係部署と連携を図りながら検討を進めます。 【市民協働／官民連携】

令和5年度 健康福祉部 行政運営方針

I 健康福祉部 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	1 子ども・子育て	1 子どもの育ちを支える取組の推進
2		2 安心な妊娠・出産、育児等の支援
3		3 未就学期から学齢期の成育環境の充実
4		4 子どもが安心して生活できる環境づくり
5		5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実
6	4 地域による子どもの育成	1 子どもと子育て家庭を支える地域づくり
7	9 社会参画	2 高齢者等の活躍の促進
8		3 障がいのある人の活躍の場の創出
9	17 健康・医療	1 生活習慣病の予防
10		2 感染症対策の推進
11		3 地域における医療体制の確保
12		4 医療保険制度の安定的な運営
13	18 地域福祉	1 地域包括ケアシステムの構築
14		2 生活を支える福祉の充実
15	19 高齢者福祉	1 高齢者支援体制の充実
16		2 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供
17		3 介護予防の推進
18		4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援
19	20 障がい者福祉	1 障がいのある人の人権が守られる取組の推進
20		2 障がいのある人への支援の充実
21	26 地域防災	1 災害に強いまちづくりの推進
22	32 上下水道	2 上水道未整備地区における飲料水の安定確保

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

	政策分野 1	子ども・子育て	施策 1	子どもの育ちを支える取組の推進
	重点方針 – 施策の方向性 –	すべての子どもが、その家庭の状況にかかわらず、健やかに育つことができる環境を整え、経済的支援を図るなど、引き続き子どもたちの成長を支える取組を推進します。		
重点方針 No. 1		【重点的取組】 ① 児童の養育にあたっての手当の支給 児童手当の適正な支給に努めるとともに、令和5年度からの給食費公会計化に伴い、児童手当からの給食費等徴収申出者について、令和5年6月支給分より徴収を実施し、受給者の利便性向上を図ります。 また、手続きナビシステムやマイナポータルを利用した電子申請の取扱いにより、受給者の手続き等の簡素化を図り、市民の利便性の向上に取り組めます。 ② 子どもの医療費の助成 子どもの疾病の早期かつ適正な受診による重症化の抑制、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 また、事業を継続的に運営するための財源確保について、県へ補助金の対象拡大及び補助継続の要望を行います。 ③ 食費等の物価高騰の影響における経済対策 食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国により実施が決定された低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を実施します。 ④ 子ども・子育て支援事業計画の推進 「第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画」について、庁内検討会議及び子ども・子育て会議の意見等を踏まえながら、計画で掲げた各施策・事業を推進するほか、第3期計画策定に係るニーズ調査を実施します。 ⑤ 保育施設などの利用者負担の軽減 市独自の軽減策の対象年齢を18歳（高校3年生）まで拡大するとともに、幼児教育・保育の無償化に係る給付を確実に払い、引き続き利用者負担の軽減を図っていきます。 ⑥ 子ども子育て情報の一元的発信 妊娠から出産、子育て期のステージごとの子育て支援事業や各相談窓口、施設等の情報を取りまとめたガイドブックを作成し、子育て家庭等が必要とする情報の発信に取り組めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 児童手当／こども家庭課／15億8,775万円 ② 子ども医療費助成事業／こども家庭課／4億9,539万円 ③ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業／こども家庭課／1億5,031万円 ④ 「第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画」の推進／こども保育課／517万円 ⑤ 教育・保育施設の利用者負担額の減免／こども保育課／8,005万円 ⑥ 子育てガイドブック作成事業／こども保育課／－ 【部局間連携】 ① 手続きの利便性向上や適正な手当の支給、医療費助成による経済的支援に向け、部局間及び国県の関係機関と窓口研修会等を実施して、情報共有や連携に取り組めます。 ② 子ども・子育て支援事業計画で掲げた各施策・事業の推進にあたり、子ども子育て関係部局を中心に情報共有や連携を十分に図ります。 【市民協働・官民連携等】 なし



重点方針 No. 2	政策分野 1	子ども・子育て	施策 2	安心な妊娠・出産、育児等の支援	
	重点方針 －施策の方向性－	安心して家庭をもち、子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児等への切れ目のない支援を行います。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 安心・安全な妊娠、出産への支援 妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みに対応するため、子育て世代包括支援センターにおける情報の共有や関係機関との連携強化に継続して取り組むとともに、ICTの活用等相談しやすい環境の整備、市民への周知などセンターの活用推進を図ります。 また、出産・子育て応援事業（令和5年2月開始）により、妊娠届出時と出産後の面談を実施した方へ各5万円を給付する経済的支援と相談支援を一体的に実施し、4月からは母子保健コーディネーター（助産師）を増員し、妊娠後期の支援等さらなる支援の充実を図ります。 経済的負担の軽減として、全妊産婦に対する妊産婦健康診査の助成・多胎妊婦の健康診査費用の助成（令和4年度開始）に加え、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成を開始するとともに、産後ケアの利用者負担の減免を非課税世帯に拡充し、医療機関等と連携した妊娠初期から産後の支援に努めます。 さらに、「親子の健康づくりガイドブック」を活用した情報提供、保健指導等により、妊産婦の出産に関する不安軽減、孤立化防止及び虐待予防に取り組めます。		① 子育て世代包括支援センター支援事業／健康増進課・こども家庭課・こども保育課／635万円 ② 出産・子育て応援事業／健康増進課／7,880万円（＋R4補正繰越明許費7,010万円） ③ 安全な妊娠・出産への支援事業／健康増進課／1億770万円 ④ 育児支援事業／健康増進課／878万円		
			【部局間連携】		
			① 子どもの発達支援について、保護者の同意を得て、健康福祉部内及び教育委員会（学校教育課）と連携を図ります。		
			【市民協働・官民連携等】		
	② 乳幼児期の育児支援 保護者が安心して子育てができ、子どもが望ましい生活習慣を身につけることができるように、乳児家庭全戸訪問や母子保健事業等による情報の提供と相談等の支援に継続して取り組みます。 また、乳幼児健診や5歳児発達相談、わんぱく相談など、支援が必要な子どもの早期発見と、保護者や保育者が子どもの特性について理解を深め、適切な対応ができるよう事業内容の充実に努めます。		① 妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援に向け、医療や福祉及び子育て支援施設等の関係機関と連携強化を図ります。 ② 医療機関や子育て支援センター（保育所、認定こども園、幼稚園等）、ファミリー・サポート・センター等と情報共有を含め連携を図ります。		

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

- ① 子育て世代包括支援センター支援事業／健康増進課・こども家庭課・こども保育課／635万円
- ② 出産・子育て応援事業／健康増進課／7,880万円（+R4 補正繰越明許費7,010万円）
- ③ 安全な妊娠・出産への支援事業／健康増進課／1億770万円
- ④ 育児支援事業／健康増進課／878万円

【部局間連携】

- ① 子どもの発達支援について、保護者の同意を得て、健康福祉部内及び教育委員会（学校教育課）と連携を図ります。

【市民協働・官民連携等】

- ① 妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援に向け、医療や福祉及び子育て支援施設等の関係機関と連携強化を図ります。
- ② 医療機関や子育て支援センター（保育所、認定こども園、幼稚園等）、ファミリー・サポート・センター等と情報共有を含め連携を図ります。

政策分野 1	子ども・子育て	施策 3	未就学期から学齢期の成育環境の充実	3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに
重点方針 －施策の方向性－	多様な就労形態や保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスの提供を進め、子どもたちの放課後の居場所をより豊かで安心できるものとします。			
重点方針 No. 3	【重点的取組】 ① 乳幼児期における保育・教育サービスの充実 特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設に対し、施設型給付及び地域型保育給付を適正に支給するとともに、保育士確保に向けた取組を推進し、教育・保育の質の向上と受入れ児童数の拡大を図ります。 また、新たな病児保育施設の受入体制を充実し、病気のため集団保育が困難な児童を一時預かりすることにより、保護者の子育てと就労の両立の支援に努めます。 また、公立幼稚園、保育所のあり方に関しては、広田保育所の民営化及び河東第三幼稚園の統合、中央保育所への公立施設の集約化の方針決定に基づき、対応を進めていきます。 ② こどもクラブの充実 こどもクラブの受入れ人数の拡大等により、引き続き、待機児童解消に努めるとともに、放課後児童支援員に対して県や市主催の研修受講を推奨するなど、育成支援の専門性の向上に取り組みます。 ③ 子どもの居場所づくり 18歳未満の児童に対する遊びを中心とした健全育成のため、児童館の環境整備と児童館事業のPR、事業の質的向上に努めます。 また、児童館機能を含む施設の整備について、栄町第二庁舎の活用及び県立病院跡地利活用の取組の中で、引き続き検討に努めます。 加えて、既存の公共施設について、遊具更新等により、屋内遊び場の充実を図ります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 子どものための教育・保育施設への給付事業／こども保育課／39億4,825万円 ② 保育士確保支援事業／こども保育課／4,048万円 ③ 保育士宿舎借り上げ支援事業／こども保育課／1,439万円 ④ 乳幼児健康支援一時預かり事業／こども保育課／1,654万円 ⑤ 児童健全育成事業／こども保育課／6億8,078万円 ⑥ 児童館運営事業／こども保育課／545万円 【部局間連携】 ① 教育・保育環境の充実に向けて、保幼小連携等の視点や「新・放課後子ども総合プラン（国）」の推進の観点から教育部局との連携を図ります。 【市民協働・官民連携等】 なし	

政策分野 1	子ども・子育て	施策 4	子どもが安心して生活できる環境づくり	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを
重点方針 －施策の方向性－	ひとり親や父母のいない児童の家庭について、子どもの育成に必要な環境整備を行います。 また、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を進め、ヤングケアラー世帯等も含めた、子どもや子育てに課題を抱える家庭への支援体制を強化します。			
重点方針 No. 4	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）	
	① 子どもの虐待防止の強化 子ども家庭総合支援拠点の効果的な運用により、児童及び妊産婦等に関し、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じたよりきめ細かな支援を行っていくとともに、その中でも特に支援が必要な要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携を強化することで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図っていきます。		① 児童虐待防止対策事業／こども家庭課／1,000万円 ② 子ども家庭総合支援拠点事業／こども家庭課／－ ③ 子育て世帯訪問支援事業／こども家庭課／248万円 ④ 家庭児童相談室運営事業／こども家庭課／637万円 ⑤ ひとり親家庭医療費助成事業／こども家庭課／5,272万円 ⑥ 児童入所施設措置費（母子生活支援施設）／こども家庭課／3,040万円	
	② 支援体制の強化 令和4年度の児童福祉法の改正に伴い、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持した一体的な組織として、令和6年4月までにこども家庭センターの設置が努力義務化されたことから、その設置に向けた検討を行います。		【部局間連携】 ① 要保護児童対策地域協議会においては、会議・研修会を開催して部局間との情報共有や連携に取り組みます。 ② ヤングケアラー世帯への支援については、福祉分野と教育分野との連携が必要であるため、教育委員会とのさらなる連携に取り組みます。	
	③ ヤングケアラー世帯への支援 子育て世代包括支援センター等と連携を図りながら、家事・育児等に対して不安または負担を抱える子育て世帯やヤングケアラー世帯等に子育てヘルパーが訪問し、家事・育児等を支援することにより、当該家庭の福祉の向上を図ることを目的とした子育て世帯訪問支援事業のほか、ホームページや研修会等を通じて啓発に取り組みます。		【市民協働・官民連携等】 ① 要保護児童対策地域協議会における構成機関との連携を図り、子ども等の相談支援や児童虐待の未然防止、早期把握、早期対応に取り組みます。	
	④ ひとり親家庭等への支援の充実 ひとり親家庭や父母のいない児童の家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。			
	⑤ 子育てに関する相談体制の充実 様々な相談に対して、家庭相談員や女性相談員が助言・指導を行いながら支援します。			

政策分野1	子ども・子育て	施策5	障がいのある子どもたちの療育体制の充実	3 すべての人に 健康と福祉を 10 人や国の不平等を なくそう 11 住み続けられる まちづくりを
重点方針 －施策の方向性－	障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行うとともに、自立や社会参加に必要な力を育みます。			
重点方針 No.5	【重点的取組】 ① 支援が必要な子どもたちの早期発見、早期療育の推進 将来にわたる支援に向け、子育て世代包括支援センターによる母子保健施策、こども子育て施策及び障がい児支援施策とのさらなる連携を図ります。 また、健診や相談事業等で支援が必要な子どもについて、保護者からの相談に適切に応じ、児童発達支援センターなどの適切なサービスにつなぎ、通所児童への療育やその家族に対する支援体制の充実を図ります。 ② 支援が必要な子どもたちへの早期からの一貫した支援 障がいのある子どもが健やかに育ち、すべての子どもが等しく、安心して生活するために、「第2期障がい児福祉計画」に基づき、子ども一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供に取り組みます。 また、医師、支援学校、児童相談所、障がいのある子どもの保護者、保育所や認定こども園、学校等で構成する会津若松市地域自立支援協議会療育部会を開催し、教育、医療、福祉などの関係機関の連携を深め、医療的ケア児等コーディネーターの設置も含めた支援のあり方について検討し、障がいのある子どもとその保護者への切れ目のない一貫した支援を行う体制づくりに引き続き取り組みます。 ③ 「第3期障がい児福祉計画」の策定 障がいのあるこどもを住み慣れた地域で健やかに育成できる体制整備やサービスの種類別の必要量等を定めるため、「第3期障がい児福祉計画」を策定します。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 障がい児福祉計画の推進／こども家庭課／－ ② 障害児通所給付事業／こども家庭課／3億3,816万円 ③ 障がい児相談支援事業／こども家庭課／3,365万円 ④ 地域生活支援事業／こども家庭課／2,743万円 ⑤ 第3期障がい児福祉計画の策定／こども家庭課／19万円 【部局間連携】 ① 健康福祉部や教育委員会で構成する地域自立支援協議会に療育部会・特別支援連携ワーキンググループを設置し、幼稚園、保育所等から小学校、中学校、高等学校等を経て就職等の地域生活を営むまでのライフステージの移行に応じた連携・支援体制の充実に取り組みます。 【市民協働・官民連携等】 ① 医療、経済、教育、福祉等で構成する地域自立支援協議会にて、地域全体で支える仕組みづくりやこれまでの事業評価等を行うとともに、「第3期障がい児福祉計画」の策定にあたっては、策定調整会議を設置することにより意見反映していきます。



	政策分野4	地域による子どもの育成	施策1	子どもと子育て家庭を支える地域づくり   
	重点方針 －施策の方向性－	地域社会の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域で子育てを支える意識づくりや交流機会の創出等を推進します。		
重点方針 No. 6	【重点的取組】 ① 市民参加による子育て支援の推進 子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長できる地域づくりを目指し、官民連携・協働により、子育てを地域全体で継続的に支援していくため、創設した基金を原資に、地域に根差した子育て力向上に資する支援活動を行う団体へ助成を行います。 ② 子育てする親、家庭への相談支援、交流促進 子育て親子の交流促進や子育てに関する相談など、市内28ヶ所で実施している地域子育て支援事業について、新たな子育て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能のさらなる充実を図ります。 ③ 子ども未来基金事業の活用 地域における子どもと子育てへの支援の充実を図るため、子どもが置かれている環境も変化していることから、利用拡大に向けた事業のあり方についての検証していきます。 ④ ベビーファースト宣言 日本青年会議所が提唱する、企業や行政がみんなで赤ちゃんを育んでいく優しい社会を目指したベビーファースト運動に参画し、庁内はもとより民間企業も一体となり、より安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりに取り組みます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① ファミリー・サポート・センター事業／こども家庭課／987万円 ② 子ども未来基金事業／こども家庭課／506万円 ③ 地域子育て支援拠点事業／こども保育課／3億2,021万円 【部局間連携】 ① 保育所、幼稚園等の関係機関と連携し、子育て支援の利用しやすい環境を整備します。 ② ベビーファースト宣言については、結婚や子どもの遊び場など、子育て世帯への様々な取組を推進し、みんなで赤ちゃんを育む社会に向け取り組んでいきます。 【市民協働・官民連携等】 ① 市民ボランティアの参画を得ながら、妊娠期から子育て期まで、安心して出産し育児ができるよう、妊娠期からの健康づくりのための情報提供や育児相談の充実を図ります。 ② ベビーファースト宣言については、企業も含めた取組を推進し、みんなで赤ちゃんを育む社会に向け取り組んでいきます。 ③ 保育所、幼稚園等の関係機関と連携し、子育て支援の利用しやすい環境を整備します。	

重点方針 No. 7	政策分野 9	社会参画	施策 2	高齢者等の活躍の促進		
	重点方針 －施策の方向性－	多様な社会経験を持つ人が、自らの知識・経験・能力を活かし、就労やボランティア活動等を通して、地域社会に参画し活躍できる場や機会を提供するなど、積極的な社会参画を促進します。				
	【重点的取組】 ① 高齢者の生きがいづくり 高齢者が地域で生き生きと暮らし続けるため学習機会の提供を継続して取り組みます。 ② 高齢者の社会参加・参画の促進 地域住民が支え合うネットワーク強化の担い手として元気な高齢者のボランティア参加への支援を継続して行います。 つながりづくりポイント事業については、引き続き参加団体や店舗への事業参加の働きかけを進めるとともに、参加しやすい仕組みの検討と協力店紹介の拡充を行うなど、事業の認知度の向上と参加者の拡大に取り組みます。 高齢者の通いの場や生活に関する情報等の発信と、高齢者の情報利活用スキルの向上を支援することにより、高齢者の社会参加の促進を図ります。 ③ 高齢者の就労支援 高齢者が能力を発揮できる就労の場や、地域のために活躍できる機会の拡充のためシルバー人材センターへの支援などを継続して行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① あいづわくわく学園事業／高齢福祉課／140 万円 ② ゆめ寺子屋事業／高齢福祉課／0 万円 ③ 地域支援ネットワークボランティア事業／高齢福祉課／30 万円 ④ つながりづくりポイント事業／高齢福祉課／4, 659 万円 ⑤ 敬老事業／高齢福祉課／2, 250 万円 【部局間連携】 ① 高齢者の生涯学習機会の提供や生涯学習の推進を担う人材の育成のため、教育委員会との連携を図ります。 ② 企画政策部門と連携し、高齢者の情報利活用スキルの向上を支援します。 ③ 各部局と連携し、つながりづくりポイント事業の拡大を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① シルバー人材センターとの連携により、高齢者の雇用受入の要請や能力開発に係る情報提供を行います。 ② 庁内や地域住民、専門機関との連携により、支え合いの輪をひろげます。			

重点方針 No. 8	政策分野 9	社会参画	施策 3	障がいのある人の活躍の場の創出	 
	重点方針 －施策の方向性－	障がいのある人が、それぞれ個性を発揮しながら、就学や就労、社会への参画などの自己実現ができる環境づくりを推進します。			
	【重点的取組】 ① 障がいのある人の社会参画 障がいのある人及び障がいのある子どもの余暇活動支援としてイベント等開催や地域住民との交流を促進するとともに、気軽に立ち寄り交流や社会参加に関する情報収集ができる集いの場として「余暇活動ふらっと」を運営して活動等の推進を図ります。 ② 障がいのある人の雇用・就業の促進 障がいのある人の雇用・就業促進に向け、引き続き市役所内においてはワークシェアリング事業を推進します。また、地域自立支援協議会（就労部会）や障がい者就労支援促進会議と連携し、障がい者雇用に取り組む企業と就労を希望する障がいのある人のマッチングを推進します。 さらに、障がい者雇用等優良事業所等顕彰事業において、これまで対象とならなかった小規模な事業所における先進的な取組を表彰することで、広く障がい者雇用や就労支援の理解を図ります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 余暇活動支援事業／障がい者支援課／507 万円 ② 障がい者の雇用・就業の促進／障がい者支援課／105 万円 【部局間連携】 ① 障がいのある人の雇用・就業促進のため、商工課や農政課、ハローワーク、商工会議所等と連携し、企業等に対する障がい者雇用の理解促進や企業・農家と障がいのある人のマッチングを図ります。 ② 障がいのある人の一般就労の促進に向けて、市障がい者活躍推進計画に基づき、人事課等と連携し、市役所内における障がいのある職員の活躍を推進する体制整備に努めます。 ③ 障がい者就労支援施設からの優先調達方針を定め、当該施設からの製品購入や業務委託を全庁的に推進し、就労機会の確保や工賃向上を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 新庁舎における売店設置にあたり、地域自立支援協議会や障がい者就労支援促進会議と連携し、今後も運営方法等について協議していきます。		

	政策分野 17	健康・医療	施策 1	生活習慣病の予防
	重点方針 －施策の方向性－	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、早期の発見・治療等に関する取組を推進します。また、子どもの頃からのより良い生活習慣の獲得に取り組み、ICTなども活用しながら市民自らによる適切な健康管理を進めます。		
重点方針 No. 9	【重点的取組】 ① 「第2次健康わかまつ21計画」の推進 第2次健康わかまつ21計画の計画期間の終了に向けて、現計画（自殺対策推進計画を含む）の最終評価及び、次期計画を策定します。 ② 健康診査や保健指導の充実 受診勧奨の充実や受診しやすい体制の整備を図り、各種健康診査の受診率の向上に取り組みます。 また、健診結果等からターゲットを絞り、より効果的・効率的な保健指導を実施し生活習慣病の発症予防・重症化予防に引き続き取り組みます。 ③ 母子保健事業の充実 母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等において「親子の健康づくりガイドブック」や「子どもノート」を活用し、妊産婦の健康づくりと乳幼児期からの将来の生活習慣病予防を見据えた取組を推進します。 ④ 市民一人ひとりが取り組む健康づくりへの支援充実 健康や生活習慣病に関する情報発信を強化し、市民が主体的に健康づくりに取り組む動機づけとして「會津LEAD」をキーワードとした情報発信の取組や民間企業との連携に引き続き取り組むとともに、30～50歳代の世代を対象に健康づくりの取組も推進します。 また、健康ポイント事業の推進、ICTを活用した母子健康情報サービスの充実を図ります。 ⑤ こころの健康に関する正しい知識や対処法の普及啓発 こころの健康に関する正しい知識や対処方法の情報提供に引き続き取り組むとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「自殺対策推進計画」の推進に取り組みます。 ⑥ 食育の推進 「第2次食育推進計画」の中間年度にあたることから、市民へのアンケート調査を実施し、現状を評価します。また、新規事業として、若者を対象とした郷土食の体験講座と適量購入・適量摂取のための講座を実施します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 「第2次健康わかまつ21計画」の推進／健康増進課／120万円 ② 食育推進事業／健康増進課／238万円 【部局間連携】 ① 自殺対策推進計画の「生きる支援の関連施策」において、市民部、観光商工部、総務部、企画政策部の取組の進捗確認及び達成度を評価し連携を図ります。 ② 食育推進計画の関連部局（農政部、市民部、教育委員会）とともに計画の進行管理を行い事業を推進します。 ③ 歯科保健事業のフッ化物洗口事業の実施及び事業検証を含め、教育委員会との連携を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 糖尿病性腎症や慢性腎臓病等の重症化予防の取組として医療機関と連携し保健指導を行っていきます。 ② 市民の主体的な健康づくり定着・推進のため、保健委員会、食育ネットワーク等、既存の団体との連携強化を図ります。 ③ 生活習慣病の予防に向けた健康情報の発信など、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関と連携しながら取り組みます。 ④ 「自殺防止対策計画」の推進のため、関係団体との連携を図ります。 ⑤ 歯科保健事業のフッ化物洗口事業の実施及び事業検証を含め、学校、歯科医師会等との連携を図ります。	



重点方針 No.10	政策分野 17	健康・医療	施策 2	感染症対策の推進	
	重点方針 －施策の方向性－	感染症の予防の徹底とまん延防止に努め、新型感染症等の発生に備え、対策行動計画等に基づく危機管理体制の確立を進めます。			
	【重点的取組】 ① 感染症対策 新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、感染再拡大に備え、引き続き、国県等と連携しながら、市民への啓発や感染拡大の防止に取り組めます。 感染拡大期においても、市民サービスが低下しないよう、庁内の新型コロナウイルス等対策業務継続計画について、適宜見直しを行います。 また、感染再拡大や新たな感染症の発生に備え、医療資材等の適切な備蓄及び管理に取り組めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 予防接種事業／健康増進課／3億9,797万円 ② 新型コロナウイルスワクチン接種事業／健康増進課／7億2,344万円 ③ 感染症対策事業／健康増進課／284万円 【部局間連携】 ① 業務継続計画の更新などにより、新型感染症等発生時に備えた全庁的な体制整備等の確認と共有を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 水害や新型感染症等発生時に備え、国・県や医療機関等との連携の確認・強化に努めます。		

重点方針 No.11	政策分野 17	健康・医療	施策 3	地域における医療体制の確保	 
	重点方針 －施策の方向性－	県及び医師会との連携のもと、小児科医をはじめとする医療従事者の確保を図り、救急時の医療対応を含めた地域医療体制を維持します。			
	【重点的取組】 ① 夜間や休日などにおける救急医療体制の確保 医師会及び医療機関等との連携しながら、「初期救急医療」としての夜間急病センター運営事業及び休日当番医制事業を実施します。特に夜間急病センターにおける症状に応じた小児救急対応について、今後わかりやすい周知と案内に努めます。 「二次及び三次救急医療」としての救急医療病院群輪番制運営事業の継続的な実施により、夜間及び休日における安定的な救急医療体制の確保に努めるとともに、重症度・緊急度に応じた適切な利用のための周知を図ります。 ② 地域医療体制の確保 県、医師会等との連携を踏まえ、産科医及び小児科医をはじめとする医療従事者の確保に向けた検討など、将来的にも維持可能な地域医療体制の整備に向けた取組を検討します。 なお、夜間急病センターにおける発熱外来については機能として維持し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、地域医療がひっ迫しないように医療機関との連携・相互支援の強化を図ります。				【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 夜間急病センター運営事業／健康増進課／6,175 万円 ② 休日当番医制事業／健康増進課／846 万円 ③ 救急医療病院輪番制運営事業／健康増進課／2,873 万円 【部局間連携】 ① デジタル田園都市国家構想事業におけるヘルスケア分野事業等との連携を推進します。 【市民協働・官民連携等】 ① 将来的にも維持可能な救急医療体制・地域医療体制の確保に向け、県及び会津若松医師会等と協議・連携を図ります。

重点方針 No.12	政策分野 17	健康・医療	施策 4	医療保険制度の安定的な運営	
	重点方針 －施策の方向性－	医療制度改革の動向を的確に捉えながら、適切な医療給付を実施することで、医療保険制度の安定的な運営を図ります。			
	【重点的取組】 ① 適切な医療給付の実施 第3期国民健康保険事業運営健全化指針に基づき、引き続き健康づくりや、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検などの医療費の適正化に取り組みます。 ② 国民健康保険税の適正な賦課と徴収 資格管理の適正化や国保事業費納付金等を踏まえ、税率見直しの検討を行います。また、徴収率向上に向け、滞納者の実態把握や滞納処分の強化に継続して取り組みます。 ③ 保健事業の推進 国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の中間評価に基づき、目標達成に向け、これまでの各種広報や、過去の受診履歴を活用した未受診者への受診勧奨を継続し、特定健康診査の受診率の向上と、効果的な特定保健指導、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。 また、保健事業の更なる推進に向け、次期データヘルス計画・特定健康診査等実施計画の策定を行います。 ④ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・健診・介護のデータ分析の結果を活用し、高齢者の生活習慣病の重症化予防等の個別支援や、地域の通いの場等におけるフレイル予防の普及啓発活動、健康相談等を地区を拡大して一体的に実施します。 ⑤ 県単位化に伴う国保事業の安定化に向けた取組 国保事業費納付金の納付や県単位での資格管理、高額療養費算定、その他事務の標準化を含め、制度改革等について適切に対応します。 また、県国民健康保険運営方針が最終年度となるため、県の次期運営方針を踏まえて、第4期国民健康保険事業運営健全化指針の策定を行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 国民健康保険特別会計事業/国保年金課/105億3,354万円 ② 特定健康診査等事業/国保年金課/1億935万円 ③ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施/国保年金課/1,427万円 【部局間連携】 ① 被保険者資格等の調査において、住民基本台帳法に沿って市民部と連携します。 ② 国民健康保険税の納付環境について、コンビニ納付、インターネット納付、スマートフォン決済アプリ納付の実施にあたり、財務部と連携します。 【市民協働・官民連携等】 ③ 特定健康診査業務について、市内事業者や温泉宿の協力による健診受診者への施設・温泉割引券の配布により、受診意欲向上を図ります。 ④ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について、高齢福祉課や健康増進課を始め、関係団体と連携します。		

	政策分野 18	地域福祉	施策 1	地域包括ケアシステムの構築   
	重点方針 －施策の方向性－	要支援者である高齢者や障がいのある人、さらには子どもたちなど誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市の特性を踏まえた地域においての見守り、支え合うことができる仕組み「地域包括ケアシステム」を構築します。		
重点方針 No. 13	【重点的取組】 ① すべての市民を対象とした地域包括支援体制の整備 地域包括支援体制の整備に向けて、「第2期会津若松市地域福祉活動計画」の策定主体である社会福祉協議会とともに、民生委員・児童委員、区長会、自立支援協議会、地域包括支援センター等の関係機関との協議を行います。 「第2期市地域福祉計画」で重点的に取り組む施策「会津若松市版地域包括ケアシステム」の具現化に向け、個別の相談・支援機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を有する方々に対し、関係機関が連携して一体的な支援を行える相談支援体制の構築に努めます。 また、地域における効果的な支援体制の構築のため、支援を行うべき対象者の把握やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などについての実態調査を行います。 ② 地域での見守り・支援体制の充実 関係機関との協議を踏まえ、明らかになった課題について、解決に向けた仕組みづくりを推進します。 引き続き、社会福祉協議会が中心となって組織化を進めている地区社会福祉協議会について、設立に向けた支援を行います。 ③ 地域福祉に関する理解の促進 「第2期市地域福祉計画」の浸透に向けて、「あいづわかまつ地域福祉を考えるフォーラム」の開催や出前講座の実施等、地域福祉に関する理解の促進に取り組めます。 ④ 地域福祉活動の担い手の育成 地域福祉の基盤となるサロン活動等への支援や研修会の実施等、社会福祉協議会が実施している人材育成に対して支援を行います。 ⑤ 地域福祉活動団体等への支援 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司など、地域福祉を支える団体の活動に対し支援を行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 地域福祉計画推進事業／地域福祉課／369 万円 ② 地域福祉活動推進事業補助金／地域福祉課／6,228 万円 ③ 民生委員・児童委員活動事業／地域福祉課／872 万円 ④ 重層的支援体制移行準備事業／地域福祉課／685 万円 【部局間連携】 ① 地域での見守りの仕組みづくりにあたり、企画政策部等における自治基本条例事業など、地域自治・地域づくり・地域防災・コミュニティに関連する施策との連携を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 「地域福祉活動計画」の策定主体である社会福祉協議会と一体となって、「地域福祉計画」の推進を図ります。社会福祉協議会や地域とともに地域福祉活動の担い手となる地区社会福祉協議会の組織化に向けた取組を進めます。	

重点方針
No. 14

政策分野 18	地域福祉	施策 2	生活を支える福祉の充実	1 家族を 支える 3 すべての人に 健康と福祉を 10 人や国の未来を 支える												
重点方針 －施策の方向性－		様々な課題を抱える生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度に基づき、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐための予防的な支援を強化していきます。また、こうした問題を地域全体の問題として多様な主体が共有し、連携できる仕組みを構築します。加えて、生活のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図ります。														
【重点的取組】 ① 生活に困窮する人の自立支援 「生活サポート相談窓口」において、社会福祉協議会職員の派遣による相談体制の充実を図るとともに、相談者に寄り添いながら関係機関との連携を図り、自立に向けた包括的、継続的な支援に取り組みます。 また、家計改善支援について、専任の支援員を配置し継続的かつきめ細かな支援に努めます。 併せて、子どもへの学習・生活支援を行い、貧困の連鎖の防止や育成環境の改善に向けて取り組むなど支援の充実を図ります。 加えて、ひきこもりについて、関係機関と連携しながら、相談体制の強化及び支援の充実に向けた取組を進めます。 ② 生活保護の適正な実施 生活保護受給者の生活の安定や自立を促進するため、ケースワークに加え、就労相談員によるきめ細かな支援を実施し、生活保護制度の適正な運用のため、保護費の適正な支出及び債権管理に取り組みます。 また、日常生活及び社会的な自立の促進に向け、健康管理支援員による生活保護受給者の生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組みます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 自立生活サポート事業／地域福祉課／4,556 万円 ② ユースプレイス自立支援事業／地域福祉課／300 万円 ③ セーフティネット事業／地域福祉課／4,330 万円 ④ 生活保護法に基づく各種扶助費等／地域福祉課／25 億 943 万円 【部局間連携】 ① 生活困窮者の早期発見、早期支援に向け、市税等の徴収部門や教育委員会等で構成する生活困窮者自立支援庁内連携連絡会議を中心として、部局間の連携体制を強化します。 【市民協働・官民連携等】 ① アウトリーチ等を通じた支援体制の構築を進め、各地域（地域包括支援センター、民生委員・児童委員）と連携し、情報共有を図るとともに、包括的な支援の取組を推進するため、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、協働で支援に取り組みます。 ② 社会問題化しているひきこもりの支援にあたり、会津若松市ひきこもり支援連携会議を中心に、関係機関と連携し情報共有を図りながら、個々の状況に応じた支援に向けて取り組みます。 ③ 生活保護の実施に当たっては、被保護世帯の自立助長のため、部内各課をはじめ、学校、医療機関、介護施設等の各種関係機関と連携し、協働で支援を行います。														
資料：生活保護の被保護世帯数等																
<table><tr><td>項目</td><td>令和 4 年 4 月 1 日</td><td>令和 5 年 4 月 1 日</td></tr><tr><td>被保護世帯数</td><td>1,414 世帯</td><td>1,410 世帯</td></tr><tr><td>被保護者数</td><td>1,712 人</td><td>1,702 人</td></tr><tr><td>保護率</td><td>14.8 %</td><td>15.0 %</td></tr></table>		項目	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日	被保護世帯数	1,414 世帯	1,410 世帯	被保護者数	1,712 人	1,702 人	保護率	14.8 %	15.0 %			
項目	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日														
被保護世帯数	1,414 世帯	1,410 世帯														
被保護者数	1,712 人	1,702 人														
保護率	14.8 %	15.0 %														

重点方針 No. 15	政策分野 19	高齢者福祉	施策 1	高齢者支援体制の充実		
	重点方針 －施策の方向性－	高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターを核として介護・医療・予防という専門サービス、住まい・生活支援サービスの連携を推進します。また、介護サービス以外の支援の取組や在宅で介護する家族等を応援する体制の充実、ICT の活用による状況把握や情報共有等を図ります。				
	【重点的取組】 ① 地域包括支援センターの機能強化 「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に位置づけた「地域包括ケアシステム」の中核機能を担えるよう、今後も地域包括支援センターの機能や職員体制の強化を図ります。 また、平成30年度より実施している有識者による外部評価を踏まえ、引き続き地域包括支援センター業務の検証や強化策について検討します。 ② 地域ケア会議の開催等による地域支援ネットワークの構築 地域の課題解決や情報共有を行う地域ケア会議を定期的を開催することにより、地区生活支援コーディネーターを中心に関係機関及び住民等の、より緊密な地域支援ネットワークの構築を進めます。 在宅医療・介護連携推進事業により、医療・介護関係者の連携を推進します。 ③ 地域住民をはじめとした多様な実施主体による多様なサービスの提供 全市を対象とした生活支援コーディネーターによる地域住民のネットワークづくりやボランティアのマッチング等をさらに進め、地域で暮らす高齢者の介護予防や日常生活の支援充実を図ります。 市民ボランティア活動とつながりづくりポイント事業との連動を図ります。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 地域包括支援センター事業／高齢福祉課／1億6,092万円 ② 在宅医療・介護連携推進事業／高齢福祉課／1,292万円 ③ 生活支援体制整備事業／高齢福祉課／3,937万円 【部局間連携】 ① 「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に位置付けた「地域包括ケアシステム」の推進に向け、引き続き各部局と連携します。 【市民協働・官民連携等】 ① 高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターと連携します。		

重点方針 No. 16	政策分野 19	高齢者福祉	施策 2	介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供	3 すべての人に 健康と福祉を 11 住み続けられる まちづくりを
	重点方針 －施策の方向性－	次期介護保険事業計画の策定を行うとともに、現行計画に基づき地域密着型サービスなどの在宅介護サービスの充実を図ります。 また、介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護サービス、利用者負担及び介護保険料の適切なバランスを図ります。			
	【重点的取組】 ① 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進 「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築、高齢者の活躍の促進、フレイル対策を含む介護予防の推進、地域における総合的な生活支援の充実などに取り組みます。 令和6年度からの次期介護保険事業計画の策定に向け、各種調査によるニーズの把握及び各事業の実施評価等、現行計画の総括を行ったうえで、次期施策の検討を行います。これらを基に、介護給付費や事業に要する経費、保険料を算出し、次期介護保険事業計画を策定します。 ② 在宅と施設のバランスのとれた介護サービス環境の構築 「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの提供や、現在不足している夜間の訪問介護・看護サービスなどの構築に取り組みます。 ③ 円滑で安定した介護保険事業の運営 介護事業所等への研修・指導等を通じて、介護サービス等の質の向上及び給付の適正化に取り組みます。 総合事業等が円滑に運営できるよう関係機関と連携を図り、安定した介護事業の運営を行います。 介護事業所等の人材確保については、引き続き、県など関係機関と情報と課題を共有しながら、連携して取り組んでいきます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営事業／高齢福祉課／478万円 ② 介護給付適正化事業／高齢福祉課／198万円 ③ 要介護認定調査事業／高齢福祉課／6,514万円 【部局間連携】 ① 次期介護保険事業計画策定においては、移動手段や就労支援、生きがいづくり、住まいや道路など、高齢者福祉に関係する施策が多岐にわたることから、各部局との情報共有、連携を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 要介護認定調査業務の一部を指定市町村事務受託法人等に委託することで、適正かつ円滑な認定調査を実施します。		

重点方針 No. 17	政策分野 19	高齢者福祉	施策 3	介護予防の推進	 
	重点方針 －施策の方向性－	介護予防・日常生活支援総合事業を柱とした介護予防サービスの充実を図り、要介護状態への移行の防止と、進行の抑制に取り組みます。			
	【重点的取組】 ① 地域住民が主体となった介護予防への取組の充実 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで自粛傾向にあった介護予防活動について、感染対策を講じながら活動の再拡大を図ります。 リハビリテーションを取り入れた介護予防体操に取り組む地域サロンへの支援の充実を図ります。 また、地域サロンや介護予防講座における講師派遣により、住民主体の介護予防活動を推進します。 併せて、いきいき百歳体操のサポーターの育成を継続します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 介護予防・生活支援サービス事業／高齢福祉課／4 億 9,034 万円 ② 一般介護予防事業／高齢福祉課／1,048 万円 ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業／国保年金課／1,427 万円 【部局間連携】 ① 要介護状態の要因となる生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健康増進分野と連携して取り組みます。 ② 高齢者の保健事業（疾病予防・重症化予防）と介護予防事業（生活機能の改善）を一体的に取り組むため、国民健康保健分野・健康増進分野と連携して取り組みます。 【市民協働・官民連携等】 ① 地域包括支援センターと連携し、地区の通いの場におけるフレイル予防の普及啓発活動を推進します。		

重点方針
No. 19

政策分野 20	障がい者福祉	施策 1	障がいのある人の人権が守られる取組の推進	3 すべての人に 健康と福祉を
重点方針 －施策の方向性－		障がいのある人に対する差別や虐待の防止、合理的配慮の推進を図るため、障がいに対する正しい知識や理解の習得を個人から全体に広げ、障がいのある人の人権が守られる地域づくりを推進します。		
【重点的取組】 ① 障がいに関する理解推進 手話言語と多様なコミュニケーションについて市民や事業所の理解を深めるため、「手話講習会」や「点字講習会」、障がい者団体と連携した「出前講座」を開催します。また、合理的配慮についてのパンフレットや障がいに応じたガイドラインを作成し、多様なコミュニケーション手段の普及に取り組みます。 併せて、障がいや障がいのある人への理解が深まるよう「福祉のまちづくり講演会」の開催や、「地域自立支援協議会だより」の全戸配布を行い、共生社会の実現に向けた広報啓発に努めます。 また、外見からは援助や配慮の必要性がわかりにくい方々が身に付ける「ヘルプマーク」の周知や配布を行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① コミュニケーション支援事業／障がい者支援課／377 万円 ② 障がい者差別解消推進事業／障がい者支援課／54 万円 ③ 成年後見制度利用促進事業／障がい者支援課／785 万円 【部局間連携】 ① 障がい者団体の公共施設の利用にあたり、利用料の減免や合理的配慮の理解について関係部局と連携して引き続き取り組みます。 ② 障がい者による芸術作品の展示、図書館での啓発図書等の紹介など、引き続き、教育委員会との連携により障がい者の理解促進に取り組みます。 【市民協働・官民連携等】 ① 障がい者団体と連携して「出前講座」を実施するなど手話言語と多様なコミュニケーション手段の普及に取り組みます。 ② 関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び相談事例を踏まえた取組を円滑に行うため、差別解消支援協議会において情報共有及び協議を行います。		

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

① コミュニケーション支援事業／障がい者支援課／377 万円
 ② 障がい者差別解消推進事業／障がい者支援課／54 万円
 ③ 成年後見制度利用促進事業／障がい者支援課／785 万円

【部局間連携】

① 障がい者団体の公共施設の利用にあたり、利用料の減免や合理的配慮の理解について関係部局と連携して引き続き取り組みます。
 ② 障がい者による芸術作品の展示、図書館での啓発図書等の紹介など、引き続き、教育委員会との連携により障がい者の理解促進に取り組みます。

【市民協働・官民連携等】

① 障がい者団体と連携して「出前講座」を実施するなど手話言語と多様なコミュニケーション手段の普及に取り組みます。
 ② 関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び相談事例を踏まえた取組を円滑に行うため、差別解消支援協議会において情報共有及び協議を行います。

重点方針 No. 20	政策分野 20	障がい者福祉	施策 2	障がいのある人への支援の充実	3すべての人に健康と福祉を 
	重点方針 －施策の方向性－	障がいのある人の様々なニーズ等を受け止め、適切なサービスを提供するため、基幹障がい者相談支援センターや地域障がい者相談窓口などの相談支援体制の充実強化、各種相談支援事業所、介護・福祉サービス事業所等との連携強化を図ります。			
	【重点的取組】 ① 障がい者計画・障がい福祉計画の策定 「障がい者計画・第6期障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立や社会参加支援等に関する施策や障がい福祉サービス等の提供基盤の整備を推進します。また、令和6年度以降の障がい者のための総合的な施策を推進するため、次期計画を策定します。 ② 相談支援体制の充実強化 障がいのある人が身近な地域で気軽に相談することで、必要とされるサービス等につながるよう支援に取り組みます。 また、基幹障がい者相談支援センターを中核として、地域障がい者相談窓口の拡充を図り、地域の相談支援事業所と連携して重層的な相談支援体制を構築します。 ③ 各種障がい福祉サービスや助成事業等の充実 障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、必要とされる障がい福祉サービス等の提供に取り組みます。 また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に継続して取り組んでいきます。 さらには、身体に障がいのある人が日常生活を送るうえで必要となる補装具購入等への支援や、重度の障がいがあり自宅で生活する人の経済的負担軽減を図るための特別障害者手当の支給など、障がいのある方が必要とする支援につながるよう、関係機関と連携して情報提供を行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画の策定 ／障がい者支援課／245万円 ② 障がい者相談支援体制の充実／障がい者支援課／4,697万円 ③ 地域生活支援拠点等の整備／障がい者支援課／266万円 ④ 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等 ／障がい者支援課／21億3,646万円 【部局間連携】 ① 障がい者計画・障がい福祉計画の推進、次期計画策定にあたっては、庁内の関係部局で構成する庁内連絡調整会議等において、部局間連携を進めながら、進行管理及び計画策定に取り組めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 医療、経済、教育、福祉等で構成する地域自立支援協議会において、地域全体で支える仕組みづくりや「障がい者計画・第6期障がい福祉計画」の事業評価等を行うとともに、次期計画策定にあたって策定調整会議を設置し、専門的な見地からの意見を反映していきます。		

重点方針 No. 21	政策分野 26	地域防災	施策 1	災害に強いまちづくりの推進 
	重点方針 －施策の方向性－	地域防災計画に基づき、自然災害に備えた住民意識の高揚、自主防災組織の充実及び高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に対する支援体制づくりを進めます。また、避難所となる小中学校や防災倉庫等への災害備蓄の推進、ＩＣＴを活用した情報連絡網の整備、多様な民間事業等との災害時応援協定の締結などに取り組みます。		
	【重点的取組】 ① 防災体制の整備・充実 災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等については、被災リスクが高いことから個別避難計画を策定し、災害時の避難支援等に取り組み、支援対象者の不安解消を図ります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 個別避難計画の作成／こども家庭課／65 万円 ② 個別避難計画の策定／障がい者支援課／159 万円 ③ 個別避難計画作成事業／高齢福祉課／744 万円 【部局間連携】 ① 危機管理課との連携により、障がいのある人などの災害時における避難支援体制づくりを進めます、 【市民協働・官民連携等】 ① 高齢者や障がい者の支援機関である居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所等に委託し、一人ひとりの特性に合わせた個別避難計画の策定を進めていきます。	

重点方針 No.22	政策分野 32	上下水道	施策 2	上水道未整備地区における飲料水の安定確保	
	重点方針 －施策の方向性－	上水道が整備されていない地区においても、安全で安心な飲料水を安定的に確保します。			
	【重点的取組】 ① 地区給水施設の整備推進 上水道未整備地区からの整備要望等を踏まえ、地区住民の意思や状況を尊重しながら十分な協議を行った上で、補助金交付による必要な給水施設整備の推進を継続し、地域住民に安全かつ安心な飲料水の安定的な供給を図ります。 ② 簡易水道及び地区給水施設の適正かつ効率的な維持管理の推進 市営簡易水道については、令和4年度実施の現況調査結果等を踏まえて、施設整備手法検討調査委託事業を実施し、施設の整備計画の策定を目指します。 また、「会津若松市簡易水道事業経営戦略」を踏まえた健全経営化に取り組むとともに、安定的な飲料水供給のため、適正な受益者負担のあり方についての検討や、今後の事業方針等について、地区との協議を継続します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 給水施設等整備事業／健康増進課／341 万円 ② 簡易水道事業（公営企業会計）／健康増進課／3,903 万円 【部局間連携】 ① 地方公営企業法を適用した市営簡易水道事業会計の適正かつ円滑な運営のため、上下水道局等関係部局との協議・連携を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 安心・安全な飲料水の安定的な供給を図るために、利用者である地域住民との協議を継続します。		

【令和5年度 様式】

令和5年度 観光商工部 行政運営方針

I 観光商工部 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	12 中小企業	1 地場産業の振興
2		2 経済循環の推進
3		3 経営基盤の強化
4	13 企業立地・産業創出	1 企業誘致の推進と企業間連携の強化
5		2 成長産業の集積
6		3 起業支援・新産業創出
7	14 雇用・労働環境	1 雇用環境の充実
8		2 勤労福祉の充実
9	15 観光	1 地域資源を活用した観光振興
10		2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備
11		3 広域観光・インバウンドの推進
12	16 中心市街地・商業地域	1 商店街機能の維持・強化
13		2 中心市街地の魅力向上

Ⅱ 重点方針 –施策の方向性と内容–

重点方針 No.1	政策分野 12	中小企業	施策 1	地場産業の推進					
	重点方針 －施策の方向性－	技術後継者の育成や商品開発・販路開拓等の支援、PR 推進により、漆器や清酒をはじめとした地場産業の振興を図ります。							
	【重点的取組】 ① 技術後継者の育成支援 会津漆器技術後継者訓練校の運営や会津酒造技術後継者育成協議会への支援を通して、地場産業の将来を担う後継者の育成を図ります。 ② 商品開発や販路開拓の支援 会津漆器については、これまでの展示会への出展による販路拡大の取組内容を検証し、さらなる効果的な施策を推進できるよう、会津漆器協同組合と連携を図ります。また、さまざまな販売チャネルを意識し、勉強会や専門家による事業者への訪問指導を通じて、商品開発や販路開拓を支援します。 会津清酒については、全国新酒鑑評会等における評価を広く周知・PR するとともに、さらなる酒質向上や、地域内外におけるイベント開催や商談会等への参加等による消費拡大及び販路拡大に向けた取組を支援します。 ③ 地場産業のPR 推進 地場産品については、首都圏企業や県外自治体等との連携イベントや商談会の開催、また、「会津ブランドものづくりフェア」などにより、地域内外におけるPR を推進します。				【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額） ① 会津漆器技術後継者訓練校運営補助金／商工課／250 万円 ② 会津酒造技術後継者育成事業／商工課／26 万円 ③ 会津漆器販路拡大推進事業／商工課／245 万円 ④ 会津清酒消費拡大推進事業／商工課／48 万円 ⑤ 会津ブランドものづくりフェア／商工課／650 万円 【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】 ① 会津漆器協同組合や会津若松酒造協同組合との連携により、地域内外での販路開拓、販売促進を図ります。				

重点方針 No. 2	政策分野 12	中小企業	施策 2	経済循環の推進				
	重点方針 －施策の方向性－	異業種間連携・産学官連携を推進して地域内経済の活性化を図っていきます。さらに、会津ブランドを活かした商品の差別化や、大手流通業者等との連携による地域外流通の拡大等により地域経済の活性化を図ります。						
	【重点的取組】 ① 異業種及び産学官の連携 会津地域経済循環推進協議会の活動を通して、会津地域の農業や食に携わる事業者同士の連携・情報交換機会を創出するとともに、協定締結自治体や首都圏企業等とのマッチング機会の創出を図り、新たな取引拡大の契機とします。 ② 会津ブランドの推進 首都圏企業やプロスポーツクラブとタイアップし、伝統工芸品や先端技術、さらには会津らしい地域イメージを象徴する食品等を会津ブランドとして差別化を図りながら、情報発信を行うとともに、地域内における認知度を高めることで、地域経済の循環を推進します。 ③ 流通業者との連携による地域外流通の拡大 大手流通企業と連携し、国内はもとより、海外市場も視野に入れながら、マーケティングや生産管理システムのノウハウを学ぶ機会を設け、地場産品等の販売促進と恒常的な取引の拡大を図ります。				【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額） ① 会津地域経済循環推進協議会負担金／商工課／23 万円 ② 会津ブランド推進事業／商工課／71 万円 ③ 桜咲く会津プロジェクト推進事業／商工課／1,056 万円 【部局間連携】 ① 会津ブランドの推進や大手流通企業等との連携にあたっては、農政部局とも情報を共有しながら地域内の経済の好循環化を図ります。 【市民協働・官民連携等】			

重点方針 No.3	政策分野 12	中小企業	施策 3	経営基盤の強化	   
	重点方針 －施策の方向性－	関係機関・団体と連携して相談業務の充実を図るほか、各種支援制度や融資制度により、企業における経営基盤強化を図り、競争力のある企業を育成します。			
	【重点的取組】 ① 商工業団体との連携による支援充実 複雑化・多様化する中小企業の経営課題への対応を図るため、商工団体と連携して、相談・支援体制の充実を図ります。 ② 各種支援制度、融資制度、相談体制の充実 市融資制度及び信用保証料補助制度を効果的に運用し、中小企業及び新規創業者における資金調達の円滑化を図ります。 また、新たな分野にチャレンジする中小企業・小規模事業者への補助制度により、その取組を支援します。 さらには、中小企業及び小規模企業振興条例を踏まえ、商工団体、金融機関、中小企業者による協議の場を設け、中小・小規模事業者が抱える課題や、振興に向けた提案について共有・検討し、連携・協働の取組を促進します。 ③ 経営品質向上の取組 地元企業に対し、顧客視点に立った経営体質の強化を図る「経営品質」の取組の普及・啓発を進めます。		【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額） ① 会津若松商工会議所補助金／商工課／360 万円 ② 会津若松市中小企業相談所補助金／商工課／478 万円 ③ 中小企業未来資金保証融資制度信用保証料補助金／商工課／2,040 万円 ④ 中小企業及び小規模企業振興補助金のうちチャレンジ企業応援補助金／商工課／200 万円 ⑤ 会津若松経営品質協議会負担金／商工課／25 万円 ⑥ 中小企業・小規模企業未来会議の開催／商工課／30 万円 【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】 ① 関係団体との連携により、相談業務の充実を図るとともに、各種支援制度の効果的な運用を図ります。		

重点方針
No. 4

政策分野 13	企業立地・産業創出	施策 1	企業誘致の推進と企業間連携の強化	   
重点方針 －施策の方向性－	工業用地の整備・供給などにより企業誘致を推進することに加え、企業間の連携を推進するなど、既存企業を支援することで、雇用の拡大と定住人口の増加、市民所得の向上を図ります。			
【重点的取組】 ① 新たな工業団地の整備 新規企業誘致に即応できるよう、工業振興計画で位置付けた新たな工業団地の整備に向け、令和5年度は、適地選定や具体的な事業計画の検討を行い、基本計画の策定に取り組めます。 ② 企業誘致活動の推進 雇用の創出による地域経済の活性化に向け、国・県・市の企業立地に係る優遇制度を活用しながら企業誘致に取り組むとともに、市内既存企業の安定操業や事業拡大に向けた支援に努めていきます。 ③ 企業間連携の支援 「会津産業ネットワークフォーラム（ANF）」を中心とした会津地域ものづくり企業間の連携や産業人材の育成、展示会への共同出展、ICT関連企業との連携による生産性向上に係る取組など、既存企業の経営基盤の強化を支援し、地域の産業振興に努めます。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ①（仮称）新工業団地整備事業／企業立地課／1,871万円 ② 企業誘致促進事業／企業立地課／2,214万円 ③ ものづくり企業連携促進事業／企業立地課／459万円 【部局間連携】 ① 企業からの相談にあたっては、ワンストップ窓口により対応していきます。 【市民協働・官民連携等】 ① 会津地域内の企業間連携の強化は、関係自治体と一体となった官民連携で取り組んでいきます。	

重点方針 No. 5	政策分野 13	企業立地・産業創出	施策 2	成長産業の集積	   
	重点方針 －施策の方向性－	アナリティクス産業やＩＣＴ関連産業の更なる集積や、医療とものづくり企業との医工連携の取組を進め、そこから生まれる技術革新や高付加価値化などにより、新たな産業基盤の構築と雇用の創出を図ります。			
	【重点的取組】 ① ＩＣＴ関連産業の集積 ＩＣＴ関連企業の集積による新たな人の流れと雇用の創出、若者の地元定着促進による地域活力の向上を図るため、スマートシティＡｉＣＴや行仁町（第１、第２）サテライトオフィス、市内民間オフィスなどを活用した、ＩＣＴ関連企業の誘致と集積に努めます。 また、誘致企業の地元定着や新規雇用に係る支援を行うとともに、誘致企業と地元企業、関係団体等との連携による様々な地域課題解決に向けた技術革新の拠点化への取組を支援していきます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① ＩＣＴ産業集積促進事業／企業立地課／企業誘致促進事業の内、100万円 ② 医工連携推進事業／企業立地課／79万円 【部局間連携】 ① 企業からの相談にあたっては、ワンストップ窓口により対応していきます。 【市民協働・官民連携等】 ① 民間事業者（ＡｉＹＵＭＵ）と連携してＩＣＴ関連企業の誘致促進に取り組むとともに、誘致企業と地元企業の連携による取組を支援していきます。 ② 医工連携推進については、会津若松商工会議所をはじめ、県立医科大学会津医療センター、ふくしま医療機器産業推進機構、地域内企業等と連携した取組を継続していきます。		

重点方針 No. 6	政策分野 13	企業立地・産業創出	施策 3	起業支援・新産業創出	    
	重点方針 －施策の方向性－	起業支援により、社会の変化に合わせた産業構造への転換と、新規雇用の創出に取り組みます。また、会津大学等との連携によるベンチャーの育成や成長支援により、イノベーションを促進し新産業の創出を図ります。			
	【重点的取組】		【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① ベンチャーの成長支援 市内ベンチャー企業の持続的な発展を図るため、人材育成、技術力・商品力の強化や販路拡大に向けた活動を支援します。 また、ICTオフィス（A i C T）の入居企業との連携を図り、市内ベンチャー企業のマッチングを支援します。		① 会津産IT技術認定事業／商工課／71万円 ② ITベンチャー販路拡大展示会出展補助金／商工課／20万円 ③ 創業支援信用保証料補助金／商工課／31万円 ④ 中小企業及び小規模企業振興補助金のうちチャレンジ企業応援補助金／商工課／200万円※再掲		
	② 新規創業に関する支援 市内で新たに創業しようとする事業者への補助制度により、その取組を支援します。また、起業の際の資金繰りを支援することで創業しやすい環境整備に取り組みます。 さらに産学官の連携による、IT技術の認定や、創業支援等事業計画による支援機関と連携し、各種相談体制を充実させます。		【部局間連携】 ① 関係部局との情報共有・連携により、多様な産業分野とIT技術の融合を促進します。 【市民協働・官民連携等】		

重点方針No.7

政策分野 14	雇用・労働環境	施策 1	雇用環境の充実	4 読書の喜びをみんなに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と経済発展の推進をつくろう 10 人々の暮らしを豊かにしよう 11 住み続けられるまちづくりを
重点方針 －施策の方向性－	就職面接会の開催や個別相談等を通じて、求職・求人のマッチングと多様な求職者への能力開発を支援します。また、就業意識の高揚を図り、労働者がやりがいや豊かさを実感できる社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。			
【重点的取組】 ① 求職と求人のマッチング支援 合同就職面接会「就職フェア in あいづ」を継続的に開催し、雇用のマッチングを支援していきます。 ② 雇用環境の改善 関係団体への雇用拡大要請を通じて雇用環境の改善を促します。 ③ 能力開発支援による次世代を担う産業人材の育成 国・県の職業能力開発支援制度を周知するほか、技術の習得を促し、就業、職種転換を支援します。さらに、技能者の地位及び技能水準の向上に資するため技能功労表彰制度を設け、卓越した技能者を表彰します。 ④ 多様な働き方への支援 福島労働局との協定に基づき、事業者向けのセミナー等を開催し、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。 ⑤ 企業と若者の出会いの場の創出 福島労働局との協定に基づき、高校2年生を対象とした合同企業説明会を開催し、若年層への市内企業の理解醸成を図ることで、企業と若年層の出会いの場を創出します。			【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額） ① 就職フェア in あいづ実行委員会負担金／商工課／187 万円 ② 技能功労者表彰制度／商工課／29 万円 ③ 高校2年生向け合同企業説明会の開催／商工課／90 万円 【部局間連携】 ① 健康福祉部との連携により、高齢者や障がい者の雇用促進に取り組みます。 ② 男女共同参画推進、子育て、介護を担当する部局等との情報共有・連携により、誰もが働きやすい職場環境づくりの推進に取り組みます。 【市民協働・官民連携等】 ① 少年・少女発明クラブの開催や、会津若松商工会議所との連携による、ジュニアエコノミーカレッジの開催などを通して、学生時代からのものづくりに対する意識醸成を図り、次世代の産業人材の育成を支援します。	

重点方針 No.8	政策分野 14	雇用・労働環境	施策 2	勤労福祉の充実	    
	重点方針 －施策の方向性－	安定的な労働環境を維持するため、一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター「あしすと」と連携して、中小企業勤労者への福利厚生施策を充実します。また、勤労青少年ホームを核として、勤労者の交流や福祉の向上を図ります。			
	【重点的取組】 ① 「あしすと」への支援と加入促進による勤労福祉の向上 （一財）市勤労者福祉サービスセンター「あしすと」と連携して、中小企業勤労者への福利厚生施策を充実します。 ② 勤労青少年活動への支援 勤労青少年ホームの運営を通して、働く若者の余暇活動の充実や交流の機会の提供、福祉の向上を図ります。		【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額） ① 市勤労者福祉サービスセンター補助金／商工課／1,575万円 ② 勤労青少年ホーム管理運営費／商工課／2,799万円 【部局間連携】 ① 勤労青少年ホームは、文化センター、老人福祉センターとの複合施設であり、各担当部局と連携して適切な維持管理を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 「あしすと」と連携して、中小企業勤労者の福祉の充実を図ります。		

重点方針 No. 9	政策分野 15	観光	施策 1	地域資源を活用した観光振興	 
	重点方針 －施策の方向性－	鶴ヶ城、飯盛山をはじめとした史跡名勝などの歴史的・文化的資源や猪苗代湖に代表される自然資源、さらには温泉地やまちなか観光などの様々な地域資源を活用しながら、「会津まつり」に代表されるまつりやイベントなど、あらゆる機会を捉え、滞在型観光を推進することにより市内での観光消費額の向上につなげ、ポストコロナにおいて、観光業の再始動を図ります。			
	【重点的取組】 ① 歴史的・文化的な資源・資産の活用 鶴ヶ城をはじめとした各種歴史資源の保全・保存と磨き上げに努めるとともに、史跡若松城跡内施設の長寿命化などにも取り組みながら、歴史的・文化的な資源の有効活用と情報発信に努め、観光誘客を図ります。特に、天守閣のリニューアルオープンを契機とした誘客を促進し、鶴ヶ城を基点にまちなかへの積極的な誘導を図り、市内での滞在時間を延ばすことにより観光消費額の向上を図ります。 ② 温泉地域の活性化 将来的な温泉街のあり方等について策定した「景観創造ビジョンアクションプラン」に基づく、東山・芦ノ牧両温泉観光協会の取組を支援し、滞在型観光の推進において重要な役割を担う中心温泉地域の魅力の創出を図ります。 新たに、温泉地域の魅力や収益力を高めることで地域全体の再生を図ることを目的に、個々の事業者等が取り組む修景対策や高付加価値化事業を支援し、活性化推進の加速化を図ります。 ③ 賑わいの創出 会津まつり協会や会津若松観光ビューロー等の関係団体と連携協力しながら、「会津まつり」や「会津絵ろうそくまつり」などの各種イベントの魅力向上を図るとともに、まちなかの観光資源に最新のデジタル技術を活用し付加価値を高めるなど、通年での賑わいの創出を図ることにより、観光需要の平準化と滞在型観光の推進を図ります。		【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額） ① 史跡若松城跡内施設長寿命化計画策定業務／観光課／983 万円 ② 2023 鶴ヶ城誘客促進事業／観光課／565 万円 ③ 温泉地域活性化推進事業／観光課／2,070 万円 ④ 会津まつり協会負担金／観光課／8,283 万円 【部局間連携】 ① 温泉街の修景対策については、危機管理課や都市計画課と連携しながら取り組みます。 ② まちなか観光の推進については、商工課が推進する中心市街地活性化事業と連携しながら取り組みます。 【市民協働・官民連携等】 ① ポストコロナにおける観光業の再始動に向け、地域の観光関連団体や事業者、県立博物館等との連携を図りながら、史跡若松城跡全体を活用した誘客事業を推進します。 ③ 温泉街の活性化に向け、地域の関係者で構成する両温泉観光協会等と連携しながら各種事業を推進します。 ④ まつりやイベント等の開催にあたっては、会津まつり協会及び会津若松観光ビューローを中心としながら関係団体等と連携し、まつり等の魅力向上に取り組みます。		

重点方針 No. 10	政策分野 15	観光	施策 2	誘客宣伝の推進と受入体制の整備	 
	重点方針 －施策の方向性－	観光地域づくり法人（DMO）である会津若松観光ビューローと連携しながら、様々な媒体を活用した観光情報の発信をはじめ、JR 東日本重点販売事業を活用したプロモーションの実施やフィルムコミッション事業を通じた本市の魅力発信など、効果的な誘客宣伝を推進し、ポストコロナにおける観光再始動を図ります。 また、観光需要の平準化を図るため教育旅行やワーケーションなどの滞在型観光を推進するとともに、地域全体でおもてなしの向上に努め、受入体制環境の強化に取り組みます。			
	【重点的取組】			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）	
	① 観光情報発信と誘客活動の推進 観光消費額の向上や観光需要の平準化を図るため、DMO である会津若松観光ビューローと連携しながら、各種情報の収集・分析により、個人旅行の増加や観光ニーズの多様化、観光情報の収集手法の変化などに合わせた戦略的な情報発信と誘客活動を推進します。			① 会津若松観光ビューロー補助金／観光課／2,883 万円 ② 会津若松観光ビューロー特別補助金／観光課／3,007 万円 ③ 教育旅行誘致推進事業／観光課／1,367 万円 ④ ワーケーション推進事業／観光課／695 万円	
② 教育旅行誘致の推進 教育旅行は、将来のリピーター創出の機会になるとともに、平日の観光需要となることから、引き続き、積極的な誘致活動を推進するとともに、本市が優位性を持つ ICT 技術を活用した新たな体験型コンテンツを創出し、来訪地としての魅力をさらに高めます。			【部局間連携】 ① ワーケーションの推進については、企業立地課が行う企業誘致活動や AiCT との交流等と連携しながら取り組みます。		
③ ワーケーションの推進 AiCT に出張や視察で訪れる企業をターゲットとし、新しい働き方である「ワーケーション」及び「プレジャー」を推進し、平日や閑散期の需要を掘り起こすことで、観光需要の平準化や滞在時間の拡大につなげ、観光消費額の向上を図ります。			【市民協働・官民連携等】 ① 会津若松観光ビューローや会津まつり協会、会津若松商工会議所など関係団体との連携を強化し、ターゲットを定めた戦略的な情報発信と受入体制の整備を図ります。 ② 教育旅行においては、会津若松観光ビューローの教育旅行委員会をはじめ、関係団体と連携・協力し、積極的な誘致活動と受入体制の充実・強化に努めます。 ③ ワーケーションの推進については、会津若松観光ビューローをはじめ、会津産業ネットワークフォーラムや AiCT 入居企業、市内の観光関連事業者等と連携し、ワーケーションによる新たな観光需要に対応した受入体制の整備を推進します。		

重点方針 No. 11

政策分野 15	観光	施策 3	広域観光・インバウンドの推進	8 観光がいの 再始動を図る 9 観光と経済活動の 両立を図る
重点方針 －施策の方向性－	会津 17 市町村が一体となって、「極上の会津」を主要テーマとした広域観光に取り組み、宿泊や体験など、域内の魅力を有機的に結びつけることによる滞在型観光を推進することで、観光業の再始動を図ります。 また、ポストコロナを見据えた外国人の誘客を推進するため、各ターゲット国やターゲット層の趣向に併せた観光プロモーションの展開や、情報発信等により、戦略的なインバウンドの推進を図ります。			
【重点的取組】			【主要事業の詳細】（事業名／担当課／当初予算額）	
① 広域観光の推進 20 代～30 代の女性層等をメインターゲットとし、JR 東日本重点販売事業や JR 只見線の全線復旧 1 周年を契機に、コロナ禍を経て定着した旅行スタイルである、地域の暮らしを体感できるような旅など新たな観光コンテンツを創出することで、リピーターの確保を図ります。 また、令和 6 年度に予定されている日本遺産サミットの開催に向け、地域の関係者と連携して、日本遺産を活かした周遊性の向上に取り組むことで、滞在型観光の促進を図ります。 さらに、新潟市や佐渡市などの隣県自治体や交通事業者等との連携を強化し、新たな市場開拓に向けた相互誘客に取り組めます。			① 極上の会津プロジェクト協議会負担金／観光課／568 万円 ② 都市間連携推進事業／観光課／246 万円 ③ 国際観光推進事業／観光課／2,810 万円	
② インバウンドの推進 回復傾向がみられる外国人観光客の誘客を推進するため、ターゲット国（台湾・タイ・欧米地域）ごとに、旅行志向などの情報を分析し、各国の状況に応じたプロモーション事業を実施します。 さらには、会津地域や新潟市、佐渡市などと連携し、外国人の関心が高い観光資源の磨き上げを図ることで、戦略的なインバウンドの推進に取り組めます。			【部局間連携】 ① インバウンドの推進については、農政課が推進するグリーンツーリズム等と連携して取り組みます。	
			【市民協働／官民連携】 ① 極上の会津プロジェクト協議会を中心として、会津 17 市町村や関係団体と連携した広域観光の推進に取り組めます。 ② インバウンドの推進については、ターゲット国ごとの旅行意欲の高まりや訪日の可能性など分析し、誘客戦略を立てながら、会津若松観光ビューローや市国際交流協会、さらには県や新潟市や佐渡市などとの連携を図り、情報共有と相互連携による効果的な情報発信と受入体制の整備、さらにはテーマ性のある旅行商品の造成・販売を推進します。	

重点方針 No. 12	政策分野 16	中心市街地・商業地域	施策 1	商店街機能の維持・強化	     
	重点方針 －施策の方向性－	中心市街地を消費と事業活動の場として活性化させながら、地域経済のエンジンとして力強く機能し続ける商店街づくりを進めます。			
	【重点的取組】 ① 商店街等による個店の魅力向上と人材育成、環境整備などへの支援 商店街等が行う施設設置及び維持管理事業、イベント事業、人材育成事業、空き店舗対策事業、新製品の開発等に挑戦する事業を支援し、商店街等の魅力向上に取り組みます。 ② 空き店舗、空きスペースなどの活用支援と情報の一元化 空き店舗などの遊休不動産（の情報収集と発信、効果的な活用方法と対策について、会津若松商工会議所や株式会社まちづくり会津、商店街等と連携して取り組みます。 上記①②について、国の支援メニューを活用しながら、第3期中心市街地活性化基本計画の基本方針に寄与する支援制度の見直しを進めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 中小企業及び小規模企業振興補助金／商工課／2,535 万円 【部局間連携】 ① 建設部をはじめ関係部局との連携により、商店街や民間事業者等が行う環境整備やイベント等に対する支援を行います。 【市民協働・官民連携等】 ① 空き店舗などの遊休不動産について、建設部及び市民部との連携のほか、会津若松商工会議所及び株式会社まちづくり会津、商店街等と連携して取り組みます。		

重点方針 No.13	政策分野 16	中心市街地・商業地域	施策 2	中心市街地の魅力向上	         
	重点方針 －施策の方向性－	中心市街地活性化基本計画（第3期計画：令和5年4月から令和10年3月まで）に基づき、関係団体等と連携しながら、民間活力の活用や市民との協働により、魅力あふれるまちづくりを推進します。			
	【重点的取組】 ① 中心市街地活性化協議会等と連携した中心市街地活性化事業の推進 新たなコンセプトで策定した第3期中心市街地活性化基本計画の「まちの目指す姿」をまちづくりの指針として広く示し、関わる方々（住民、事業者、関係団体、行政など）の目線を合わせながら、一体的なまちづくりを推進します。 ② 協働による地域個性を活かしたまちづくり 第3期中心市街地活性化基本計画の基本方針の実現に向け、住民や商店街、関係団体と共に、まちで活動する方々の創意工夫の後押しや、まちなかのスペース（公園や道路等）を活用した事業など、市民協働による取組を進めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 中心市街地活性化事業／商工課／324万円 ② まちなか賑わいづくりプロジェクト事業／商工課／99万円 【部局間連携】 ① 中心市街地の活性化については、都市機能の集積、道路や公共交通網等の整備など、都市基盤全般に関することから、建設部、企画政策部と情報共有を図りながら連携して事業を推進します。 ② 「地域ならではの体験や記憶の創出」「公園等の公共空間の活用」「子どもの地域への愛着の醸成」など、地域特有の体験や記憶を一つでも多く生むという視点から、教育委員会や健康福祉部などと連携して取り組みます。 【市民協働・官民連携等】 ① 協働による地域個性を活かしたまちづくりについて、住民や商店街、関係団体と協働で各種事業に取り組みます。		

【令和5年度 様式】

令和5年度 農政部 行政運営方針

I 農政部 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	10 食料・農業・農村	1 食料の安定供給
2		2 農業の持続的発展
3		3 農業生産基盤の整備
4		4 農村の振興
5	11 森林・林業	1 林業の振興
6		2 森林資源の受給拡大
7		3 森林の活用
8	29 都市づくり	1 都市基盤の整備と土地の適正利用促進

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

	政策分野 10	食料・農業・農村	施策 1	食料の安定供給  
	重点方針 – 施策の方向性 –	地産地消をはじめとした地元農産物の消費拡大と安全安心な農産物の安定供給を推進するとともに、会津ブランドの確立と販路拡大及び多様な消費者ニーズへ対応した生産・供給体制の構築に取り組みます。 また、公設地方卸売市場の健全な運営と活性化に向けた取組を推進します。		
重点方針 No. 1	【重点的取組】 ① 農産物の地産地消の推進 「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン」に基づき、生産者や事業者、消費者間における相互理解を深めながら、地産地消運動の更なる推進を図ります。 ② 会津産農産物及び食のブランド化の推進 「あいづ食の陣」による飲食店等における地元産のテーマ食材を活用したメニューの提供や、SNSによる食の魅力の情報発信に努め、農産物のブランド化を図るとともに、新規需要の獲得のため海外市場も視野に入れながら販路開拓に努めます。 ③ 需給マッチングプラットフォームの普及促進 デジタル田園都市国家構想により整備された「需給マッチングプラットフォーム」の普及促進を支援し、地産地消のさらなる推進と、農業者所得の向上を目指します。 ④ 公設地方卸売市場の維持・活性化 「市公設地方卸売市場経営展望」及び「市地方卸売市場事業経営戦略」に基づき、食品流通の多様化に対応した取引の推進により市場の健全な運営と活性化に取り組むとともに、将来の施設のあり方について検討を進めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ①地産地消運動推進事業/農政課/423万円 ②農産物ブランド化・販売促進事業（あいづ食の陣実行委員会）/農政課/1,069万円 ③デジタルマッチングプラットフォーム普及支援事業/農政課/449万円 ④公設地方卸売市場事業・市場活性化事業/農政課/9,946万円 【部局間連携】 ① 「あいづ食の陣」をはじめとした、本市の食の魅力を広く発信するため、観光課等と連携し地域外へのPR活動に取り組みます。 【市民協働・官民連携等】 ① 地産地消推進協議会、あいづ食の陣実行委員会などを通じ、市民や各種団体と連携を図り、地産地消の推進や食のブランド化に取り組んでいきます。 ② JAのほか、流通事業者や観光商工事業者などの関係団体との連携を図り、農産物の安全性や良食味等をPRし農産物の風評払拭や消費拡大に努めます。また、県やJA、ジェトロ等と連携しながら、本市産農産物の輸出に向け調査・研究に取り組みます。 ③ 公設地方卸売市場指定管理者や市場内事業者との連携により、適正な運営管理と公平・公正な取引及び品質管理体制を確保し、市場機能の維持・活性化を図ります。 ④ AiCT コンソーシアム、市場内事業者と連携し、需給マッチングプラットフォームの更なる普及・推進を図ります。	

	政策分野 10	食料・農業・農村	施策 2	農業の持続的発展			
	重点方針 －施策の方向性－	力強く持続可能な農業の実現に向けて、担い手を育成・確保するとともに、振興作物の重点的な生産拡大と需要に応じた米の安定生産、さらには市内や首都圏、関西圏などでニーズが高まってきた「A i Z' S - R i C E」の取組を通して、米価の維持・向上、地域間競争力の確保と農業経営の収益性の向上を図ります。 また、持続可能な力強い地域農業の実現を目指し、「地域計画」の作成推進に取り組み、農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を推進します。 さらに、ICT等の先端技術の農業生産への活用を推進することにより、農産物の収量増加、品質向上、省力化を図るとともに、若年層等の就農促進に取り組みます。					
重点方針 No. 2	【重点的取組】				【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 農業の担い手の育成・確保 「地域計画」の作成に向けた取組を支援するとともに、農地中間管理事業を通じた農地集積・集約を推進します。また、地域農業の持続的発展のため、認定農業者や集落営農組織などの担い手を育成し、認定新規就農者や移住就農者等新たな担い手を確保・支援します。 ② 農業生産体制の向上 地域水田収益力強化ビジョン（※1）に基づき、市場性の高い安全安心な米及び園芸作物の作付け推進のほか、需要に応じた米生産を実現するため、非主食用米（特に飼料用米）への転換を支援し、多様な経営戦略による収益性の高い農業生産体制の確立を図ります。 ③ 振興作物の重点的拡大と売れる米生産の推進 振興作物の生産拡大に必要な園芸施設の導入や稲作の生産コスト削減の取組を支援することで、収益性の高い複合経営への転換や経営能力の高い大規模稲作経営体の育成に努めます。 さらに、「A i Z' S - R i C E」の栽培面積の拡大と首都圏における販路拡大に努め、市産米の価格の維持・向上を図ります。 ④ ICT等の利活用による農業生産技術の向上と次世代継承 農作物の品質向上や収量増加、作業の省力化を図るため、ICTを活用した養液土耕栽培（※2）設備導入を支援するとともに、水田の水管理システム、栽培支援ドローンの導入効果を実証します。 ⑤ 物価高騰対策支援 物価高騰により影響を受けている農業者の営農継続や所得の安定化のため、必要に応じて、農業生産資材や飼料の高騰分への支援を検討します。				① 農業担い手支援事業/農政課/5,035万円 ② 未来ファーマースタート支援事業/農政課/449万円 ③ 水田利活用推進事業/農政課/1,488万円 ④ あいづの厳選米生産推進事業/農政課/500万円 ⑤ スマート農業推進事業/農政課/2,000万円		
	【部局間連携】				【市民協働・官民連携等】		
	① 農業委員会や各地区土地改良区、農地中間管理機構等と連携し、「地域計画」の作成推進に取り組むとともに、農地集積・集約化を図ります。				① JAの各作物生産部会や会津野菜館との連携により、振興作物の生産拡大・品質向上と新規就農者の栽培技術の向上に取り組めます。 ② 福島大学食農学類との共同研究等により、「A i Z' S - R i C E」の高品質・安定的な生産体制の構築による生産量の増加を目指します。 ③ ICTを活用した農業機械の各メーカー等と連携し、導入者とも情報共有を図りながら、より効果的な活用を図ります。		
	※1 水田収益力強化ビジョン				地域の作物生産の設計図となるもので、作付の現状や課題、作物ごとの取組方針等について明確にしたもの。		
	※2 養液土耕栽培				培地に土を用いたかん水同時施肥栽培のこと。水と養液を点滴により与えることで、水と肥料を効率よく利用することが可能。		

重点方針 No. 3	政策分野 10	食料・農業・農村	施策 3	農業生産基盤の整備	 
	重点方針 －施策の方向性－	生産性の高い農業生産基盤の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業生産による経営の改善を図ります。また、農産物を安定的に生産するため、農業水利施設の機能保全と計画的な改修による農業用水の安定供給に取り組みます。			
	【重点的取組】 ① 土地改良事業の推進 国・県・関係団体が実施する農業施設の長寿命化対策や、区画整理及びかんがい排水などの多様な土地改良事業により、効率的な基盤整備を推進します。 ② 大区画基盤整備による生産性向上 基盤整備事業により大区画（※1）に農地を整備するとともに、道路、用排水路を効率的に配置した農地の集積を行うことで、農業生産性の向上を図ります。 ③ 農地中間管理機構制度を活用した基盤整備の推進 農地中間管理機構の制度を活用することにより、農業者の所得向上を目的とした県営での基盤整備を推進します。 ④ 農業用ため池の減災防災の推進について 農業用ため池については、法（※2）に基づいた適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、減災防災対策の推進に努めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 土地改良事業/農林課/4,441 万円 【部局間連携】 ① 建設部と連携し、道路整備計画の調整や非農地設定等により、円滑な土地改良事業の推進を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 土地改良区の技術支援を通して、農業施設の整備や基盤整備を効率的に推進することで、農業生産性の向上を図ります。 ② 農地中間管理機構（※3）との連携により、借り入れした農地について基盤整備事業に取り組むよう調整していきます。 ※1 大区画 不整形や小区画の農地を大型機械が使用できるように 50 a 以上の区画にすること。 ※2 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に制定。（令和元年7月施行） ※3 農地中間管理機構 地域内の分散した農地を借り受け、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して長期間貸付を行う組織。中間管理機構は知事が指定。		

重点方針 No. 4	政策分野 10	食料・農業・農村	施策 4	農村の振興	
	重点方針 －施策の方向性－	地域資源を活かした都市住民等との交流活動や農業 6 次化の推進などにより、地域の活性化や農業・農村の所得の増大に努めます。 また、農業・農村のもつ多面的機能の発揮のため、環境負荷の低減や地域資源の維持・継承に取り組むとともに、農地・農業用施設の維持管理の適正化と住民の防災意識の向上を図るなど、暮らしやすい農村環境を整備します。加えて、有害鳥獣による被害を防止するための対策を適切に実施するとともに、地区全体でのモデル事業の取組に対する総合的な防除対策への支援を行います。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① グリーンツーリズムの推進 地域資源を活かした都市住民等との交流を推進するとともに、市内における地域間交流などの推進を図りながら地域活性化に努めます。 また、会津地域の食や農業と観光資源を結びつけ、地域の魅力を動画等により海外に発信し、感染症の状況や国の動向を注視しながら、段階的に訪日外国人の誘客を図ります。		①農村交流促進事業/農政課/118 万円			
② 環境保全効果の高い営農活動の普及 「みどりの食料システム戦略（※1）」を踏まえ、環境保全型農業の推進により化学肥料や化学農薬の使用低減を図るとともに、環境負荷低減に資する生産活動等の推進に努めます。		②環境保全型農業直接支援対策事業/農政課/528 万円			
③ 多面的機能の維持・発揮に向けた支援 多面的機能支払制度（※2）の活用により、地域資源を保全する共同活動を通して農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図ります。		③多面的機能支払事業/農政課/1 億 8,708 万円			
④ 農村の快適な生活環境の維持と保全 農村環境改善施設や水路・道路については、適正な維持管理や長寿命化を図り、農村の生活環境の向上に努めます。		④農村環境整備事業/農林課/4,173 万円			
⑤ 有害鳥獣の被害防止・捕獲 市街地でのツキノワグマやイノシシ等の出没を踏まえ、クマ対策リーフレットを全戸配布し、本年度も緊急連絡体制を適切に運用することで、市民の安全を確保していきます。 また、野生鳥獣による農地・農作物及び人身被害の防止のため、集落環境診断に基づく総合的な対策を進める地区への支援と、個人または法人に対する侵入防止柵の購入支援を推進するとともに、緊急性の高い場合などに有害捕獲を行います。 さらに、会津地域 17 市町村の連携により整備したライフル・スラッグ弾射撃場の供用を開始し、ツキノワグマやイノシシ等の中・大型獣捕獲の技術向上を図ります。		⑤鳥獣被害対策事業/農林課/1,234 万円			
		⑥鳥獣被害防止総合支援事業/農林課/544 万円			
		⑦会津地域鳥獣被害防止広域対策推進事業/農林課/30 万円			
		【部局間連携】			
		① グリーンツーリズム・クラブや定住・二地域居住推進協議会との連携を図り、受入体制の充実に努め、都市農村交流等を推進します。			
		【市民協働・官民連携等】			
		① 環境保全型農業を推進する農業者団体や市場内事業者と連携し、持続的な食料システムの構築に向け推進を図ります。			
		② 有害鳥獣対策については、会津地域 17 市町村の連携及び、県猟友会若松支部、警察署との連携を図ります。			
		※1 「みどりの食料システム戦略」 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるため、中長期的な観点から打ち出された国の政策方針			
		※2 多面的機能支払制度 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を支える地域の共同活動を支援する制度。			

重点方針 No. 5	政策分野 11	森林・林業	施策 1	林業の振興	     
	重点方針 －施策の方向性－	林業の生産基盤の整備と環境保全、並びに低コスト化に向けた継続的な支援や民有林の整備を持続的かつ計画的に進め、また、適切な間伐の実施により、原木、間伐材等の安定供給を図り、林業の振興に取り組めます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 林道の整備・維持管理 間伐材等の搬出に必要な林業専用道（※１）の整備と既存の林道の適正な維持管理を実施し、森林を保全します。		① 林業専用道整備事業/農林課/ 4,010 万円			
② 森林経営計画に基づく森林経営の支援 林業事業者が作成した森林経営計画（※２）に対する認定等の支援を行い、間伐等の森林整備を推進します。		② 林道維持管理事業/農林課/ 2,385 万円			
③ 間伐材搬出支援等による森林整備の促進 森林経営計画に基づく、間伐事業の搬出運搬経費の支援により、持続性のある森林整備を推進します。		③ 会津材循環利用促進事業/農林課/ 750 万円			
④ 森林病虫害被害の拡散抑制 松くい虫等の森林病虫害被害を受けた枯損木の伐倒駆除や、感染予防対策（樹幹注入剤による予防）などを計画的に行い、病虫害被害の拡散を抑制することで、森林資源の確保と自然環境・景観の保全に努めます。		④ 森林病虫害等防除事業/農林課/ 189 万円			
⑤ 森林経営管理制度による森林の適切な経営や管理 対象森林の所有者に対する意向調査が円滑に進められるよう、森林情報等から作成した全体計画に基づき、計画的な意向調査を実施するとともに、経営管理権（※３）の取得に向けて取り組みます。 また、経営管理権の取得後は、森林所有者に代わって市が森林の経営や管理を行います。		⑤ 森林経営管理事業/農林課/ 4,427 万円			
		【部局間連携】			
		① 森林の適切な整備を進めることにより、森林の持つ二酸化炭素の吸収効果を高めることができ、また、土砂流出による災害の防止につながるなど、市の果たすべき役割に大きく関与することから、市民部局と連携し、林業の振興に向けた取組を進めます。			
		【市民協働・官民連携等】			
		① 適切な森林整備の推進と間伐材等の安定供給に向けて、森林所有者や林業事業者等との連携を図り、森林が持つ多面的機能の維持向上に努めます。			
		※１ 林業専用道 林道と作業道の中間に位置するものであり、10 t 積みトラック程度までの通行を想定する。			
		※２ 森林経営計画 森林所有者から委託を受けた林業事業者が国等の補助金を活用して森林施業を実施するために策定する計画。			
		※３ 経営管理権 森林所有者が行うべき経営管理（伐採・造林・保育等）を、市が委託を受け実施するために必要な権利。			

重点方針
No. 6

政策分野 11	森林・林業	施策 2	森林資源の需要拡大	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 8 働きがいも 経済成長も 9 産業・技術革新の 基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を 15 陸の豊かさも 守ろう
---------	-------	------	-----------	--

重点方針
－施策の方向性－

国県、管内の市町村、林業団体等と連携して豊富な森林資源の有効利用と、会津漆器の原材料であるウルシ液の生産拡大に向けたウルシ樹の育成を推進します。

【重点的取組】

① 森林環境の保全と木材の活用

県の森林環境交付金（令和3年度～令和7年度）を活用した、公共施設等への県産材の利活用や木質バイオマスの利活用を推進することで、森林環境の保全や市内の小・中学校の森林環境学習を支援します。

② 会津産材の流通体制整備

会津産材の流通の低コスト化を図るため、方部別に原木のサテライト市場や木材集荷場の整備を進め、市場における競争力強化を図ります。

③ C L Tなど新たな木材需要の創出

C L T用ラミナ材の供給や木質バイオマスボイラによる熱供給事業などの新たな地域材の需要に対応するため「会津地域森林資源活用事業推進協議会」の一員として、構成機関と連携して検討を進めます。

④ ウルシ樹の育成

会津漆器の原材料であるウルシ液を生産するため、一箕町金堀地区でウルシ樹の保育管理と、大戸町南原地区で新たなウルシ団地整備に向けて苗木の新植と管理を行い、ウルシ樹の育成・拡充を実施していきます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

① 森林環境整備事業／農林課／70 万円

② 森林資源活用事業／農林課／1 万円

③ 特用林ウルシ樹育成事業(金堀、南原地区)／農林課／864 万円

【部局間連携】

① 公共建築物等に対する木材利用を推進するため、建設部や教育委員会と連携を図り、森林環境交付金（※1）を活用して、公共施設の県産材による木質化やパレットストーブの導入など、地域材の利用拡大に向けた取組を進めます。

② 会津漆器協同組合への漆液の供給については、観光商工部と連携して需要の拡大に努めていきます。

【市民協働・官民連携等】

① 会津地域森林資源活用事業推進協議会の事業推進にあたっては、関係13市町村、商工団体、農林団体等の関係47団体で連携して取り組みます。

② ウルシ液の「掻き子」の育成にあたり、観光商工部、県、漆器協同組合、NPO等の関係団体と連携し、技術者の育成を支援していきます。

※1 森林環境交付金

森林環境税を財源とする県交付金で、森林整備や森林環境学習の推進、並びに県産材と木質バイオマスの利活用推進等を目的に交付される。

重点方針 No. 7	政策分野 11	森林・林業	施策 3	森林の活用	  
	重点方針 －施策の方向性－	憩いと学びの場、森林レクリエーション活動の場の提供を通して、森の大切さや森林整備の必要性についての市民啓発を継続して取組み、さらに、森林ボランティアや森林環境学習、林業体験会等を通じて森林を守り育てる意識を醸成します。			
	【重点的取組】 ① 自然休養林の適正管理 快適な森林レクリエーションや社会（野外）教育の場を提供するため、休養林内の遊歩道の適正な維持管理等や、ガイドブックやホームページでのPRにより、一般市民、観光客等の利用者の増加を図ります。 ② 森林ボランティア等の活動の促進 「市民と共生の森」において、森林ボランティア団体と連携した森林レクリエーション等の開催を通して、森の大切さや森林整備の効能などの体験を通して学べる場を提供していきます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 市民と共生の森整備事業/農林課/1,953万円 【部局間連携】 ① 会津東山自然休養林の利活用を推進するため、建設部と連携を図り、背あぶり山公園内のレストハウス、キャンプ場、遊歩道等の公園施設の有効活用により、利用者の拡大に努めます。 ② 教育委員会の「まちなかアートプロジェクト」事業と連携して、漆林見学会を開催し本市の伝統産業への理解を深める取組を進めます。 ③ 自然休養林や遊歩道を利用して自然に親しむ機会をより多く提供するため、観光商工部と連携して、観光サイトを通した広報活動に努めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 「市民と共生の森の会」と連携を図り、学びの場を通じた市民協働による森づくりを進めます。		

重点方針 No. 8	政策分野 29	都市づくり	施策 1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進	 
	重点方針 －施策の方向性－	適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。			
	【重点的取組】 ① 分かりやすい住居表示・国土調査の推進 国土調査法に基づき、昭和 28 年から地籍調査を実施しており、まちづくりの基礎となる土地の境界を明確化する事業であるため、今後も継続して取り組みます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 国土調査事業/農林課/513 万円 【部局間連携】 ① 道水路・法定外公共物等の境界明確化については、建設部局と連携して事業を進めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 都市部における事業化については、法務局が実施している登記所備付地図作成作業と連携して事業を進めます。		

【令和5年度 様式】

令和5年度 建設部 行政運営方針

I 建設部 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	24 公園・緑地	1 安全で快適な憩い空間の提供
2	27 治水	1 総合的な治水対策
3	28 雪対策	1 除排雪作業の情報化・効率化
4		2 除雪困難世帯の外出支援
5		3 除雪インフラの整備
6	29 都市づくり	1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
7	30 道路	1 道路交通ネットワークの整備
8		2 身近な道路環境の整備・保全
9	33 住宅・住環境	2 市営住宅の管理運営
10		3 住宅・建築物の耐震化の促進
11	34 景観	1 自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成
12	39 まちの拠点	3 会津若松駅前の整備検討

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 24	公園・緑地	施策 1	安全で快適な憩い空間の提供 
	重点方針 – 施策の方向性 –	地域における様々な主体と共に緑化・美化を推進します。また、公園や緑地、農村公園、児童遊園、広場等を適切に管理し公園施設の長寿命化を図ることで、安全で快適な憩いの空間を提供します。		
	【重点的取組】 ① 市民協働による市街地の緑化・美化の推進 花と緑のスタッフ活動を中心に、市民との協働による花苗生産活動や公共施設の花壇への植栽を実施し、地域の緑化・美化を推進します。 令和5年度は、花と緑のスタッフ、花苗生産の運営について、業務委託による民間活力を生かした取り組みを推進し、事業の魅力向上に努めます。 また、公園等緑化愛護会の活動により、公園・緑地の愛護活動を推進し、地域の緑化・美化に努めます。 ② 適正な維持管理による公園・緑地の保全 公園・緑地は、都市の住環境、防災性の向上、景観の形成、生物多様性の確保、交流空間の提供等求められる機能は多岐にわたることから、良好な維持管理に努めます。 また、公園・緑地を誰もが訪れやすい、より魅力あるものにするために、市民協働による新たな管理手法を研究します。 鶴ヶ城公園は、中心市街地に位置することから、お濠への導水や定期的な水質調査の実施により、良好な水質保全に努めます。 ③ 予防保全型管理による公園施設の長寿命化の推進 公園利用者の安全・安心を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の予防保全に重点を置き、公園設備の改修や遊具更新を行い、併せて、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 ④ 市民ニーズに合った墓園等の管理 多様化する市民の墓地需要に応えるため、墓園内の墓所増設や大塚山納骨堂の改修（納骨堂の増設）を実施するとともに、良好な墓園や納骨堂の適正な維持管理に努めます。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 花と緑推進事業／まちづくり整備課／1,107万円 ② 公園・緑地等維持管理事業／まちづくり整備課／2億8,579万円 ③ 公園施設長寿命化事業／まちづくり整備課／4,630万円 （令和5年2月補正額を含む） ④ 墓園・納骨堂管理事業／都市計画課／4,129万円 【部局間連携】 ① 障がい者の社会参加に向け、花苗生産活動への参加、ワークショップの積極的な活用を健康福祉部と連携します。 ② 森林環境交付金（農政部所管）を活用し、木製ベンチ等の公園施設を更新することで、森林の利活用と利用者の安全、安心を確保します。 【市民協働・官民連携等】 ① 市民憲章都市美化部会（市民部所管）へプランター植栽の花苗を提供します。 ② 官民協働による都市公園等の維持管理手法を検討し、魅力ある都市公園等の提供に努めます。

重点方針 No. 2	政策分野 27	治水	施策 1	総合的な治水対策	 
	重点方針 －施策の方向性－	河川や雨水幹線の施設整備に加えて、事業所や住宅地における雨水の流出抑制対策を推進し、市内全域での治水対策に取り組めます。			
	【重点的取組】 ① 河川水路及び雨水幹線の整備推進 降雨による浸水被害が発生している溢水箇所の解消を図るため、雨水幹線の整備や水路の改修を行います。 ② 貯留・浸透施設等の雨水流出抑制対策の促進 これまでの浸水対策の成果等を踏まえた総合治水計画に基づき、公共施設の整備や民間開発行為において雨水貯留浸透施設の設置を依頼するなど、雨水流出を抑制する対策の促進を図ります。 ③ 河川や雨水幹線等の維持管理による施設機能の保全 河川や水路等の流水障害物の除去や、除草作業及び樹木管理を行い、洪水時の正常な機能の保全を図ります。 ④ 内水ハザードマップによる浸水想定等の情報提供 内水ハザードマップの公表により、危険箇所の事前把握と豪雨時の水防活動や避難行動の支援を図ります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 雨水幹線整備事業／下水道施設課、都市計画課／3 億 9,600 万円 （令和 5 年 2 月補正額を含む） ② 溢水対策事業／道路課、都市計画課／1 億 5,760 万円 ③ 河川管理業務／道路課／2,094 万円 【部局間連携】 ① 集中豪雨などによる水害箇所の把握と、水害被害への迅速な対応を図り災害に強いまちづくりを推進するため、関係部局と連携して情報共有に努めます。 ② 公共施設における治水対策が推進されるよう、各施設管理者との連携を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 地域の方が行う住民の生活に密着した水路の除草作業や、市が行う河川の浚渫作業等による維持管理により、流水を阻害する雑草や土砂を除去し、正常な機能を保全します。		

重点方針 No. 3	政策分野	雪対策	施策 1	除排雪作業の情報化・効率化 
	重点方針 －施策の方向性－	I C Tを活用した除雪車両の運行情報の共有や事業者と市民、行政による除排雪体制の強化などにより、情報の共有のもとで効率的で効果的な除排雪を行います。また、私道の除雪等にも取り組み、冬期間の交通の確保に努めます。		
	【重点的取組】 ① 道路の幅などにあわせた適正な除雪車配置 効率的な除雪のため、道路幅員に合わせた除雪機械を確保し、適切な配置を行います。 ② 事業者と行政による、機材体制、人的体制の整備・育成 除雪体制を強化するため、民間除雪機械の確保や直営除雪機械の修繕・更新を行います。また、受託業者には、除雪オペレータ育成支援事業により、オペレーターの確保・育成を支援します。 ③ 降雪状況や除排雪の状況などのリアルタイムな情報共有 市民要望に迅速に対応するため、除雪車運行システムを活用し、リアルタイムに除雪機械の稼動状況を確認していきます。 また、市民と行政とが除雪情報を共有するため、除雪機械の稼動状況を市HPで配信します。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 除雪対策事業【道路除雪等 他】（道路課）5億2,700万円 ② 除雪対策事業【雪寒機械整備事業】（道路課）3,900万円 【部局間連携】 ① 町内会等（市民部局）の協力による雪溜め場の確保を行い、効率的な除排雪に努めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 除雪オペレータ育成支援事業により、オペレーターの確保・育成を支援します。

重点方針 No. 4	政策分野 28	雪対策	施策 2	除雪困難世帯の外出支援 
	重点方針 －施策の方向性－	地域での助け合いやボランティア体制を充実することで、高齢者や障がいのある人のみの世帯など、除雪困難世帯への更なる支援を図ります。		
	【重点的取組】 ① 地区や地域における支援体制構築に向けた取組 除雪の対象となる除雪困難世帯が、町内会単位で実施しているボランティア除雪と同じであることから、ボランティア除雪と連携し、間口除雪を拡充します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 除雪対策事業【間口除雪】（道路課）150 万円 【部局間連携】 ① 間口除雪の実施については、除雪困難世帯を把握している健康福祉部と連携しながら、拡充を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① 間口除雪の契約については、社会福祉協議会で実施しているボランティア除雪と窓口を一本化し、町内会の事務軽減を図ります。	

重点方針 No. 5	政策分野 28	雪対策	施策 3	除雪インフラの整備	
	重点方針 －施策の方向性－	歩道などの消融雪施設や防雪柵の整備推進を図ります。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 防雪柵の整備 市道幹 1-32 号線については、降雪時に吹溜りが出来やすいことから、固定式防雪柵の整備を進めます。		① 除雪対策事業【防雪柵整備事業】（道路課）2,000 万円 （令和 4 年度 2 月補正）			
		【部局間連携】			
		【市民協働・官民連携等】			

重点方針 No. 1	政策分野 29	都市づくり	施策 1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進	
	重点方針 －施策の方向性－	人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、また、環境負荷を低減する観点からも、都市機能の集約と適正な土地利用の誘導・促進のもと、土地の有効利用を図りながら、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成とともに市街地と周辺地域が共生する効率的でコンパクトなまちの形成を進めます。			
	【重点的取組】			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）	
	① 地域特性を活かした都市機能の配置 計画的な都市基盤の整備や、地域特性を活かしながら社会経済情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりの推進を図るため、都市計画に関する基本的な方針である、都市計画マスタープランの改定作業に取り組みます。 また、各種都市計画制度を活用しながら都市づくりを進めるとともに、効果的かつ効率的な都市基盤の整備を進めていくため必要な都市計画の決定・変更を行い、良好で秩序ある都市の構築を図ります。			① 都市計画マスタープラン策定業務／都市計画課／900 万円 ② 扇町土地区画整理事業／開発管理課／4 億 9,366 万円	
	② 各地域の拠点と市街地との連携強化 本市中心部を核として、周辺の市街地や田園集落地域などに対する都市的サービスの提供を行うための連携の確保や強化を図る都市構造の構築を目指していきます。			【部局間連携】 ① 都市計画マスタープランの改定業務や立地適正化計画の推進にあたっては、都市基盤や公共交通、中心市街地活性化などの観点から、建設部各課をはじめ企画政策部や観光商工部、農政部、上下水道局など幅広い部局との連携を図りながら進めていきます。 ② 扇町土地区画整理事業の換地処分に伴い、町の区域・町名の変更が生じるため、関係する市民課をはじめ庁内各課と連携し、事業を進めていきます。	
③ 適正な土地利用の誘導 居住機能や医療、商業施設等の都市機能の誘導や頻発・激甚化する自然災害に対応したまちづくりを推進するため、立地適正化計画に基づく誘導施策に取り組むとともに、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全・安心な居住環境の確保に努めます。			【市民協働・官民連携等】 ① 都市計画マスタープランの改定にあたっては、地区別懇談会の開催等により住民意向把握などを踏まえ策定を進めていきます。		
④ 土地区画整理事業・地区計画制度を活用した住環境の向上 扇町土地区画整理事業について、快適な住環境の向上に努めながら、令和5年度中の換地処分完了に向け、換地計画の決定に関する手続きなどを着実に進めていきます。 また、良好な環境づくりのための方針などを定める地区計画制度を活用し、地域の実情に応じた住環境の向上を図ります。					

重点方針
No. 7

政策分野 30	道路	施策 1	道路交通ネットワークの整備	
重点方針 －施策の方向性－	交流人口の拡大に向け、広域道路交通ネットワークの整備推進を関係機関に働きかけていきます。また、市内の交通混雑の解消に向けて、主要な道路の整備を推進します。			
【重点的取組】			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）	
① 高速・高規格道路ネットワークの構築に向けた関係機関との連携 広域的な連携交流の促進のため、隣県の沿線自治体と連携しながら、会津地方の縦軸と横軸を形成する「会津縦貫道」の整備及び「磐越自動車道」の完全4車線化の早期実現を図ることを目的に、効果的な要望活動を実施していきます。 ② 国県道の整備促進に向けた関係機関との連携 会津地方の産業経済及び文化・観光の振興とともに、医療機関への緊急搬送時間の短縮及び災害発生時の交通途絶リスクの回避等において、国県道の整備は不可欠であることから、関係機関と連携し、整備促進に向けた効果的な要望活動等を実施していきます。 ③ 都市計画道路や幹線市道等の整備 本市の東西を結ぶ幹線道路である「都市計画道路 藤室鍛冶屋敷線」の整備を継続して進めていきます。また、幹線道路の整備として、「幹Ⅱ－13号線」は歩道橋の整備、さらに門田町徳久地区と国道118号を結ぶ「市道幹Ⅰ－22号線」の整備に向けた用地取得を進め、通学や歩行者の安全対策を進めていきます。			① 都市計画道路事業 藤室鍛冶屋敷線/まちづくり整備課/915 万円 ② 市道幹Ⅱ－5号線道路整備事業/まちづくり整備課/ 2,010 万円 ③ 市道幹Ⅱ－13号線道路整備事業/まちづくり整備課/ 1,210 万円 ④ 市道幹Ⅰ－22号線道路整備事業/まちづくり整備課/ 2,028 万円 【部局間連携】 ① 都市計画道路 藤室鍛冶屋敷線は、拠点医療施設へのアクセス道路であり、本路線の安全性と利便性の向上を目指し、以西の県事業との連携、調整を図りながら事業を進めます。 【市民協働・官民連携等】 道路事業については、測量設計、用地取得、工事の各種工程において、説明会などを通じて市民の理解と協力をいただきながら進めます。	

重点方針 No. 1	政策分野 30	道路	施策 2	身近な道路環境の整備・保全	
	重点方針 －施策の方向性－	すべての人が安全で安心して利用できる道路環境を整え、適切な維持管理を行っていきます。また、道路パトロールや定期的な点検、さらには道路利用者からの情報提供などにより道路施設の状態を把握し、予防的な補修を行うことによって施設の長寿命化を図りながら、良好な道路環境の保全を行っていきます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
①身近な生活道路の整備 市民生活に最も身近な生活道路の整備要望に基づき、人家連担の度合いや道路の利用状況などから整備の優先度を検討し、舗装等の整備を進めます。		②予防的な修繕による橋りょうやトンネルなどの長寿命化の推進 法定化された橋梁の近接目視点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋面補修や桁補修などの補修工事を実施します。		① 市道舗装整備事業（道路課）5,150 万円 ② 道路維持修繕事業（道路課）2 億 702 万円 ③ 橋梁長寿命化修繕事業（道路課）1 億 2,500 万円	
				【部局間連携】 ① 道路を占用する施設（水道・下水道・ガス）の更新や補修に伴う整備計画について、関係部や事業者との横断的な情報交換を行い、効率的な道路施設や占用施設の更新が図られるよう努めます。	
				【市民協働・官民連携等】	

重点方針 No. 9	政策分野 33	住宅・住環境	施策 2	市営住宅の管理運営	
	重点方針 －施策の方向性－	低額所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者に対して、居住のセーフティネットとして低廉で良好な住宅を提供するため、市営住宅の管理運営を適切に行なうとともに、長寿命化に向けた改善や建て替えを進めます。			
	【重点的取組】 ① 市営住宅の適切な管理運営 入居中の方々への対応や入居者の募集、施設の維持修繕とともに、老朽化に伴う用途廃止に向けた取り組みなどにより、適切な環境を持った市営住宅の提供に努めていきます。 ② 城前団地の建て替えの推進 老朽化が進行している城前団地については、住環境の改善を図るため、ユニバーサルデザインや景観、環境などに配慮し、入居者の意向を踏まえながら、建て替えを進めていきます。 令和5年度は、令和4～5年度継続の更新住宅第4棟2階建て16戸が完成することから、入居者の移転を行うほか、次期建設予定住宅の実施設計、及び既存住宅の解体を実施します。 ③ 市営住宅の長寿命化の推進 既存ストックを有効に活用し、市営住宅を継続して安定的に提供していくため、施設の長寿命化に向けた改善を進めていきます。 令和5年度は、城西団地第4棟（5階建て30戸）の外壁劣化部や屋上防水等及び、電気設備や給排水設備等を改善し、経年により低下した安全性や居住性の向上を図ります。 ④ 定住の支援 中山間地域（大戸・湊地区）の活力及び定住人口の維持を図るため、空家を活用した住宅を整備し子育て世帯などに貸し出す「定住支援住宅供給事業」について検討していきます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ①市営住宅管理運営事業／建築住宅課／1億7,095万円 ②城前団地建替事業／建築住宅課／3億1,949万円 ③市営住宅大規模改善事業／建築住宅課／9,350万円 【部局間連携】 ① 市営住宅については、住宅に困窮する方々などを対象としており、高齢者や障がいをもつ方も多く入居されていることから、加齢や疾病等の身体的な状況の変化による低層階への住み替えの実施をはじめ、生活状況や安否の確認について、健康福祉部局との情報共有や連携を図りながら、適切な管理運営に努めていきます。 ④ 空家関連は危機管理課、移住・定住関連は地域づくり課と情報共有や連携を図りながら、事業の実施に向けて検討していきます。 【市民協働／官民連携】 ④ 空家の選定や入居者の募集等を地域や宅建協会会津支部などの関係機関と情報共有・意見交換しながら検討していきます。		

重点方針 No. 1	政策分野 33	住宅・住環境	施策 3	住宅・建築物の耐震化の促進	
	重点方針 －施策の方向性－	市民の安全・安心を確保し、かつ、生命と財産を守るため、地震などの災害に強い住環境の整備を推進します。			
	【重点的取組】 ① 木造住宅耐震診断と耐震改修 昭和 56 年以前に建てられた木造住宅について、耐震診断や耐震改修に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図ります。 ② 避難路沿道建築物の耐震補強設計 大地震時に倒壊し、緊急輸送路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震補強設計に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図ります。 ③ 大規模盛土造成地の変動予測調査 大地震時に災害発生のおそれがある大規模盛土造成地について、滑動崩落による被害の防止・軽減を図るため、安全性を確認する調査と対策の検討を行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 木造住宅耐震改修支援事業／建築住宅課／210 万円 ② 避難路沿道建築物耐震改修支援事業／建築住宅課／895 万円 ③ 宅地耐震化推進事業／開発管理課／3,036 万円 【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】 ① 建築物の耐震診断や耐震改修に係る支援については、耐震化の促進のため、建物所有者及び県との連携を密にして進めていきます。 ② 土地所有者等と連携を図り、市民の災害に対する意識の高揚に努めるとともに、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地においては対策について検討を進めます。		

重点方針 No. 1	政策分野 34	景観	施策 1	自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成	
	重点方針 －施策の方向性－		景観計画、景観条例及び屋外広告物等に関する条例に基づき、会津若松らしい、個性豊かで魅力あふれる景観まちづくりを推進します。		
	【重点的取組】 ① 景観重点地区等への景観助成制度による支援 鶴ヶ城周辺地区や飯盛山から鶴ヶ城を望む眺望景観保全地区等の景観重点地区や、景観まちづくり協定地区等について、市民協働による会津若松らしい景観の形成を図るため、助成制度を活用した修景等による良好なまちなみ景観づくりを進めます。 ② 周辺景観と調和した建築物や屋外広告物への規制・誘導 屋外広告物等に関する条例に基づき、屋外広告物の適切な規制・誘導を進めるとともに、管理義務者及び安全点検に関する規定についての条例の一部改正により安全性を確保し、助成制度を活用した既存不適格物件の是正など、周辺景観と調和した良好な広告景観の形成を図ります。 ③ 史跡、名勝等の文化財を活かしたまちなみの形成 修景等への支援や良好な景観に対する新たな認定制度の実施、周知活動など、景観形成への市民意識の高揚を図ることにより、史跡、名勝等の文化財を活かした、会津若松らしい歴史的雰囲気のあるまちなみ形成を推進します。 ④ 歴史的風致維持向上計画の推進 歴史資源や伝統文化の保存・継承、地域資源をまちづくりに活かすため、歴史的風致維持向上計画を推進します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 景観形成事業／都市計画課／1,243 万円 ② 屋外広告物対策事業／都市計画課／309 万円 ③ 歴史的風致維持向上計画推進事業／都市計画課／124 万円 【部局間連携】 ① 景観形成上重要な歴史的建造物や緑地等を「あいづまちなかアートプロジェクト」をはじめ、さまざまなイベントで活用するなど、将来にわたって良好に保存していくために有効な活用方法や P R 方法等について関係部局とさらなる連携を図ります。 ② 文化課、観光課、まちづくり整備課などの関係部局と連携し、歴史的風致維持向上計画の実現に向けて取組めます。 【市民協働・官民連携等】 ① まちなか観光の推進や中心市街地活性化に寄与できるよう、歴史的建造物や緑地等の良好な維持管理や景観まちづくり協定地区等の修景等に対する支援など、まちなかの魅力向上につながる市民協働によるまちなみ景観づくりを進めます。		

重点方針 No. 12	政策分野 39	まちの拠点	施策 3	会津若松駅前の整備検討	
	重点方針 －施策の方向性－	主要交通の拠点であり、また、本市の玄関口である会津若松駅前については、交通動線（人やバス、車などの動き）等を整理しながら、駅及び駅周辺施設の利用者などの利便性の向上と安全性の向上に向けた検討を進めます。			
	【重点的取組】 ① 会津若松駅前の基盤整備の検討 会津若松駅前について、交通結節点機能の充実や道路交通の円滑化など、本市の玄関口として求められる都市機能を高め、都市内及び地域間の人・物・情報がつながり、地域の方々に親しまれる”まちの拠点”を形成するために、官民連携により市の事業コストを抑制しながら、安全・安心で、より質の高い公共サービスが提供できるよう駅前広場及びその周辺の都市基盤整備について基本計画を策定します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 会津若松駅前都市基盤整備事業/まちづくり整備課/2,619 万円 【部局間連携】 ① 地域公共交通事業者（鉄道、バス、タクシー）との連携とともに、都市計画や公共基盤（公園、道路等）については、庁内関係部局はもとより、国や県、公安委員会との連携し、協議を重ねながら検討を進めます。 【市民協働・官民連携等】 平成 31 年 3 月に締結した福島県・ＪＲ東日本との包括連携協定、さらに令和 4 年 2 月に締結したＪＲ東日本、ＪＲ貨物との覚書を踏まえ、さらに商店街などの関係者と情報を共有しながら、会津若松駅前の整備検討を進めます。		

【令和5年度 様式】

令和5年度 会計課 行政運営方針

I 会計課 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	41 行政運営	2 社会の変化に対応していく行政運営
2		2 社会の変化に対応していく行政運営

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 41	行政運営	施策 2	社会の変化に対応していく行政運営	  
	重点方針 – 施策の方向性 –	法令に基づき適正で迅速な会計処理と安全で効率的な公金管理を行うとともに、緊急性や優先度に応じた柔軟な事務処理に努めます。			
	【重点的取組】 ① 支出について 市の支出に関する帳票を審査確認し支払いをします。 ② 決算書について 決算書を調製し、歳入簿や歳出簿等を適正に保管します。 ③ 現金・物品の出納・保管について 法令に基づき現金や物品の出納、保管の会計事務を行います。 ④ 公金の管理について 公金を安全に運用し、保管するとともに資金確保に努めます。 ⑤ 公有財産の管理について 公有財産の記録管理を行います。 ⑥ 金融機関について 市内各金融機関の公金の取扱等の検査を実施します。 ⑦ 会計事務の電子決裁化について 会計事務の電子決裁化を推進し、会計業務における紙資源の削減と事務の効率化を図ります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 会計管理に関する業務／会計課／344 万円 【部局間連携】 ① 会計事務の電子決裁化を推進するため、情報統計課、財政課、契約検査課等と連携して、財務会計システムの改修及び会計事務の見直しを図っていきます。 【市民協働・官民連携等】		

重点方針 No. 2	政策分野 41	行政運営	施策 2	社会の変化に対応していく行政運営	 
	重点方針 －施策の方向性－	迅速かつ正確に収入金額を集計・確定し、各収入科目ごとの個人の収納データを作成します。			
	【重点的取組】 ① 収入管理事務について 指定金融機関から送付される納入済通知書等をOCR機器（光学式文字読取機器）を使用して読み取り、効率的に収入管理業務を行います。 ② 口座振替について 市の収入に関する口座振替データの金融機関との受渡しについて、主としてより安全なデータ伝達方式であるデータ伝送システムによる運用を行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 収入管理業務／会計課／446 万円 【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】		

【令和5年度 様式】

令和5年度 議会事務局 行政運営方針

I 議会事務局 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	41 行政運営	3 行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 41	行政運営	施策 3	行政サービスの最適化と利便性向上	
	重点方針 – 施策の方向性 –	議会活動・議員活動が円滑に推進できるようサポートし、市民全体の福祉の向上を目指します。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
① 市民に開かれた議会運営の推進 公正性及び透明性を確保するとともに、適切な情報公開を行い、市民に開かれた議会を目指します。		② 市民参加の機会の拡充 市民との意見交換会や委員会での意見陳述機会の確保などを通して、市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会を拡充します。		① 政策活動の推進／議会事務局／333 万円 ② 広報広聴機能の充実／議会事務局／708 万円 ③ 議会の I C T 化の推進／議会事務局／314 万円 ④ 市議会議員改選への対応／議会事務局／143 万円	
③ 政策提案・政策立案機能の強化 把握した市民の多様な意見をもとに調査研究等を推進し、政策提案、政策立案機能の強化に取り組みます。		④ 市政運営の監視・評価 市民本位の立場から、本会議、委員会での審議等を通して、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価します。		【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】 市民との意見交換会や委員会での意見陳述機会の確保などにより市民の多様な意見を把握し、それらの意見を起点として議会内での議論や政策形成につなげる取組を進めます。 また、市民に対しわかりやすい議会活動や議員活動の周知に努めます。	

【令和5年度 様式】

令和5年度 教育委員会 行政運営方針

I 教育委員会 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	2 学校教育	1 確かな学力の育成
2		2 豊かな心の育成
3		3 健やかな体の育成
4		4 特別支援教育の充実
5	3 教育環境	1 就学環境の充実
6		2 学校環境の充実、整備
7	4 地域による子ども育成	1 子どもと子育て家庭を支える地域づくり
8		2 青少年の健全育成
9	5 生涯学習	1 生涯学習活動の支援
10		2 読書活動の推進
11		3 地域における社会教育の推進
12	6 スポーツ	1 スポーツ機会の充実
13		2 スポーツ環境の充実
14	7 歴史・文化	1 地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興
15		2 地域の歴史・文化を育む環境づくり
16		3 歴史資源・伝統文化の保存・継承

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

	政策分野 2	学校教育	施策 1	確かな学力の育成 
	重点方針 – 施策の方向性 –	子どもたちが、学力の基礎となる知識を確実に身に付け、それらを活用して課題を解決する力を育成します。加えて、子どもたちが学ぶ喜びや楽しさを実感し、主体的に学習に取り組む姿勢を養います。 また、「学力向上推進計画」に基づき、学校と家庭が連携して学力向上に取り組めます。		
重点方針 No. 1	【重点的取組】 ① あいづっこ学力向上推進計画に基づく学力向上策の推進 これまでの学力向上推進の取組の更なる充実を図るとともに、学習指導要領に基づき、長期的かつ総合的な視点から人材育成を進めていくため、将来を展望した学力向上推進事業に取り組んでいきます。 特に、本市教員が作成した本市独自の学力調査（チャレンジテスト）を実施し、児童生徒が出題様式に慣れるようにするとともに、各学校の学力向上対策の自己評価・指導改善の材料とします。さらに、問題作成をとおして教員の指導力向上を図ります。 ② 地域とともにある学校づくり～コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）～ 全ての市立学校に設置した学校運営協議会の充実に向け、「学校運営協議会連絡会」の充実を図るなど推進体制を整備し、活動内容を地域等へ発信します。 また、学校運営協議会と地域学校協働本部との連携・協働による地域総ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりを推進します。 ③ 社会の変化に対応した学校の体制づくり 魅力ある学校づくりを目指し、市立学校への小規模特認校制や義務教育学校制の導入などについて、学校運営協議会からの意見等を踏まえ、有識者や市民、学校関係者等の知見を活用しながら検討していきます。 ④ 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備 いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題の複雑化・多様化に伴い、心理や福祉に加え、法的課題に対応するためのサポート体制として整備したスクールロイヤーと連携して取り組みます。 ⑤ 情報活用能力の育成 「市教育ICT推進プラン」に基づき、児童生徒1人1台の学習用タブレット端末を活用し、ICT機器の操作はもとより、たくさんの情報の中からその信頼性を吟味し、必要な情報や有用な情報を取捨選択できるよう情報活用能力の向上に向けて、教科等を横断して、学校			全体で取り組んでいきます。 また、小学校において各教科の特質に応じて、コンピュータの基本的な操作の習得や、プログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動の実践に取り組みます。 ⑥ グローバル化に対応した教育の推進 児童生徒の英語でのコミュニケーション能力の素地を養い、国際理解・国際感覚を育むため、中学校区を基本としたグループごとに外国語指導助手を配置し、小学校と中学校との接続を強化します。 ⑦ 学習意欲（チャレンジ精神）の向上 各種検定（漢字検定・英語検定・数学検定）への受検を促進し、子どもたちの失敗に恐れず、物事にチャレンジする精神を養い、成功体験を通して学習意欲（チャレンジ精神）の向上を図ります。 【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① あいづっこ学力向上推進事業／学校教育課／2,223万円 ② 学校運営協議会運営事業／学校教育課／181万円 ③ 外国語指導助手等活用事業／学校教育課／4,933万円 ④ スクールロイヤー事業／学校教育課／15万円 【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】 ① 学力向上のためには、児童生徒を取り巻く学校、家庭、地域と教育委員会及び関係機関等が共通理解のもと、連携することが重要であることから、それぞれの役割と強みを活かし、様々な視点から学力向上のアプローチを図ります。 ② 学校と地域の団体や人材、家庭との連携を図るため、地域学校協働本部と連携し、取り組んでいきます。

重点方針 No. 2	政策分野 2	学校教育	施策 2	豊かな心の育成	4 富の強い豊後を あんなに 5 ジェンダー平等を 実現しよう
	重点方針 －施策の方向性－	自分や他者を大切にすることや自己肯定感を育み、「あいづっこ宣言」の精神を基盤とした規範意識を高めます。また、ふるさと会津に誇りと愛着を持ち、たくましく生きる人材を育成します。さらに、子どもたちの生命を守り、学校を安心して学べる場所とするため、学校、家庭、地域、関係機関、行政等の連携により、いじめや不登校などの未然防止、早期対応に取り組みます。			
	【重点的取組】 ① 豊かな心を育成する教育の推進 本物に出会い本物に学ぶ機会を創出し、心に残る感動体験を通じ「憧れ」や「郷土への誇り」といった子どもたちの豊かな心の育成に取り組みます。 また、子どもたちが自らあいさつをするなど、各学校で「あいづっこ宣言」の項目について具体的な行動目標を掲げ、実践につなげていきます。 ② ふるさと会津の精神の継承 会津を学ぶ講座や体験事業を通して、ふるさと会津に誇りをもつ人材の育成を進めていきます。また、戊辰 150 周年を迎えたことを契機とし、会津の戊辰の歴史について各学校で授業で取り組むことができるよう作成した「戊辰戦争から郷土会津を学ぶ」授業カリキュラムを活用し、伝統や文化を尊重し、郷土を愛するとともに、それらを誇りに思い尊重する態度を育成していきます。 ③ 読書を通じた創造性や感受性の育成 読書を通して感性と想像力を磨き、豊かな心と確かな学力を身に付けた子どもの育成を図るため、学校図書館の充実等、子どもたちの読書環境を整備していきます。また、全市立学校に学校図書館支援員を配置し、読書好きな児童生徒を増やすとともに、授業における積極的な図書館の活用を通して、豊かな想像力、表現力や読解力を育成していきます。 ④ 不登校やいじめ防止に関する相談支援体制の充実 いじめ、不登校、虐待等に対応するために、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や教育相談体制の充実を図り、児童生徒やその保護者からの相談に応じるとともに、いじめ等の根絶に向けて市民一丸となって取り組むための体制を整備します。 さらに、いじめや不登校などの児童生徒を支援するため、健康福祉部や関係部局との連携や協力体制を強化し、支援体制の充実を図ります。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① あいづっこ人材育成プロジェクト事業／学校教育課／ 466 万円 ② 適応指導・教育相談事業、スクールカウンセラー等活用事業 ／学校教育課／1,525 万円 ③ いじめ防止等対策事業 ／学校教育課／ 17 万円 【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】 ① 健全な青少年を育成するためには、基盤となる家庭の教育機能が重要であることから、家庭の果たす機能や役割について理解が図られるよう関係団体と協力・連携しながら事業を展開していきます。 ② いじめ防止や不登校の未然防止のため、健康福祉部や関係機関と連携を図りながら、地域一体で取り組んでいきます。 ③ 人材育成を図るには長期的な視点で実施する必要があることから、「あいづっこ映画から学ぶ運営協議会」などの関係機関と官民連携により取り組んでいきます。		

	政策分野 2	学校教育	施策 3	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに
	重点方針 －施策の方向性－	子どもたちが運動の楽しさや喜びを実感できる機会をつくり、心身の健康の保持増進による健やかな子どもの育成を図ります。 また、安全安心な学校給食の提供及び食育の推進、並びに学校給食施設の整備等の検討を行い円滑な学校給食の実施に取り組めます。		
重点方針 No. 3	【重点的取組】 ① 子どもたちの体力の向上 子どもたちの体力や健康状態を各調査によって把握し、各学校における体力向上推進計画に基づいた教育活動の実践とともに、様々な手法や各種支援による体力の向上と健康の保持増進を図ります。特に、体力・運動能力テストの結果等をもとに、児童生徒の体力の実態を的確に把握し、計画の見直しや改善を図り、一層の体力向上と健康の保持増進に努めます。 ② 部活動のあり方～適正な運営体制整備～ 運動部活動については、令和元年度から実施している「部活動週末合同練習会」を拡充しながら、令和8年度の完全移行に向けて地域移行を推進します。また、休日における部活動を地域の活動として実施できる環境を整備するために、市体育協会等と連携し地域人材を確保するとともに、運動部活動における指導者及び競技者の質的な向上を目指し、学校と地域、競技団体等との協働による「地域総ぐるみで子どもを育てる」環境づくりを進めます。 部活動において自らをより高めるといふ本来の目的を達成するとともに、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指して策定した「会津若松市部活動に関する方針」に基づき、「部活動指導員」を配置し、適切な運営のための体制整備に取り組めます。 さらに、令和3年度に設置した「部活動連絡協議会」において、休日の運動部活動・文化芸術部活動の地域部活動への移行を含めた持続可能な部活動のあり方について協議を進めていくとともに、引き続き休日の部活動の段階的な地域移行を推進していきます。 ③ 生き抜く力を育む安全防災教育の推進 安全・安心な環境のもとで、児童生徒が日々の生活に意欲的に取り組み、自己の成長を実感することができるように、生活状況の把握と指導に努めるとともに、家庭との連携に努め、放射線教育を継続し、望ましい生活習慣の形成を図ります。 また、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自身			に危険予測や回避能力を身に付けさせる実践的な安全防災教育を推進します。 ④ 学校給食施設整備等事業 安全安心な学校給食を安定的に提供するため、既存の給食施設の改善措置を行うとともに、学校給食衛生管理基準等に基づいた、新学校給食センターの整備・運営手法について検討していきます。 【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 部活動運営体制構築事業／学校教育課／ 541 万円 ② 地域運動部活動推進事業／学校教育課／1,549 万円 【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】 ① 部活動の適正な運営体制を整備するため、学校の枠を超え、市体育協会や中学校体育連盟など地域団体と連携し、協働で取り組んでいきます。 ② 児童生徒の安全を守るため、学校の登下校時の安全活動をしている地域ボランティア団体と連携し、地域が一体となって取り組んでいきます。

重点方針
No. 4

政策分野 2	学校教育	施策 4	特別支援教育の充実	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに
重点方針 －施策の方向性－	特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行い、学びを通して自立や社会参加に必要な力を育みます。			
【重点的取組】 ① 合理的な配慮に基づく学習環境の整備 心身に障がいをもつ子どもたちが、それぞれに適した教育を受け、将来自立した生活を送ることができるよう、教育支援委員会における就学判断や相談体制の充実を図るとともに、支援が必要な児童生徒が増えていることなどに対応するため、特別支援教育支援員を各学校に配置することにより、個別の支援の充実に努めます。 ② 早期からの教育相談及び支援 特別支援担当教育相談員による巡回相談を実施し、教育・保育施設の職員等への指導、助言、理解啓発や保護者からの相談を実施し、就学移行期等における支援の充実に努めます。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 特別支援推進事業／学校教育課／8,114 万円 ② 医療的ケア児支援事業／学校教育課／ 275 万円 【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】 ① 特別支援教育における一貫した支援の仕組みづくりのため、市地域自立支援協議会等において関係部局と連携を図りながら取り組んでいきます。また、医療的ケア児に対する安全を確保するため、医療的ケア運営協議会を核として、より安全な医療的ケアの充実に努めていきます。	

重点方針 No. 5	政策分野3	教育環境	施策1	就学環境の充実	 
	重点方針 －施策の方向性－	子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするため、経済的理由や通学環境などから、児童及び生徒の就学に支障をきたす状況にある保護者などに対して必要な援助を行います。			
	【重点的取組】 ① 就学援助を必要とする子どもへの支援 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、医療費等を支給します。 また、援助を必要とする保護者へ適切な時期に支援が行われるよう、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施します。 ② 子どもたちの通学に対する支援 通学区域内における遠隔地及び通学困難地区に居住する児童生徒に対して、通学距離等による保護者の負担を軽減し、義務教育の円滑な運営を図ります。 ③ 私立学校等への支援 市内の私立学校に在学する子どもたちに係る就学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、教育環境の向上を支援します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 就学援助事業／学校教育課／1億1,059万円 ② スクールバス運行事業／教育総務課／8,931万円 ③ 遠距離通学助成事業／教育総務課／729万円 ④ 私立学校運営補助事業／学校教育課／280万円 【部局間連携】 ① スクールバス運行业務において、大戸地区及び湊地区の一部コースについては健康福祉部と連携し、バス等の余剰席を活用して、乗車を希望する高齢者の混乗事業を行います 【市民協働・官民連携等】 ① 就学援助を必要とする保護者が支援を受けることができるよう、関係部局及び関係機関等と連携し、情報共有を図りながら取り組んでいきます。		

重点方針 No. 7	政策分野 4	地域による子ども育成	施策 1	子どもと子育て家庭を支える地域づくり 
	重点方針 －施策の方向性－	地域社会の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域で子育てを支える意識づくりや交流機会の創出等を推進します。		
	【重点的取組】 ① 学校と地域、家庭との連携・協働 公民館が中心となり、家庭、地域、学校が連携・協働し、地域住民・各種団体等の参画を得て、子どもたちの登下校の見守りや、学校行事や野外授業の支援など、学校教育の活動を地域総ぐるみで支えていく地域学校協働活動を推進します。 また、学校運営協議会と連携して安定的に活動支援が継続できるよう、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員と協力して、地域学校協働本部の立ち上げを進めます。 ② 地域の教育力を活用した子どもたちの育成支援の充実 児童の放課後の時間を活用した活動である放課後子ども教室を充実させるため、学校や地域住民・団体等と連携しながら、地域住民を指導者とした体験学習などを実施し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取組ます。 ③ 地域や家庭における読書の推進 第三次子ども読書活動推進計画（「あいっこ読書活動推進計画」）に基づき、家庭を中心とし、学校、ボランティア団体等の連携のもと、子どもの読書活動の推進に取組ます。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 地域学校協働本部事業 ／生涯学習総合センター・地区公民館 ／1,015 万円 ② 子ども読書活動推進事業 ／生涯学習総合センター／ 297 万円 【部局間連携】 ① 地域学校協働本部と学校運営協議会は、生涯学習総合センターと学校教育課が緊密に連携し一体的に進めます。 ② 健康福祉部と連携しブックスタート事業に取組ます。 【市民協働・官民連携等】 ① 地域のボランティアの発掘・育成に努め、健康福祉部と連携し、子どもクラブとの一体型の放課後子ども教室の整備を図ります。 ② 読み聞かせ講座受講生等からなる子ども読書活動支援ボランティアと協働して事業を推進していきます。

重点方針 No.8	政策分野4	地域による子ども育成	施策2	青少年の健全育成	3すべての人に健康と幸せを 4心の豊か・健康をみんなに 16平和と正義をすべての人に
	重点方針 －施策の方向性－	會津藩校日新館の教えである「ならぬことはならぬ」に代表される会津の精神を踏まえて策定した「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」を青少年健全育成の柱とし、地域ぐるみで青少年を育みます。			
	【重点的取組】 ① “あいづっこ宣言”の普及啓発 家庭・学校・地域、企業及び青少年育成に関する団体との連携など市民一丸となった取組により宣言の普及啓発に努め、青少年の健全育成を図ります。市立学校においては、教育課程上に宣言に基づく具体的な行動目標の設定、リーフレットやチラシの配布、絵手紙コンクール等を通して宣言の理解促進と実践につなげていきます。大人への普及啓発としては、民間企業との連携により、啓発用パネルの掲示やチラシの配布を行うことで、宣言に込められた内容の理解促進に努めます。 ② 少年の非行防止 少年センターを拠点とした街頭補導による「愛の一声」活動等は、少年たちの問題行動や不審者情報を踏まえ、状況に応じた柔軟な巡回コースの設定を行いながら、より精度の高い効果的な補導を実施していきます。公用車による「あいづっこ青色パトロール」と合わせた「見せる補導」の取り組みを継続するとともに、青少年の健全育成に悪影響を及ぼし、非行の誘因となるような有害環境の浄化活動等を通して、少年の非行防止や青少年の健全育成活動を進めていきます。 ③ 青少年関係団体の活性化 心豊かで創造性にあふれ、自分自身を大切にするとともに、社会規範を守り他者の立場に立って考え行動できる青少年を育成するために、家庭、学校、地域、企業との連携を図るとともに、「青少年育成市民会議」や「子ども会育成会」等の青少年関係団体が抱える課題等の情報共有に努めながら、活動の充実、組織の活性化を支援し、青少年の健全育成を推進します。 【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ①青少年の心を育てる市民行動プラン事業／あいづっこ育成推進室／55万円 ②少年センター運営事業／あいづっこ育成推進室／274万円 ③青少年健全育成事業／あいづっこ育成推進室／607万円 【部局間連携】 ① あいづっこ宣言の企業への普及啓発のため、観光商工部から情報を得ながら、協力企業の選定を進めていきます。 ② 少年センター運営事業にあたっては、安全・防犯の面から市民部との連携を図っていきます。 ③ 青少年行政連絡会議委員である庁内関係部局と連携し、所管する青少年事業の把握に努め、問題協議会において情報共有していきます。 【市民協働・官民連携等】 ① あいづっこ宣言の普及啓発のため、家庭、学校、地域、企業及び青少年育成に関する団体のほか、市民ボランティアや学生など多様な主体の参画を得ながら、協働での広報活動を進めていきます。 ② 少年センター運営事業にあたっては、補導員の委嘱や運営において、関係機関等と連携を図っていきます。 ③ 青少年健全育成の効果的な推進を図るため、家庭、学校、地域、企業及び青少年育成に関する団体がそれぞれの役割に応じ、連携・協働していきます。				

重点方針 No. 9	政策分野 5	生涯学習	施策 1	生涯学習活動の支援	
	重点方針 －施策の方向性－	知の循環型社会の構築を目指して、生涯にわたる学びを支援し、学びの成果を地域社会に還元できる人材の育成を推進します。			
	【重点的取組】 ① 市民ニーズに応じた生涯学習に関する情報提供と相談機能の充実 市民が求める生涯学習情報の提供として、関係部局と連携しながら、出前講座の充実を図るとともに「生涯学習相談コーナー」の利用促進に取り組んでいきます。 ② 生涯学習ネットワークの強化 生涯学習総合センターを会場とし、会津大学や高等学校、地域団体、企業や商店街などと連携を図り、それぞれの特性を活かした多様な内容の講座や事業を行っていきます。 ③ 社会教育を推進する人材の育成と活用 講座の企画や運営方法などを学ぶ講座やコーディネーター研修等を開催し、市民の自主的な生涯学習活動を支援する人材の育成に努めます。 ④ 誰もが生涯学習に取り組める環境の整備 生涯学習総合センターにおいては、利用者の意見や要望などを踏まえ、公民館と図書館、ホール・ギャラリーを備えた複合施設の機能を活かし、より利用しやすく、快適な学習環境を整えるとともに、ランニングコストの削減を図りながら適切な管理運営に努めます。 ⑤ ICTを活用した学習活動支援 市民講座などにおいて、ICTを活用した運営に取り組むとともに、デジタル機器の利用方法について学ぶ講座を開催するなど、ICTについての知識を身につける機会の提供に努めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 高・大・社連携事業「みらいづ共創スターターズ」／生涯学習総合センター ／ 11 万円 ② 生涯学習総合センター管理運営事業／生涯学習総合センター ／2 億 672 万円 【部局間連携】 ① 関連部局と連携し、職員を生涯学習出前講座の講師として派遣します。 【市民協働・官民連携等】 ① 地元の大学や高等学校などの教育機関等との連携を図り魅力ある講座を開催します。 ② 地域や家庭、学校との連携により、主体的に地域課題解決に取り組む体制づくりを進めます。		

重点方針
No. 10

政策分野5	生涯学習	施策2	読書活動の支援	
重点方針 －施策の方向性－	図書館を拠点として、市民が求める資料の充実やサービスの提供に努め、生涯にわたり文化的・創造的な生活ができるよう読書活動を推進します。			
【重点的取組】 ① 図書資料等の充実 市民からの要望に応えながら、魅力ある図書資料等の購入や郷土資料・行政資料の収集を図り、乳幼児から高齢者までを対象とした図書等の整備に努めます。 ② 図書館サービスの提供 貴重資料の保存に努め、丁寧なレファレンス業務に取り組むとともに「会津若松市デジタルアーカイブ」のコンテンツの充実、商用データベース閲覧や視覚障がい者等サービスなどを提供し、利用者の利便性を図り、図書館サービスの向上に努めます。 ③ 読書環境の整備・支援 読み聞かせボランティアや学校図書館ボランティアを養成するとともに、乳幼児から小学生を対象とした読み聞かせ活動を、ボランティアと協働で継続実施していきます。また、学校図書館整備の支援や移動図書館（あいづね号）を巡回させ読書環境を充実していきます。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 生涯学習推進事業〔図書館事業〕／生涯学習総合センター ／8万円 ② 生涯学習情報提供事業 ／生涯学習総合センター ／4,072万円 ③ 子ども読書活動推進事業 ／生涯学習総合センター ／※再掲 297万円 【部局間連携】 ① 健康福祉部と連携しブックスタート事業に取り組みます。 ② 学校図書館整備の支援のため、会津図書館奉仕員による巡回訪問を引き続き実施し、さらに会津図書館と学校教育課が連携して学校図書館支援員と会津図書館奉仕員の連絡会を定期的に開催します。 【市民協働・官民連携等】 ① 読み聞かせ講座受講生等からなる子ども読書活動支援ボランティアと協働して事業を進めていきます。	

重点方針 No. 11	政策分野 5	生涯学習	施策 3	地域における社会教育の推進	
	重点方針 －施策の方向性－	各公民館を地域の学習・活動の拠点として、住民が主体的に地域課題に取り組んでいくための環境づくりなど、地域に根ざした社会教育の推進により、地域コミュニティの活性化を図ります。			
	【重点的取組】 ① 公民館を拠点とした社会教育や地域活動への住民参加と地域づくり 公民館と地域住民がともに事業を作り上げていく、住民参加型の事業を展開するなど社会教育を推進します。 ② 社会教育施設の充実と環境整備 利用者が安全に安心して利用できるよう、施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む公民館においては施設、設備を計画的に改修するなど、利用者が活動しやすい環境を整備します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 各地区公民館事業／地区公民館／ 387 万円 ② 各地区公民館管理運営事業／地区公民館／1 億 545 万円 【部局間連携】 ① 庁内においては、企画政策部をはじめとした庁内横断的な検討体制により、地域の拠点である公民館等の公共施設をより有効に活用することができるよう、そのあり方について検討を進めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 地域の団体や人材との連携を図り、その結びつきを活かしながら、住民が率先して学習や地域の課題に取り組んでいくための環境づくりを進め、地域コミュニティの活性化を図ります。		

重点方針 No. 12	政策分野 6	スポーツ	施策 1	スポーツ機会の充実	
	重点方針 －施策の方向性－	「するスポーツ」「観るスポーツ」「支えるスポーツ」といった「市民総スポーツ」を推奨し、子どもから高齢者までの誰もがスポーツに親しめる機会の充実を図ります。また、会津若松市体育協会や会津若松市スポーツ推進委員等と連携し、地域や学校などで活躍できるスポーツ指導者の発掘と育成の推進に努めます。			
	【重点的取組】 ① 市民参加型スポーツイベントの開催 市民水泳大会・市民体育祭・市民スキー大会等を通して、市民の体力の維持向上・健康増進とともに、スポーツによる世代間・地域間交流の促進を図ります。 特に、本市最大のスポーツイベントである鶴ヶ城ハーフマラソン大会については、平成 25 年度にハーフ部門を加え、現在の陸上競技場で開催してから 10 周年にあたることから記念大会として開催し、スポーツを通じた交流と地域活性化を図ります。 ② スポーツボランティアの募集・養成 ボランティアとして「支える」スポーツにより、生きがいづくりや人と人との交流の輪を広げ、本市のまちづくりの担い手としても活動することができるよう、関係団体等と連携し、スポーツボランティア養成事業を推進します。 ③ 地域運動部活動推進事業（週末合同練習会）における連携 休日の運動部活動地域移行については、地域総ぐるみで子どもを育て、生徒の選択できる部活動を減らさないよう、会津若松市体育協会等と連携しながら、地域人材を確保し、専門性を活かした指導を行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 鶴ヶ城ハーフマラソン大会事業/スポーツ推進課/600 万円 ② スポーツボランティア養成事業/スポーツ推進課/ 6 万円 【部局間連携】 ① スポーツボランティアの養成事業においては、本市のまちづくりの担い手としても活動することができるよう、関係団体等と連携し取組ます。 ② 地域運動部活動推進事業（週末合同練習会）において、学校教育課と連携を図り、地域人材の確保に取組ます。 【市民協働・官民連携等】 ① 鶴ヶ城ハーフマラソン大会事業開催にあたっては、地域・企業等がボランティアスタッフとして参画する市民協働の大会を目指します。 ② 地域総ぐるみで子どもを育て、生徒の選択できる部活動を減らさないよう、会津若松市体育協会等と連携して取組ます。		

重点方針 No.13	政策分野6	スポーツ	施策2	スポーツ環境の充実	
	重点方針 －施策の方向性－	市民が、安全に安心して、生涯にわたり、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツに親しみ、健康・体力づくりのできる環境の整備を目指します。			
	【重点的取組】 ① スポーツ施設環境の整備 指定管理者と連携し、市民スポーツ施設（市民ふれあいスポーツ広場、河東地区スポーツ施設、小松原多目的運動場）及びコミュニティプールの適切な維持管理に努め、市民のスポーツ人口の拡大並びに健康増進事業の推進とともに、気軽に利用できる市民スポーツ施設の環境整備を図ります。 ② 学校体育施設開放の推進 身近なスポーツ施設の提供及び地域スポーツの普及のため、小・中学校体育施設の利用促進と有効活用を図り、学校教育に支障のない範囲で市民に開放します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 市民スポーツ施設管理事業 / スポーツ推進課 / 3,997 万円 ② コミュニティプール管理事業 / スポーツ推進課 / 4,172 万円 ③ 学校体育施設開放事業 / スポーツ推進課 / 169 万円 【部局間連携】 ① スポーツ施設管理事業・コミュニティプール管理事業については、庁内関係部局（公共施設管理課・まちづくり整備課等）と連携し、各施設設備の修繕・整備等、適切な維持管理に努めます。 ② 学校体育施設開放事業については、各学校及び教育委員会内所管課（学校教育課・教育総務課）と連携し、学校体育施設の有効活用を図ります。 【市民協働・官民連携等】 ① スポーツ施設管理事業・コミュニティプール管理事業については、指定管理者と連携し、適切な維持管理に努めるとともに、利用者の利便性向上を図ります。 ② 学校体育施設開放事業については、各学校施設利用団体と連携し、適切な学校体育施設利用を促進します。		

重点方針 No. 14	政策分野 7	歴史・文化	施策 1	地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興 
	重点方針 －施策の方向性－	地域の特色を活かした芸術文化事業や文化祭などの開催を支援します。また、質の高い文化芸術に触れる機会を充実し、地域の文化力の向上と市民が主体となった芸術文化活動の促進を図ります。		
	【重点的取組】 ① 文化芸術に対する意識の醸成 市民に文化芸術活動への参加と鑑賞機会を提供するとともに、市民文化祭の開催を支援し、文化活動の促進と文化芸術に対する意識の高揚を図ります。 ② 文化芸術活動の担い手の育成 文化芸術活動を実施する各種団体や個人を支援し、活動の担い手の育成に努めます。 ③ 多様で質の高い芸術鑑賞機会の充実 各種の文化振興事業を通して、専門機関の協力を得ながら、多様で質の高い芸術鑑賞機会の充実を図ります。 ④ 地域の資源を活かした文化事業の展開 漆や地元作家など会津の地域資源を活かした文化事業を展開し、新たな地域の魅力を発信します。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 文化振興事業／文化課／281 万円 ② あいづまちなかアートプロジェクト事業／文化課／800 万円 【部局間連携】 【市民協働・官民連携等】 ① あいづまちなかアートプロジェクト事業の実施にあたっては、地域や学校、専門家との協働により事業を展開し、市民がアートの魅力に触れ、知る機会の充実に努めます。

重点方針 No.15	政策分野 7	歴史・文化	施策 2	地域の歴史・文化を育む環境づくり	
	重点方針 －施策の方向性－	誰もが気軽に地域の歴史や文化に触れ、学ぶことのできる機会を創出します。また、歴史と文化が薫るまちを目指し、市民が活動しやすい環境づくりを行います。			
	【重点的取組】 ① 文化施設等の利活用推進と適切な管理、整備 市民の文化活動の拠点である文化施設及び歴史資料センターについて、効率的な管理運営に努め、老朽化した施設、設備を計画的に改修するなど、利用者が活動しやすい環境を整備します。また、各種の事業や講座、展示などにより施設のさらなる利活用を推進します。 ② 美術品等の展示・収蔵機能の研究、検討 市が収蔵する美術作品を良好な状態で保管、管理し、作品の有効活用を図ります。また、美術品等の展示や収蔵機能の研究・検討を行います。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 文化センター管理費 ／文化課／ 4,090 万円 ② 會津風雅堂管理費 ／文化課／1 億 6,392 万円 ③ 歴史資料センター管理運営事業 ／文化課／ 2,459 万円 ④ あいづまちなかアートプロジェクト／文化課／ 800 万円※再掲 【部局間連携】 ① 歴史資料センターについては、関係部局や関係機関と連携した講座の開催などを通して、子どもから大人まで広く郷土理解の促進を図ります。 【市民協働・官民連携等】		

重点方針 No. 16	政策分野 7	歴史・文化	施策 3	歴史資源・伝統文化の保存・継承 
	重点方針 －施策の方向性－	文化財をはじめとする本市の貴重な歴史資源や伝統文化を後世に継承する取組を進めながら、情報発信や公開などにより、郷土の歴史や文化の理解促進を図ります。		
	【重点的取組】 ① 市文化財保存活用地域計画の推進 本市の貴重な歴史文化資源について、地域や団体との意見交換等を通して後世に継承していく取組を進めながら、観光、伝統産業分野や各地区と連携し、その活用を図ります。 ② 指定文化財の保存、整備と利活用 会津松平氏庭園（御薬園）、会津藩主松平家墓所（院内御廟）、赤井谷地沼野植物群落など、本市の指定文化財等を良好な状態で後世に継承するよう努めます。また、多くの方に郷土の文化財を知っていただくための活用に取り組み、保護意識の高揚を図ります。 ③ 埋蔵文化財の保存と記録、調査成果の公開 埋蔵文化財の保護に向けて、発掘調査や試掘調査を行うとともに、出土遺物等を活用しながら、調査成果の公開に努めます。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 文化財整備事業 / 文化課 / 1,272 万円 ② 埋蔵文化財発掘調査事業（5 事業） / 文化課 / 1 億 6,954 万円 ③ 御薬園整備事業 / 文化課 / 472 万円 ④ 院内御廟保存整備事業 / 文化課 / 145 万円 ⑤ 赤井谷地保存整備事業 / 文化課 / 769 万円 ⑥ 文化財保存活用地域計画推進事業 / 文化課 / 23 万円 【部局間連携】 ① 御薬園や赤井谷地沼野植物群落などの指定文化財については、関係部局と連携し、適切な保存に取り組んでまいります。 ② 文化財保存活用地域計画の推進にあたっては、関係課からなる庁内連携調整会議などを通して情報共有を図り、歴史資源の保存・活用に努めます。 【市民協働・官民連携等】 ① 文化財保存活用地域計画の推進にあたり、地域や団体との意見交換等を通して後世に継承していく取組を進めながら、観光、伝統産業分野や各地区と連携し、その活用を図ります。

【令和5年度 様式】

令和5年度 選挙管理委員会事務局 行政運営方針

I 選挙管理委員会事務局 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	41 行政運営	3 行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 41	行政運営	施策 3	行政サービスの最適化と利便性向上 
	重点方針 – 施策の方向性 –	各種選挙事務のより効率的で的確かつ円滑な執行に努め、行政サービスの最適化や利便性の向上を目指します。また、関係団体等と連携し、投票率向上や若年層の選挙への関心を高めるために、啓発活動等を積極的に推進します。		
	【重点的取組】 ① 選挙管理事務の効率化と有権者の利便性向上への取り組み 商業施設への期日前投票所設置など、有権者の投票環境や利便性の向上に向けた取り組みを継続するとともに、投票・開票事務執行における、システム機器の導入や事務執行体制の見直しを適宜実施するなど、事務の効率化と適正な事務運営の維持に取り組みます。 ② 市議会議員一般選挙及び市長選挙、県議会議員一般選挙の管理執行 任期満了に伴う選挙の執行について、公職選挙法ほか関係法令等の理解を深めることにより選挙事務の適正な管理執行に努め、併せて、過去の事務執行の検証と検討を進めることにより事務の効率化を図ります。 ③ 投票率向上を図る選挙啓発への取り組み 県選管、大学のほか各種学校と連携し、若年層への選挙啓発を推進するなど、投票率向上に向けて取り組みます。			【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 選挙管理委員会に関する事務／選挙管理委員会事務局／5,771万円 ② 市議会議員一般選挙及び市長選挙に関する事務／選挙管理委員会事務局／1億3,260万円 ③ 県議会議員一般選挙に関する事務／選挙管理委員会事務局／5,465万円 ④ 選挙啓発推進運営事業／選挙管理委員会事務局／37万円 【部局間連携】 ① 投票・開票事務及び立候補届出受理事務においては、多数の職員の応援を必要とすることから、総務部人事課、支所・市民センター等と協議を行い、連携して取り組みます。 投票所については、施設の所有者・管理者と協議し、適正に設置・運営します。 【市民協働・官民連携等】 ① 投票所における投票管理者、投票立会人の選任に際しては、各投票区の実情をよく把握した人選も重要であることから、各町内会、地区区長会等からの意見等も参考としながら配置します。 開票事務、選挙会事務については、開票立会人、選挙立会人の意見を参考としながら、適正に判断、決定していきます。 ② 適正な選挙運動、投票率向上に向け、県選挙管理委員会、市明るい選挙推進協議会との連携・協働による各種啓発事業を進めるほか、若年層への啓発事業として、会津大学及び短期大学の学生による選挙事務従事を継続します。

令和5年度 監査事務局 行政運営方針

I 監査事務局 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	4 1 行政運営	2 社会の変化に対応していく行政運営

Ⅱ 重点方針 ー施策の方向性と内容ー

重点方針 No. 1	政策分野 41	行政運営	施策 2	社会の変化に対応していく行政運営	16 平和と防災を すべての人に
	重点方針 －施策の方向性－	社会情勢や市民ニーズの変化に対応する行政運営の実現を目指し、事務事業の透明性を確保しながら、より一層効率的で 的確な執行が図られるよう、市民の立場に立った観点から各種監査を実施していきます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名/担当課/当初予算額）		
①効率的で最適な事務事業の構築に資する監査の実施		① 監査・審査・検査業務/監査事務局/71 万円		② 監査機能の強化、専門性の向上に資する調査・研究/監査事務 局/12 万円	
本市の監査基準を基に、公正で合理的かつ効率的な行政運営が図られる よう各種監査を実施していきます。 また、近年の本市をめぐる社会情勢に注視し、これまで以上に監査能力 の向上や監査の充実を図り、監視機能を高めていきます。 特に、令和 4 年に発覚した不祥事を受け、所属における再発防止策の状 況等についての監査を実施します。 また、学校施設等の安全・安心な視点を踏まえた監査体制の構築に向 け、検討を進めていきます。 加えて透明性を図るため、分かりやすい監査結果の公表に努めます。		【部局間連携】		【市民協働／官民連携】	

【令和5年度 様式】

令和5年度 農業委員会事務局 行政運営方針

I 農業委員会事務局 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	10 食料・農業・農村	2 農業の持続的発展

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 10	食料・農業・農村	施策 1	農業の持続的発展	 
	重点方針 – 施策の方向性 –	優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地等の利用の最適化に取り組みます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 担い手への農地の集積・集約化の推進 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、今後とも農地等の利用の最適化の成果がより高められるよう、農業委員等による最適化推進活動を効果的に展開するための環境を整備するとともに、地域計画の作成支援に対する農業委員等の関わりを強化し、農地の集積・集約化に取り組みます。 ② 優良農地の確保 利用状況調査による遊休農地の現状把握に努め、再生利用が可能な農地の所有者に対しては、農地利用意向調査を実施し、適宜、適切な指導を通して優良農地の確保と農地の有効活用を図ります。 ③ 新規参入の促進 会津若松市新規就農者支援センターとの連携による新規就農者へのアドバイスと農地のあっせんにより、若い農業者等の就農を促進するとともに多様な担い手の適切な農業参入を支援し、経営能力の向上を図るための研修会を開催します。 ④ 関係行政機関等に対する意見の提出 農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農地等の利用の最適化を推進するため必要な施策について取りまとめ、関係行政機関へ意見を提出します。		① 農地利用集積事業／農業委員会事務局／11 万円 ② 機構集積支援事業／農業委員会事務局／93 万円 【部局間連携】 ① 農政部農政課との連携の下、認定農業者、認定就農者のほか多様な担い手の育成・確保及び各集落における地域計画の作成の取組、農地中間管理事業を活用した農地利用集積・集約化を推進します。 ② 会津若松市農業再生協議会（事務局・農政部農政課）との連携の下、福島県遊休農地等再生対策支援事業補助金等を活用し、遊休農地の再生利用を促進します。 【市民協働・官民連携等】 なし		

【令和5年度 様式】

令和5年度 上下水道局 行政運営方針

I 上下水道局 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	32 上下水道	1 水道水の安定した供給と健全な経営
2		3 安定した汚水処理サービスの提供

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 32	上下水道	施策 1	水道水の安定した供給と健全な経営 
	重点方針 – 施策の方向性 –	水道事業を取り巻く構造的な課題への対策（適正な料金水準の確保、水道施設の耐震化と更新、水源の水質対策、デジタル技術の活用など）に取り組むことで、水道事業の基盤強化を図り、広域連携や公民連携などの手法を用いて、人材育成や技術力の継承と発展に努め、持続可能な水道事業の実現を目指します。		
	【重点的取組】 ① 水道施設の更新及び耐震化の推進と再編の実施 水道わかまつ施設整備アクションプランに基づき、デジタル技術を活用しながら、老朽化した水道施設の更新と耐震化を進めます。また、浄水場の統廃合や配水区再編の計画を策定し、効率的な水運用を目指します。 ② デジタル技術の活用の推進による水道DXの実現 IoTなどのデジタル技術を活用し、工事品質の向上や、水道施設の保全や監視、診断を実施するとともに、マッピングシステム（デジタル管路図）による施設情報の一元化を行うなど、デジタル技術を積極的かつ広域的に活用しながら水道DXを推進することで、業務の効率化と水道施設の安全性の向上と最適化に努めます。 ③ 東山浄水場の原水水質への対策 東山浄水場の原水となる東山ダム貯水の水質に対する水処理対策を講じ県と連携して貯水水質の対策の調査検討を行うことで、水道水の品質確保と浄水処理コストの低減化を目指します。 ④ 将来にわたり水道事業を持続していく取組 周辺事業体との広域連携を進めながら、技術の共通化・標準化を図ることで職員のマネジメント力の向上による水道技術の確保と継承に努めます。また、第三者委託制度の活用により公民が連携し、同じ技術水準で事業を履行する効率的な事業運営を行うことで、水道事業の持続に必要な基盤強化に努めます。		【主要事業の一覧】 ① 配水施設更新事業 及び 東山浄水場計装設備更新・大戸配水区再編事業／上水道施設課／9億8,157万円 ② 水道DXの推進（デジタル技術を活用した工事の施工品質向上及び水道施設の維持管理等の最適化）／上水道施設課／2,527万円 ③ 東山浄水場水質対策業務及び東山ダム維持管理費負担金／上水道施設課／2,256万円 ④ 第三者委託制度を活用した浄水場運転管理業務及び送配水施設維持管理等業務／上水道施設課／6億466万円 ⑤ 上下水道事業の広報活動の充実／総務課／718万円 【部局間連携】 ・水道水源を守るために猪苗代湖周辺の巡視を行い、他部局との情報を共有し、猪苗代湖の環境保全に努めます。 ・地下埋設物の輻輳箇所や道路工事などの他部局の事業箇所の情報を共有し、工事の予算編成に反映することで工事費の縮減など事業の効率化に努めます。 【市民協働・官民連携等】 ・水道の広域連携については周辺事業体と締結した「技術連携協定」に基づき、業務委託の発注や技術支援事業、緊急時における応急給水など、スケールメリット等を生かしながら連携していきます。	

⑤ 広報誌やSNSを活用した上下水道事業の広報活動の充実 広報誌を活用し、上下水道事業への関心や理解を深める機会の提供に取り組み、インフラ整備の「見える化」を推進します。また、SNSを活用し、必要な情報発信に努めます。	・デジタル技術の活用にあたっては、民間事業者と連携し、共同研究や実証事業などを取り入れながら、技術内容を研究・検討し、導入していきます。 ・工業高校及び水道工事受注者と連携して「高校生出前講座」を開催し、上水道の仕事の魅力を発信することで、産官学が協力して、次世代の水道技術を担う人材の確保に努めます。
--	--

重点方針 No.2	政策分野 32	上下水道	施策 3	安定した污水处理サービスの提供	
	重点方針 －施策の方向性－	快適で衛生的な生活環境の提供と河川等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽の普及を推進します。また、持続可能な污水处理サービスを提供するとともに施設の運用における脱炭素化や下水汚泥の堆肥化を推進します。			
	【重点的取組】 ① 地域に適した下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業）の運営 快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全を図るため、地域に適した下水道整備を推進します。特に、公共下水道事業については、事業認可拡大区域 155ha（R3～7 カ年計画：花見ヶ丘地区、東年貢地区、飯寺地区など）の整備を図ります。 ② 下水道施設の長寿命化の推進 下水道管渠の適正な維持管理と機能保全のため、下水道ストックマネジメント計画（現計画（R3～14）：東山地区、居合地区）に基づき、施設の長寿命化対策に取組みます。 ※公共下水道管渠延長 447kmのうち 30 年経過 170km：全体の約 38% また、建設から 40 年が経過した下水浄化工場内の反応タンク及び消毒設備の施設機能更新や農業集落排水事業の機能強化事業（湊地区、北会津地区における処理施設の統合）に取組みます。 ③ 下水道接続率の向上 下水道接続率を向上させるため、戸別訪問や水洗便所改造資金融資あっせん制度等の案内に努めていきます。 また、汚水衛生処理率（個人設置の合併浄化槽を含む水洗化率）は、約 79%であり、普及の推進に努めます。 ※汚水衛生処理率=水洗化済人口／市全人口 ④ 下水道施設の脱炭素化 下水浄化工場において、処理の過程で発生する消化ガスを活用した発電設備の増設など、脱炭素化への取組を推進します。 ⑤ 下水汚泥の堆肥化推進 污水处理から発生する下水汚泥について、堆肥化委託や処理場内設備での堆肥化を推進します。		【主要事業の一覧】 ①③公共下水道事業／下水道施設課／7 億 3,410 万円 ・汚水衛生処理率（R4）82% （水洗化済人口 78,719 人÷対象人口 95,917 人） 農業集落排水事業／下水道施設課／300 万円 ・汚水衛生処理率（R4）77% （水洗化済人口 3,224 人÷対象人口 4,168 人） 個別生活排水事業／下水道施設課／1 億 2,880 万円 ・汚水衛生処理率（R4）56% （水洗化済人口 7,248 人÷対象人口 12,922 人） ② 長寿命化対策の推進 公共下水道事業／下水道施設課／2 億 7,377 万円 ・管路施設長寿命化対策（管更生工事・実施設計） ・下水浄化工場施設の機械設備の更新 農業集落排水事業／下水道施設課／2 億 100 万円 ・北会津地区、湊地区における処理施設の統合（機能強化） ④ 下水道施設の脱炭素化／下水道施設課 さらなる脱炭素化を推進するため、消化ガス発電設備の増設や高効率な施設への改築を進めていきます。（消化ガス発電設備の増設：実施 3 台／計画 4 台） ※消化ガス年間発生量（R4）：922 千 m ³ ⇒うち有効活用分：780 千 m ³ （84.6%） ⑤ 下水汚泥の堆肥化推進／下水道施設課 下水汚泥の年間発生量 3,720t（R4）のうち、堆肥化は、2,445t（65.7%）であり、現在焼却埋立としている 1,275t（34.3%）についても堆肥化を推進していきます。 【部局間連携】 ・「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき猪苗代湖の水環境の保全に努めます。		

		【市民協働・官民連携等】 ・「小学生への出前講座」や「下水浄化工場の見学会」を開催し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全と持続的な污水处理の必要性について、市民の方々の理解と協力を努めます。 ・下水汚泥の堆肥について、市民団体等と連携し試験農場での使用方法などを研究し、利用拡大を図ります。
--	--	---